

588

合本日史挿畫解説

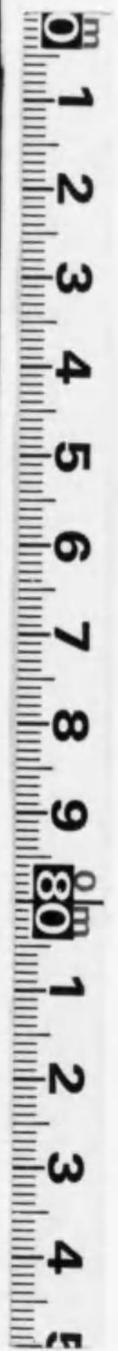
362
264

廣島文理科大学教授

栗田元次編



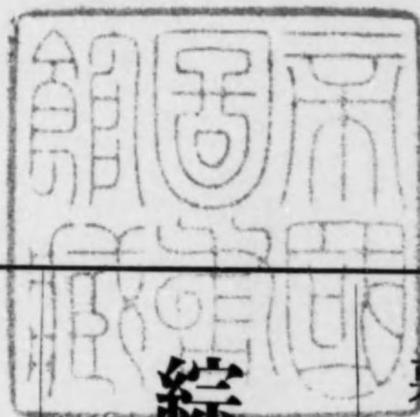
東京中央文館藏版



始



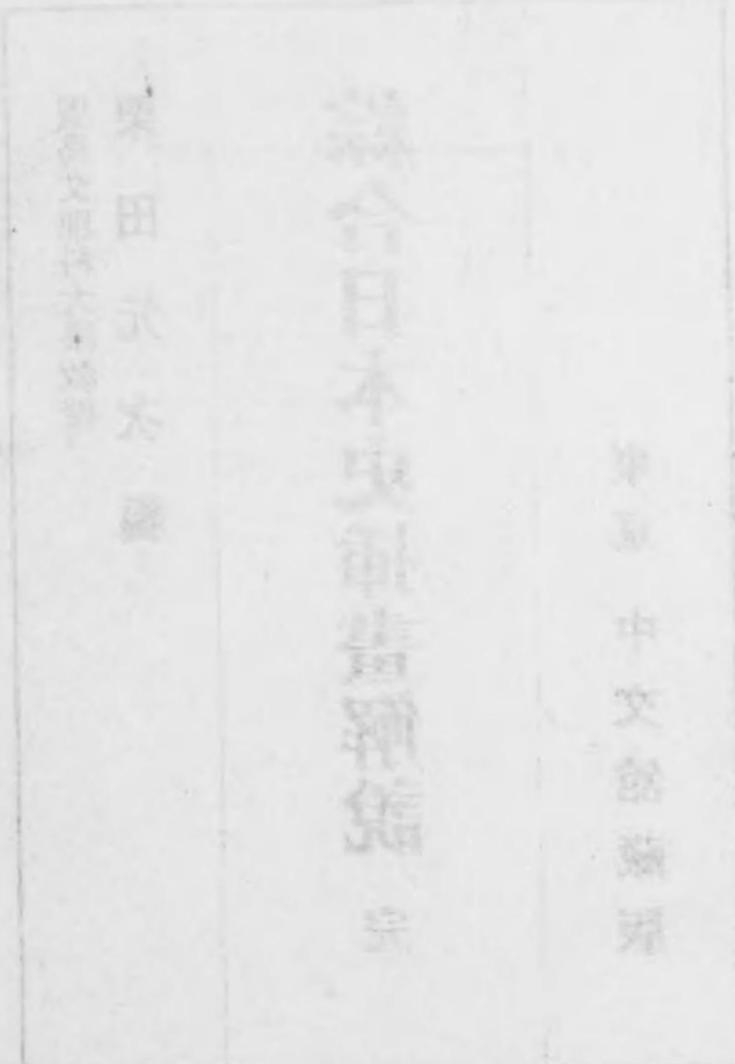
特 223
641



廣島文理科大学教授
栗田元次編

綜合日本史挿畫解説
完

東京 中文館藏版



669-74

1. 7. 144

凡 例

本書は拙著中學綜合日本史（中學校新制甲案用）・新制綜合日本史（中學校新制乙案用）及び女子綜合日本史（高等女
學校用）に挿入した挿畫地圖を解説し、それに關聯して史實を説明し、且その取扱方にも及んだものである。

配列は時代別にして各時代略々教科書記述の年代順に従つたが、三書の記述順序がそれぞれ異なる所ある爲、多少順
序の不同を免れなかつた。又文化關係の挿畫のみは何れも各時代の最後にまとめて置いた。これも大體教科書の順序に
従つたものである。

目次括弧内及び本文題目下ゴデツクの細字は各挿畫所在の書名・編・章・節を示したもので、何れも紙面の繁雜を避けて
略號を用ひた。「新」及び「新制」は「新制綜合日本史」「中」及び「中學」は「中學綜合日本史」「女」及び「女子」は「女
子綜合日本史」の略であり、目次の「上」「初」は何れも「上級用」「初級用」の略、數字は新制にあつては章、中學に
あつては章及び節、女子にあつては編及び章を示したものである。

匆卒の間の編纂のため、繁簡宜しきを得ざるものも少くないが、教授者諸氏に多少の参考ともなれば幸である。

昭和八年十一月三日

外遊出帆に際して

著 者 識

目次

第一編 古 代 (神代—大化改新)

伊勢神宮式年遷宮式 (新上一・中上一ノ二) 一

出雲大社 (新初一・中初一ノ一・女一ノ一) 五

出雲大社平面圖及正面圖 (中上一ノ二) 五

神武天皇御東征順路圖 (新初二・中初一ノ二・女一ノ二) 六

神武天皇畝傍山東北陵 (中上一ノ三・女一ノ二) 七

橿原神宮 (新初一・中初一ノ二・女一ノ二) 七

皇太神宮 (新初二・中初一ノ三・女一ノ三) 八

伊勢神宮平面圖及側面圖 (中上一ノ二) 八

日本武尊御東征圖 (新初二・中初一ノ三・女一ノ四) 九

熱田神宮 (新初二・中初一ノ三・女一ノ四) 一〇

建部神社 (新上一・中上一ノ三) 一一

石 器 (女一ノ四) 一一

埴輪及び石棺 (新初三別・中初一ノ三別・女一ノ三別) 一二

古墳出土品 (新初三別・中上一ノ一別) 一二

上古の狩と農業 (新初ノ三) 一三

銅鐸文様に現れた狩獵と農業(中上二ノ一)……………三

漢委奴國王印(新上三・中上二ノ二)……………四

箕子陵(女一ノ五)……………四

神功皇后木像(新初四・中初一ノ三・女一ノ五)……………五

香椎宮(新初四・中初一ノ三・女一ノ五)……………五

神功皇后三韓征伐圖(新初四・中初一ノ三・女一ノ五)……………五

高麗廣開土王の碑(新上三・女一ノ五)……………七

菟道稚郎子御墓(新初四・中上二ノ二)……………八

應神天皇陵(新初三・中上二ノ一・女一ノ六)……………八

仁德天皇陵(新初四・中初一ノ四・女一ノ六)……………九

豐受大神宮(新初四・中初一ノ四・女一ノ七)……………九

聖德太子像(新初五・中初一ノ四・女一ノ九)……………九

聖德太子御墓(新初四・中上二ノ二)……………一〇

聖德太子御自筆法華義疏(新上三・中上二ノ二)……………一〇

法隆寺全景(新初四別・中初一ノ四別・女一ノ九別)……………一〇

法隆寺平面圖(新上三・中上二ノ二)……………一三

法隆寺釋迦三尊銅像(新上三別・中上二ノ二別)……………一六

山西省天龍山第三窟佛龕(新上三別)……………一七

法隆寺玉蟲厨子(中上二ノ二別)……………一七

飛鳥時代の刺繍(中宮寺曼荼羅)(中上二ノ二)……………一九

第二編上 上代第一期(大化改新—奈良時代)

中臣鎌足(新初五・中初一ノ五・女一ノ十)……………二九

天智天皇陵(新初五・中初二ノ一・女二ノ三)……………三〇

談山神社(新初五・中初二ノ一・女二ノ三)……………三〇

水城址(新初五・女二ノ二)……………三〇

太宰府趾(新初五・中初二ノ一・女二ノ三)……………三二

阿倍比羅夫征伐要地圖(新初五・中初二ノ二・女二ノ二)……………三三

天皇御璽太政官印・大藏省印(新初五・中上三ノ二・女二ノ三)……………三三

大寶二年戶籍(新初五・中上三ノ二)……………三一

遣唐使行路圖(新初六・中上四ノ一)……………三三

西南諸島圖(新初六・中初二ノ二)……………三四

蝦夷征伐圖(新初七・中初二ノ四・女二ノ八)……………三五

多賀城址(新初六・中初二ノ二・女二ノ八)……………三六

上代帝都圖(新初六・女一ノ二)……………三六

平城京圖(新初六別・中初二ノ二別・女二ノ四別・新上三・中上三ノ三)……………四〇

平城京朝堂院址(新初六・女二ノ四)……………四一

唐長安京圖(新上三)……………四二

皇朝十二錢(新初六)……………四四

和銅開珎(中初二ノ二・女二ノ四)……………四四

東大寺大佛殿(新初六・中初二ノ三・女二ノ五)……………四
 東大寺大佛(新初六・中初二ノ三・女二ノ五)……………四
 光明皇后御筆蹟(新初六・中初二ノ三・女二ノ五)……………四
 舍人親王(中初二ノ三・女二ノ六)……………四
 宇佐八幡宮(女二ノ七)……………四
 護王神社(新初六・中初二ノ二・女二ノ七)……………四
 百萬塔と陀羅尼(新初六・中初二ノ三・女二ノ六)……………四
 唐招提寺金堂(新初六・女二ノ五)……………四
 奈良時代寺院建築の一例(中上四ノ四)……………四
 藥師寺伽藍配置圖(新上三・中上四ノ二)……………五
 正倉院(新初六・中上四ノ四)……………五
 正倉院御物(新初六別・中上四ノ四別・女二ノ五別)……………五
 法華堂十一面觀音(新上三別)……………五
 洛陽龍門の菩薩(新上三別)……………五
 東大寺法華堂梵天像(新初六別・中上四ノ四別)……………五
 東大寺法華堂執金剛神像(新初六別・中上四ノ四別)……………五
 正倉院御物狩獵文錦(新上三)……………五
 ベルンヤ風の狩獵文樣錦(中上四ノ一)……………五
 ササン朝ベルンヤの絹織物(新上三)……………五
 吉祥天畫像(新上三別・中上四ノ四別・女二ノ五別)……………五

第二編下 上代第二期 (平安時代)

西城發掘樹下美人の圖(新上三)……………五
 文官の服裝(新上三・中初二ノ三)……………六
 婦人服裝(女二ノ六)……………六
 奈良時代散樂の圖(新上三・中上四ノ五)……………六

桓武天皇(女二ノ八・中初二ノ四)……………三
 平安京圖(新初七別・中初二ノ四別・女子二ノ八別・中上三ノ三)……………三
 大内裏圖及内裏圖(新初七・中初二ノ四)……………三
 平安神宮(新初七・中初二ノ四・女二ノ八)……………三
 基經筆蹟(新初八・中上三ノ三)……………三
 春日神社(新初八・中初二ノ五・女二ノ九)……………三
 醍醐天皇(新初八・中初二ノ五・女二ノ十)……………三
 菅原道真(新初八・中初二ノ五・女二ノ十)……………三
 菅原道真太宰府配居圖(新初八別・中初二ノ五別・女二ノ十)……………三
 北野神社(中上十ノ三・女二ノ十)……………三
 最澄(新初七・中初二ノ六・女二ノ十二)……………三
 延曆寺(新初七・中初二ノ六・女二ノ十二)……………三
 空海(新初七・中初二ノ六・女二ノ十二)……………三
 金剛峯寺(新初七・中初二ノ六・女二ノ十二)……………三

僧形八幡像(新上四・中上四ノ二)……………七〇

室生寺金堂(新上四)……………七一

高野山不動明王畫像(新初九別)……………七二

河内觀心寺如意輪觀音木像(新上四別)……………七二

三筆筆蹟(新初九・中上四ノ三・女二ノ十二)……………七三

王羲之筆蹟(新上四)……………七四

道長筆御堂關白記(新初八)……………七五

奥羽要地圖(新初十・中初二ノ五・女三ノ一)……………七六

前九年役合戰圖(新初十・女二ノ十六)……………七六

後三年役合戰圖(新初十・中初二ノ五・女二ノ十六)……………七六

高 館(女二ノ十六)……………七九

源氏物語繪卷(新初九)……………八〇

三蹟筆蹟(新上四・中上四ノ三・女二ノ十五)……………八〇

上代様草假名(新初九・中上四ノ三)……………八二

鳳凰堂全景(新上四別・中上四ノ四別・女二ノ十五別)……………八三

鳳凰堂本尊阿彌陀如來木像(新初九別・中上四ノ四別・女二ノ十五別)……………八四

聖衆來迎圖(新上四別・中上四ノ四別)……………八四

藤原氏榮華の圖(中上四ノ五別)……………八五

平安時代の風俗(新上四別・中初二ノ六別・女二ノ十五別)……………八五

寢殿造(新初九・中初二ノ六・女二ノ十五)……………八六

寢殿造平面圖(新上四・中上四ノ五)……………八七

僧 兵(新初八・中初二ノ七・女二ノ十七)……………八七

法會の圖(新初八・中初四ノ二)……………八九

平治の亂(新初十・女二ノ十八)……………八九

源義朝の墓(新初十・中初二ノ八・女二ノ十八)……………八九

後白河法皇(新初八・中初二ノ七・女二ノ十八)……………八九

源平時代要地圖(新初十・中初二ノ九・女二ノ十九)……………九一

平 清 盛(新初十・中初二ノ八)……………九一

清盛筆蹟(新初十・中上五ノ一)……………九六

平 重 盛(新初十・中初二ノ九・女二ノ十九)……………九六

平家の都落(新初十・中初二ノ九・女二ノ十九)……………九七

屋 島(女二ノ十九)……………九七

壇ノ浦合戰圖(新初十・中初二ノ九・女二ノ十九)……………九八

建禮門院(女二ノ十九)……………九八

中尊寺金色堂内部(新初九・中上四ノ四)……………九八

中尊寺一字金輪像(新初九別・中上四ノ四別)……………九九

嚴島神社平家納經及同外形(新初九別・中上四ノ四別)……………九九

嚴島神社(新初九・中上四ノ四)……………一〇〇

第三編 中世 (鎌倉時代—桃山時代)

源 賴 朝 (新初十一・中初三ノ一・女三ノ一)……………101
 源 賴 朝 筆 蹟 (新初十一・中上五ノ二・女三ノ一)……………101
 九 條 兼 實 (新初十一・中上五ノ二)……………101
 鎌 倉 圖 (新初十一・中初三ノ一・女三ノ一)……………101
 源 賴 家 (新初十一・中初三ノ一・女三ノ二)……………101
 鶴ヶ岡八幡宮 (新初十一・中初三ノ一・女三ノ二)……………101
 承久の變要地圖 (新初十一・中初三ノ三・女三ノ三)……………101
 後鳥羽天皇 (新初十一・中初三ノ三・女三ノ三)……………101
 北條時賴 (新初十一・中初三ノ一・女三ノ三)……………101
 貞永式目 (新初十一・中上五ノ二)……………101
 大 覺 寺 (新初十一・中初三ノ三・女三ノ六)……………101
 花園 天皇 (女三ノ六)……………101
 蒙古領土圖 (新初十二・女三ノ四)……………101
 北條時宗 (新初十二・女三ノ四)……………101
 文永の役圖 (新初十二・女三ノ四)……………101

石 壘 位 置 圖 (新初十二・女三ノ四)……………101
 元冠防壘位置圖 (新初十二・中上五ノ二)……………101
 元冠防壘址 (新初十二・中上五ノ二・女三ノ四)……………101
 元冠要地圖 (新初十二・女三ノ四)……………101
 龜 山 天 皇 (新初十二・女三ノ四)……………101
 龜山上皇御宸筆 (新初十二・中上五ノ二)……………101
 騎 射 の 圖 (新初十三・中初三ノ二・女三ノ五)……………101
 法 然 (新初十三・中初三ノ二・女三ノ五)……………101
 法 然 配 居 圖 (新初十三・中上六ノ二・女三ノ五)……………101
 親 鸞 筆 蹟 (新初十三・中初三ノ二・女三ノ五)……………101
 親 鸞 筆 蹟 (新初十三・中上六ノ二・女三ノ五)……………101
 榮 西 (新初十三・中初三ノ二・女三ノ五)……………101
 日 蓮 (新初十三・中初三ノ二・女三ノ五)……………101
 日 蓮 筆 蹟 (新初十三・中上六ノ二)……………101
 北條實時 (新初十三・中初三ノ二)……………101
 金澤文庫印 (新初十三・中上六ノ二)……………101
 東大寺南大門 (新上六・中上六ノ二)……………101
 圓覺寺舍利殿 (新初十三・中上六ノ二・女三ノ五)……………101
 東大寺南大門仁王(金剛力士)像 (新初十三・中初三ノ二・女三ノ五)……………101
 天燈鬼・龍燈鬼 (新上五・中上六ノ二)……………101

宋夏珪筆山水圖(新上六)……………二九
 一遍上人繪卷(新初三別・女三ノ五別)……………二九
 尊圓法親王御筆蹟(新初三・女三ノ五)……………二九
 藤原定家筆蹟(新初三)……………二九
 後醍醐天皇(新初十四・中初三ノ四・女三ノ七)……………三〇
 笠置山(新初十四・中初三ノ四・女三ノ七)……………三〇
 楠木正成筆蹟(新初十四・中上六ノ二・女三ノ七)……………三〇
 名和長年筆蹟(新初十四・女三ノ七)……………三〇
 新田義貞筆蹟(新初十四・女三ノ七)……………三〇
 足利尊氏(新初十四・中初三ノ四・女三ノ七)……………三一
 足利尊氏筆蹟(新初十四・中上七ノ一)……………三一
 護良親王筆蹟(新初十四・女三ノ八)……………三一
 鎌倉宮(新初十四・中初三ノ四・女三ノ八)……………三一
 湊川神社(新初十四・中初三ノ四)……………三一
 光圀建碑前の正成塚(新上十一・中上十二ノ一・女三ノ八)……………三一
 湊川神社の楠正成の墓(同前)……………三一
 吉野行宮址(新初十四・中初三ノ五・女三ノ九)……………三二
 吉野山(新初十四)……………三二
 阿倍野神社(新初十四・中初三ノ五・女三ノ九)……………三二
 新田義貞戦死の所(新初十四・中初三ノ五・女三ノ九)……………三二

後醍醐天皇陵(新初十四・中初三ノ五・女三ノ九)……………三二
 吉野朝時代要地圖(新初十四別・中初三ノ五別・女三ノ九別)……………三二
 吉野朝時代近畿北國要地圖(女三ノ八)……………三二
 四條畷神社(新初十四・中初三ノ五・女三ノ九)……………三二
 菊池神社(新初十四・中初三ノ五・女三ノ九)……………三二
 足利義滿(新初十五・中初三ノ六・女三ノ十)……………三三
 足利義滿(中上七ノ一)……………三三
 金閣(新初十五・女三ノ十)……………三三
 足利義教(新初十五・中初三ノ六・女三ノ十一)……………三三
 關東要地圖(新初十五・中初三ノ六・女三ノ十一)……………三三
 足利義政(中上七ノ一・女三ノ十一)……………三三
 足利義政(新初十五・中初三ノ八)……………三三
 應仁亂要地圖(女三ノ十二)……………三四
 應仁合戰圖(新初十五・女三ノ十二)……………三四
 明の國書(新初十六・中上八ノ一)……………三五
 足利義持(新初十六)……………三五
 永樂通寶(新初十六・中初三ノ七・女三ノ十三)……………三五
 遺明使策彦歸朝圖(新初十六・中上八ノ一)……………三五
 大内氏勘合印(新初十六・中上八ノ一・女三ノ十三)……………三五
 夢窓(新初十七・中初三・七・女三ノ十四)……………三五

南 禪 寺 (新初十七・中上七ノ二) 一三〇

蓮如の御文章 (新初十七・中上七ノ二) 一三六

足利 學 校 (新初十七・中初三ノ七・女三ノ十四) 一三六

謠 本 高 砂 (新初十七・中上七ノ二・女三ノ十四) 一三六

雪舟筆山水圖 (新初十七別・中上七ノ二別・女三ノ十四別) 一三六

狩野元信筆山水圖 (同前) 一四〇

雪 舟 (新初十七・中初三ノ七・女三ノ十四) 一四〇

銀 閣 (新初十七・中初三ノ七・女三ノ十四) 一四〇

室町時代(銀閣東求堂)茶室 (新上六・中上七ノ二・女三ノ十四) 一四〇

室町時代の庭園 (新初十七・中上七ノ二) 一四二

北 條 早 雲 (新初十八・中初三ノ九・女三ノ十六) 一四三

北 條 氏 康 (新初十八・中初三ノ九) 一四三

上 杉 謙 信 (新初十八・中初三ノ九・女三ノ十六) 一四三

春日山城址 (女三ノ十六) 一四四

武 田 信 玄 (新初十八・中初三ノ九・女三ノ十六) 一四四

戰國時代群雄割據圖 (新初十八別・中初三ノ九別・女三ノ十六別) 一四四

大 内 義 隆 (新初十八・中初三ノ九・女三ノ十六) 一四五

毛 利 元 就 (新初十八・中初三ノ九・女三ノ十六) 一四六

後奈良天皇宸筆般若心經奥書 (新初十八・中上九ノ一・女三ノ十五) 一四六

三條西實隆 (新初十八・中上九ノ一) 一四七

平 戸 圖 (新初十九・中上八ノ二・女三ノ十七) 一四七

ザビエル (新初十九・中初三ノ十・女三ノ十七) 一四七

南 蠻 寺 の 鐘 (新上七・中初三ノ十・女三ノ十七) 一四八

伊 東 滿 所 (新初十九・中初三ノ十・女三ノ十七) 一四八

ローマ字の印 (新初十九・中上八ノ二・女三ノ十七) 一四八

伊東滿所等ローマ入城式 新初十九別・中上八ノ二別) 一四九

南 蠻 寺 (新上七別・中初三ノ十別・女三ノ十七別) 一五二

信 長 花 押 (中上九ノ二) 一五三

信 長 朱 印 (新初二十・中上九ノ二・女三ノ十八) 一五三

織 田 信 長 (新初二十・中初三ノ九・女三ノ十八) 一五三

清洲桶狭間安土姉川位置圖 (中初三ノ九・女三ノ十六) 一五三

安 土 城 址 (新初二十・中初三ノ九・女三ノ十八) 一五三

三方ヶ原長篠位置圖 (新初二十・中初三ノ九・女三ノ十八) 一五三

長篠合戦圖 (新初二十・中上九ノ二・女三ノ十八) 一五三

信長の最大領域圖 (新初二十・中初三ノ九・女三ノ十八) 一五三

織田信長墓 (中上九ノ二・女三ノ十八) 一五三

豊 臣 秀 吉 (新初二十・中初三ノ九・女三ノ十九) 一五七

賤ヶ嶽小牧山位置圖 (新初二十・中初三ノ九・女三ノ十九) 一五七

秀吉の花押 (新初二十・中上九ノ二) 一五八

秀吉の朱印 (新初二十・中上九ノ二・女三ノ十九) 一五八

小牧山模型(新初二十・中初三ノ九・女三ノ十九)……………一五九

大 阪 城(新初二十・中初三ノ九・女三ノ十九)……………一五九

後陽成天皇(新初二十・中初三ノ九・女三ノ十九)……………一六〇

聚 樂 第(新初二十・中上九ノ二・女三ノ十九)……………一六〇

小田原役要地圖(中初三ノ九・女三ノ十九)……………一六〇

伊 達 政 宗(女三ノ十九)……………一六一

朝鮮役要地圖(新初二十・女三ノ二十)……………一六一

明 の 國 書(新初二十・中初三ノ十・女三ノ二十)……………一六三

耳 塚(中上六ノ二)……………一六三

高山國への國書(新上七・中上八ノ三)……………一六四

印度副王書翰(新上七・中上八ノ三・女三ノ二十)……………一六五

豊臣秀吉の墓(新初二十・中初三ノ十)……………一六七

北 政 所(女三ノ二十)……………一六九

飛 雲 閣(新初二十・中初三ノ十・女三ノ二十)……………一六九

豊國神社圖(新初二十・中上八ノ三・女三ノ二十)……………一七〇

狩野永徳筆唐獅子(新初二十別・中上八ノ三別・女三ノ二十別)……………一七〇

西本願寺書院内部(同前)……………一七一

大徳寺唐門(女三ノ二十)……………一七一

第四編 近 世 (江戸時代)

德川 家 康(新初二十一・中初四ノ一・女四ノ一)……………一七三

關ヶ原役圖(新初二十一・中初四ノ一・女四ノ一)……………一七三

德川家康筆蹟(新初二十一・中上十ノ一・女四ノ一)……………一七六

德川家康朱印(同前)……………一七六

前 田 利 家(女四ノ一)……………一七六

片 桐 且 元(女四ノ一)……………一七六

方廣寺の鐘と銘(新初二十一・女四ノ一)……………一七九

大阪夏の陣瓦版圖(新初二十一)……………一七九

大阪陣中の家康(中初四ノ一・女四ノ一)……………一八〇

豊臣秀頼筆蹟(新初二十一・中上十ノ一)……………一八一

後水尾天皇(新初二十一・女四ノ二)……………一八一

後光明天皇(女四ノ二)……………一八一

天 海(女四ノ五)……………一八二

德川 秀 忠(女四ノ二)……………一八二

德川 家 光(新初二十一・中初四ノ一・女四ノ二)……………一八二

春 日 局(女四ノ二)……………一八二

江戸城の圖(新上八・中上十ノ一・女四ノ二)……………一八三

大名 行 列(新初二十一・中上十一ノ一・女四ノ二)……………一八三

武家諸法度(新初二十一・中上十ノ一)……………一八三

江戸 古 圖(新上十別)……………一八六

江戸越後屋呉服店(新上十).....一六六

江戸火消の圖(新上十).....一六七

江戸町火消(中上十ノ四).....一七八

江戸時代の町家(新上八).....一八八

江戸時代の農家(新上八).....一八九

元祿時代の皇居(新上八).....一九〇

御朱印状(新初二十二・中上十ノ二・女四ノ三).....一九一

西班牙製時計(女四ノ三).....一九二

臺南ゼーランジャ城(新初二十二・中上十ノ二).....一九三

ジエームス一世の國書(新初二十二・中上十ノ二).....一九四

日歐交通圖(新初二十二・中上十ノ二・女四ノ三).....一九五

支倉常長(新初二十二・中初四ノ二・女四ノ三).....一九六

支那及び南洋諸國要地圖(新初二十二・中初四ノ二・女四ノ三).....一九七

鄭成功(新初二十二・中上十ノ二).....一九八

朝鮮使節行列の圖(中上十ノ三).....一九九

末吉船(中上十ノ二・女四ノ三).....二〇〇

山田長政(新初二十二・中初四ノ二).....二〇一

山田長政の軍艦(新初二十二・中初四ノ二・女四ノ三).....二〇二

濱田彌兵衛の活動(新初二十二・中初四ノ二・女四ノ三).....二〇三

原城攻圍圖(女四ノ三).....二〇四

原城本丸址(新初二十二・中初四ノ二・女四ノ三).....二〇五

島原役要地圖(新初二十二・女四ノ三).....二〇六

島原亂賊徒の旗(新上七・女四ノ三).....二〇七

島原一揆の旗(中上十ノ二).....二〇八

切支丹禁制々札(新初二十二・中上十ノ二・女三ノ二十).....二〇九

踏繪(新初二十二・女四ノ三).....二一〇

踏繪の圖(女四ノ三).....二一一

マリヤ觀音(新初二十二・中上十ノ三・女四ノ三).....二一二

切支丹墓(新初二十二・中上十ノ二・女四ノ三).....二一三

長崎出島蘭館内部(中上十ノ二).....二一四

長崎出島圖(新上七).....二一五

出島(新初二十二・女四ノ三).....二一六

長崎出島のオランダ商館(中初四ノ二).....二一七

元祿時代長崎繪圖(新初二十二別・中上十ノ二別).....二一八

保科正之(新初二十三・中初四ノ一・女四ノ四).....二一九

綱吉筆蹟(新初二十三・中上十ノ三・女四ノ四).....二二〇

元祿時代諸大名配置圖(中上十一ノ一別・女四ノ二別).....二二一

赤穂義士切腹の圖(中上十ノ三).....二二二

新井白石(新初二十三・中初四ノ一・女四ノ四).....二二三

新井白石自筆自叙傳(中上十ノ三).....二二四

太平記(新上七)……………二二四

耶蘇會刊行の太平記(中上八ノ二)……………二二三

平家物語(新上七)……………二二四

耶蘇會刊行の平家物語(中上八ノ二)……………二二四

慶長勅版(新初二三)……………二二五

湯島聖堂圖(新初二三・中初四ノ三・女四ノ五)……………二二五

湯島聖堂(新上九)……………二二六

藤原惺窩(新初二三・中初四ノ三・女四ノ五)……………二二七

林羅山(新初二三・中初四ノ三・女四ノ五)……………二二七

伊藤仁齋(新初二三・中初四ノ三・女四ノ五)……………二二七

荻生徂徠(新初二三・中上十ノ三・女四ノ五)……………二二七

中江藤樹(中初四ノ三・女四ノ五)……………二二七

山鹿素行(新上九・中上十ノ三・女四ノ五)……………二二八

貝原益軒(新初二三・中上十ノ三・女四ノ五)……………二二八

山崎闇齋(新上九・中初四ノ五・女四ノ五)……………二二八

木下順庵(新上九)……………二二八

貞享曆(新上九・中上十ノ三)……………二二九

寺子屋(新初二三・中初四ノ三・女四ノ九)……………二二九

隱元(新初二三・女四ノ五)……………二二九

黄檗山萬福寺(新上九・中上十ノ三・女四ノ五)……………二二九

松尾芭蕉(新初二三・中初四ノ三・女四ノ五)……………二三〇

芭蕉筆蹟(新上九・中上十ノ三)……………二三〇

近松門左衛門(新初二三・中初四ノ三・女四ノ五)……………二三〇

井原西鶴(新初二三・中上十ノ三・女四ノ五)……………二三〇

姫路城(中上十ノ三)……………二三〇

日光東照宮(新初二三別・中上十ノ三別・女四ノ五)……………二三〇

狩野探幽筆虎圖(新上九別・中上十ノ三別)……………二三四

菱川師宣筆歌舞伎圖(新上九別・中上十ノ三別)……………二三五

尾形光琳筆梅花圖(新初二三別・中初四ノ三別・女四ノ五別)……………二三五

英一蝶筆雷(新上九・中上十ノ三)……………二三五

狩野探幽(新初二三・中初四ノ三)……………二三五

菱川師宣筆花見圖(新上九)……………二三五

元祿時代の風俗(中上十ノ三・女四ノ四)……………二三六

江戸時代の禮装(女四ノ六)……………二三七

江戸時代の金銀貨(新上十別・中上十ノ三別)……………二三七

藩札(新上十・中上十一ノ一)……………二三八

角倉了以(新上十・女四ノ六)……………二三八

大井川渡の圖(新上十)……………二四〇

徳川吉宗(新初二十四・中初四ノ一・女四ノ七)……………二四〇

田沼意次(新初二十四・中初四ノ四)……………二四〇

淺間山噴火の圖(新初二十四)……………二四

松平定信(新初二十四・中初四ノ四・女四ノ八)……………二四

松平定信の願文(新初二十四・中上十ノ四)……………二四

光格天皇(女四ノ八)……………二四

紫宸殿(新初二十四・女四ノ八)……………二四

池田光政(新初二十四・中上十一ノ二)……………二四

上杉治憲(新初二十四・中上十一ノ二・女四ノ七)……………二四

大鹽平八郎(新初二十五・中上十ノ四)……………二四

水戸弘道館(新初二十五・中上十一ノ二)……………二四

黃表紙(新初二十五・中上十ノ四)……………二四

瀧澤馬琴(新初二十五)……………二四

八犬傳(新上九・中上十ノ四・女四ノ九)……………二四

圓山應舉筆山水圖(新初二十五別・中上十ノ四別)……………二四

葛飾北齋筆山下白雨(新初二十五別・中上十ノ四別)……………二四

池大雅筆山水圖(新初二十五別・中上十ノ四別)……………二四

歌麿筆婦人手業の圖(女四ノ九別)……………二四

安藤廣重筆鳥羽港(新上九別・中上十ノ四別・女四ノ九別)……………二四

司馬江漢筆油繪(新上九・中上十ノ四)……………二四

徳川光圀(新初二十六・中初四ノ五・女四ノ五)……………二四

契沖(新初二十六・中上十ノ三・女四ノ九)……………二四

荷田春滿(新初二十六・中上十ノ四・女四ノ九)……………二四

賀茂眞淵(新初二十六・中初四ノ三・女四ノ九)……………二四

本居宣長(新初二十六・中初四ノ三・女四ノ九)……………二四

宣長筆蹟(新上九・中上十ノ四)……………二四

平田篤胤(新初二十六・中初四ノ三・女四ノ九)……………二四

瑠保巳一(新初二十六・中初四ノ三・女四ノ九)……………二四

高山彦九郎自筆日記(新初二十六・中初四ノ五・女四ノ十)……………二四

浦生君平(新初二十六・中初四ノ五・女四ノ十)……………二四

頼山陽(新初二十六・中初四ノ五・女四ノ十)……………二四

藤田東湖(新初二十六・中上十二ノ一・女四ノ十一)……………二四

前野良澤(新初二十七・中初四ノ三・女四ノ九)……………二四

杉田玄白(新初二十七・中上十ノ四・女四ノ九)……………二四

解體新書(新初二十七・中上十ノ四・女四ノ九)……………二四

蘭學楷梯(中上十ノ四)……………二四

大槻玄澤(新初二十七・中初四ノ三・女四ノ九)……………二四

平賀源内作電氣器械(新上九)……………二四

エレキテルの圖(新初二十七・中上十ノ四)……………二四

林子平(新初二十七・中初四ノ四・女四ノ十)……………二四

海國兵談(新初二十七・中上十二ノ二・女四ノ十)……………二四

黒船の圖(新初二十七・中上十二ノ二・女四ノ十)……………二四

伊能忠敬(新初二十七・中初四ノ三・女四ノ九)……………二六六

伊能忠敬の地圖(新上九・中上十ノ四・女四ノ九)……………二六六

レザノフ(新初二十七・中上十二ノ二)……………二五七

北方探險圖(新初二十七・中初四ノ四・女四ノ十)……………二五七

間宮林藏(女四ノ十)……………二六〇

高島秋帆(新初二十七・女四ノ十)……………二六〇

高島秋帆訓練の圖(新初二十七)……………二六〇

徳丸原訓練圖(中初四ノ四・女四ノ十)……………二六〇

江川太郎左衛門(新初二十七・中上十ノ四・女四ノ十)……………二六一

葦山反射爐(新初二十七・中上十ノ四・女四ノ十)……………二六一

徳川齊昭(新初二十七・中初四ノ四・女四ノ十一)……………二六一

渡邊崋山(新初二十八・中上十二ノ二)……………二六一

ペリー來朝頃の日本附近の形勢(新初二十八)……………二六一

ペリー來朝頃の日本附近圖(中上十二ノ二)……………二六一

ペリー……………二六四

幕末關係要地圖(新初二十八・女四ノ十一)……………二六四

阿部正弘(新初二十八・女四ノ十一)……………二六五

プチャチン(新初二十八)……………二六五

久里濱警固圖(新初二十八・中上十二ノ二・女四ノ十一)……………二六五

ペリー響應圖(新初二十八・中上十二ノ二)……………二六六

ハリス(新初二十八・中初四ノ四・女四ノ十二)……………二七〇

井伊直弼(新初二十八・中初四ノ四・女四ノ十二)……………二七〇

日米(修好通商)條約書(新初二十八・中上十二ノ二・女四ノ十二)……………二七〇

新見奉行一行(新初二十八)……………二七一

吉田松陰(新初二十八・女四ノ十一)……………二七一

松下村塾(女四ノ十一)……………二七一

橋本左内(新初二十八・女四ノ十二)……………二七三

村岡局(女四ノ十二)……………二七三

櫻田門圖(新初二十八・中初四ノ四・女四ノ十二)……………二七三

開港當時の横濱繪圖(新初二十八別・中上十二ノ二別)……………二七四

徳川家茂(新初二十八・女四ノ十二)……………二七六

竹内保徳一行(新初二十八)……………二七六

島津久光(新初二十九・中上十二ノ三・女四ノ十三)……………二七六

松平慶永(新初二十九・中初四ノ六・女四ノ十三)……………二七六

松平容保(新初二十九・女四ノ十三)……………二七七

三條實美(新初二十九・中初四ノ六・女四ノ十三)……………二七七

七卿落の圖(新初二十九・中初四ノ六・女四ノ十三)……………二七七

諸藩皇居守護圖(新初二十九)……………二七七

御所警備圖(中上十二ノ三)……………二七八

徳川慶勝(新初二十九・女四ノ十三)……………二八〇

四國聯合艦隊下關占領(新初二十九・女四ノ十三)……………二八〇

高杉晋作(新初二十九・女四ノ十三)……………二八〇

孝明天皇(新初二十九・中初四ノ六・女四ノ十四)……………二八〇

岩倉具視(新初二十九・中初四ノ六・女四ノ十四)……………二八一

坂本龍馬(新初二十九・女四ノ十四)……………二八一

徳川慶喜(新初二十九・中初四ノ六・女四ノ十四)……………二八一

鳥羽伏見の戦圖(女四ノ十四)……………二八一

有栖川宮(新初二十九・中上十二ノ三)……………二八一

嘉彰親王に節刀を賜る圖(女四ノ十四)……………二八二

彰義隊合戦の圖(新初二十九別・中初四ノ六別)……………二八二

函館五稜廓(新初二十九・女四ノ十四)……………二八四

明治戊辰奥羽要地圖(女四ノ十四)……………二八四

第五編 最近世 (明治維新以後)

明治天皇(新初三十・中初五ノ一・女四ノ十四)……………二八六

明治天皇御東幸圖(新初三十・中初五ノ一・女五ノ一)……………二八六

皇后東京入御の圖(女五ノ一)……………二八六

明治初年の東京城(新初三十・中上十三ノ一)……………二八七

太政官代(新初三十・中上十三ノ一)……………二八七

木戸孝允(新初三十・中初五ノ一・女五ノ一)……………二八七

西郷隆盛(新初三十・中初五ノ一・女五ノ一)……………二八七

私學校綱領(新初三十・中上十三ノ一)……………二八八

私學校址(新初三十)……………二八八

西南役要地圖(新初三十・中上十三ノ一)……………二八八

谷干城(新初三十・女五ノ一)……………二九〇

熊本城(新初三十・中初五ノ一・女五ノ一)……………二九〇

佐野常民(新上十五)……………二九一

岩倉大使一行(新初三十一・中初五ノ一・女五ノ一)……………二九一

最初の女子留學生(女五ノ一)……………二九一

副島種臣(新初三十一)……………二九二

西郷從道(新初三十一・中初五ノ一・女五ノ一)……………二九二

大久保利通(新初三十一・中初五ノ一・女五ノ一)……………二九二

臺灣征伐圖(新初三十一・中上十三ノ一)……………二九二

大院君(新初三十一・中上十三ノ一)……………二九三

征韓論破裂の圖(新初三十一・中初五ノ一・女五ノ一)……………二九三

黒田清隆(新初三十一・中上十三ノ一)……………二九三

榎本武揚(新初三十一・中上十三ノ一・女四ノ十四)……………二九三

琉球舊王城(新初三十一・中上十三ノ一)……………二九三

福澤諭吉(新初三十二・中初五ノ四)……………二九四

初期の新聞(新初三十二・中上十四)……………二九四

新島襄(新初三十二・中上十四)……………二九五

開成學校(新初三十二・中上十四)……………二九五

大村益二郎(新初三十二・中上十三ノ一)……………二九六

勝安芳(新初三十二)……………二九六

江藤新平(新初三十二・中上十三ノ一・女五ノ二)……………二九六

太政官札(新初三十二)……………二九六

新橋驛(新初三十二)……………二九七

岩崎彌太郎(新初三十二)……………二九七

堺戎島紡績所(新初三十二)……………二九七

第一回内國勸業博覽會(新初三十二別)……………二九八

車馬往來の圖(新初三十二)……………二九八

明治初年の銀座通(新初三十二別・中上十三ノ一別・女五ノ一別)……………二九九

明治初年の新橋停車場(新初三十二別・中上十三ノ一別・女五ノ一別)……………三〇〇

明治初年の新橋驛(新上十五)……………三〇〇

太陽曆(新初三十二・中上十三ノ一)……………三〇一

後藤象二郎(新初三十三・女四ノ十四)……………三〇一

地方官會議(新初三十三・中上十三ノ二)……………三〇一

板垣退助(新初三十三・中初五ノ二・女五ノ三)……………三〇一

大隈重信(新初三十三・中初五ノ二・女五ノ三)……………三〇一

伊藤博文(新初三十三・中初五ノ二・女五ノ三)……………三〇一

憲法會議(新初三十三・中上十三ノ二)……………三〇二

憲法發布式の圖(新初三十三別・中初五ノ二別)……………三〇二

憲法發布祝祭行幸(新初三十三・中上十三ノ二・女五ノ三)……………三〇三

憲法記念館内部(新上十三)……………三〇四

貴族院内部(新初三十三・中上十三ノ二)……………三〇四

寺島宗則(新初三十四・中上十三ノ三)……………三〇四

青木周藏(新初三十四)……………三〇五

陸奥宗光(新初三十四・中上十三ノ三・女五ノ四)……………三〇五

長崎に歸つた花房義質一行(新初三十五)……………三〇五

遭難して長崎に歸つた花房公使一行(中上十三ノ三)……………三〇五

朝鮮獨立黨の首領(朴泳孝・金玉均)(新初三十五・中上十三ノ三)……………三〇六

井上馨(新初三十五)……………三〇六

日清戰役要地圖(新初三十五・中上十三ノ三・女五ノ四)……………三〇六

大島圭介(新初三十五)……………三〇六

山縣有朋(新初三十五・女五ノ四)……………三〇六

伊藤祐亨(新初三十五・女五ノ四)……………三〇六

李鴻章(新初三十五・中上十三ノ三・女五ノ四)……………三〇六

廣島大本營(新初三十五・中上十三ノ三)……………三〇六

松島艦(中上十三ノ四)……………三〇六

下關係約締結の圖(新初三十五・中初五ノ三・女五ノ四)……………三〇六

北白川宮能久親王(新初三十五・女五ノ四)……………三三二

韓國皇帝李熙(新初三十五・中上十三ノ三)……………三三二

日本公使館(新初三十五)……………三三二

北清事變當時の日本公使館(中初五ノ三)……………三三二

北京籠城日本人(新初三十五・中上十三ノ三)……………三三二

日露戰役要地圖(新初三十五・中上十三ノ三・女五ノ五)……………三三三

大山巖(新初三十五・女五ノ五)……………三三六

兒玉源太郎(中上十三ノ三)……………三三七

乃木希典(女五ノ五)……………三三七

旅順開城(新初三十五)……………三三七

クロバトキン(新初三十五)……………三三七

奉天會戰圖(新初三十五)……………三三八

東郷平八郎(新初三十五・女五ノ五)……………三三九

日本海々戰圖(新初三十五)……………三三九

三笠艦(新初三十六・中上十三ノ四)……………三三九

日露戰役當時日本附近列國勢力分布圖(中上十三ノ三別・女五ノ五別)……………三三六

桂太郎(新上十三・中上十三ノ二)……………三三七

小村壽太郎(新初三十五・中上十三ノ三)……………三三七

ウイツテ(新初三十五・中上十三ノ三)……………三三七

ポーツマス條約締結圖(新初三十五・中初五ノ三・女五ノ五)……………三三七

韓國皇帝李拓(新初三十五・中上十三ノ三)……………三三六

伊藤博文と李垠殿下(新初三十五・中初五ノ三・女五ノ五)……………三三六

寺内正毅(新初三十五・中上十三ノ三)……………三三六

景福宮光化門(新初三十五)……………三三六

松方正義(新上十三・中上十三ノ四)……………三三八

森有禮(新初三十六・中上十四)……………三三九

加藤弘之(中上十四)……………三三九

菊池大麓(中上十四)……………三三九

東京帝國大學(中初五ノ四)……………三三九

當世書生氣質(新上十四・中上十四)……………三三九

尾崎紅葉(新初三十六・中上十四)……………三三九

高山樗牛(新初三十六・中上十四)……………三三九

幸田露伴(新初三十六・中上十四)……………三三九

森鷗外(新初三十六・中上十四)……………三三九

正岡子規(新初三十六・中上十四)……………三三九

黒田清輝の繪(小督)(新初三十六・中上十四)……………三三九

橋本雅邦筆白雲紅樹圖(新上十四別・中上十四別)……………三三九

狩野芳崖筆慈母觀音(同前)……………三三九

工部大學校(新上十四)……………三三九

東京商工會議所(新上十五)……………三三九

日本銀行(新上十五)……………三三

濟生會病院(新上十五)……………三三

伏見桃山御陵(新初三十六・女五ノ六)……………三四

明治天皇(中初五ノ二)……………三四

明治天皇(中上十三ノ一)……………三四

明治神宮(中初五ノ二)……………三五

明治天皇・昭憲皇太后(新初三十六別・女五ノ六別)……………三六

大正天皇(新初三十六・中初五ノ二・女五ノ六)……………三六

膠州灣攻撃圖(新初三十七)……………三七

青島占領記念碑(中初五ノ三・女五ノ六)……………三七

西園寺公望(新初三十七・中初五ノ三・女五ノ六)……………三七

皇太子と英國皇太子(中上十五ノ二)……………三七

加藤友三郎(新初三十七・中上十五ノ一・女五ノ七)……………三七

原敬(中初五ノ二)……………三六

加藤高明(中初五ノ二)……………三六

震災記念堂(中初五ノ二・女五ノ七)……………三六

大正天皇陵(中初五ノ二・女五ノ八)……………三六

今上天皇(新初三十七・中初五ノ五・中上十五ノ三・女五ノ七)……………三六

今上天皇御即位式圖(新初三十七・中上十五ノ二・女五ノ八)……………三六

— 目次終 —

綜合日本史挿畫解説

第一編 古代

○伊勢神宮式年遷宮式

【新制上級第二章 中學上級第一章 第二節】

伊勢神宮は内外宮とも二十年毎に式年遷宮又は正遷宮と唱へて新社殿を造替して遷御の大典を行はれることゝなつてある。本圖はその内宮御遷御の御有様を拜寫し奉つたものである。

式年遷宮は天武天皇の朝に御創定になつたと傳へられ、次の持統天皇の朝にその第一回が執行された。其の後中世皇室御式微に至るや、永年の間に僅か數回略式の遷宮が行はれたのみであつたが、皇威隆昌の御代の間は常に行はれ、最近昭和四年の御遷宮は實に第五十八回に相當し、第一回以來一千二百四十年を算する。而して神宮域内には東西二箇所

相接して殿地があつて、明治四十二年度の遷宮には西から東に遷し奉つたのであつたが、昭和四年の際には東から西に遷し奉つたのである。尙遷宮の際は兩大神宮社殿のみならず、その所屬の別宮十四所(但し昭和四年には大正十二年御鎮座の倭姬宮を除いて十三所)を始め城内重要建造物も悉く造替せられ、昭和四年度に於ても造替せられたもの、正殿東西寶殿・外幣殿・御饌殿・四丈殿・五丈殿・九丈殿等の殿舎並に御門等百七十五箇所、修繕せられたもの七十二箇所に及んだ。

次に昭和四年の造營次第の概要を記せば次の如くである。



大正九年四月二十六日 御柚山御治定（古例により木曾に定めらる）

信濃國西筑摩郡駒ヶ根村大字小川御料林

美濃國惠那郡加子母村字出ノ小路御料林

同 年五月 山口祭・木本祭執行

御柚山の山口及び木下に坐す神を祀つて伐木の安全を祈り、この祭の後御柚工は山に入つて伐木をはじめた。

同 年六月三日 御柚山木本祭

御樋代の御料材伐採の祭。

この材は特に伐採後は暫く山中に奉安、時期を待つて木曾川を下し、名古屋市熱田の白鳥貯木場に繋留、同所より更に海路を三重縣度會郡大湊町貯木場に回漕。昭和二年に至つて兩宮に奉曳。

其他一般の御用材は川下しや鐵道で熱田白鳥貯木場に運搬、大正十一年より昭和二年に亘つて宇治及び山田の兩工作場に逐次般入された。

大正十一年 御木曳初式

御料材中より正殿の極木となるべき巨材を奉曳、この後十五年まで三回に亘つて御木曳を行つた。舊神宮領の宇治

山田市及び附近町村民の勞力奉仕による。

同 年四月 木造始祭（作業開始）

大正十三年五月 鎮地祭

昭和三年三月 立柱祭・上棟祭

同 年五月—七月 檐付祭（御屋根を葺きまつる祭）

奠祭（千木堅魚木等に金物をつける祭）

御戸祭（正殿の扉をつける祭）

昭和四年九月以降

御船代祭（御船代の奉彫奉納）

心御柱奉造の儀（正殿眞下に心御柱を建つ）

杵築祭（竣成の祭）

後鎮祭

以上の如く開始より竣工まで約十年を要し、内務省造神宮使廳（明治四十二年設置常置）がこれを主宰し、工事に當るものは小工傭人まで白衣、白袴によつて奉仕するのである。

次に御遷宮の儀の概要を記す。

遷宮の期日——十月二日に内宮、十五日に外宮。

古來勅定とせられ、九月十五日外宮、十六日内宮を例としてゐたが、明治二十二年度より右の如く定まる。

前日の儀

御装束神寶讀合の儀——新宮四丈殿にて

新調の装束神寶を造神宮使から神宮祭主が受取る式。この前に新調成るや天覽を賜る例である。

川原大祓——川原祓所にて

装束・神寶・奉仕神官一同の修祓

當日の儀

第一鼓——午后四時、奉仕諸員齋館參集

第二鼓——午后五時、祭儀施設完了

第三鼓——午后六時、奉仕諸員齋館前庭より參進

修祓の儀——第二鳥居にて

太玉串の奠儀——舊宮内玉垣御門前にて

勅使御祭文奏中の儀——舊正殿御階下にて
渡御御準備

鶏鳴三聲——午后八時、勅使御階下に參進出御を三奏す。

御神體出御渡御にうつる。行列は後説。

御神體新殿に入御すれば、更に神寶を奉納、御屏を閉ち奉り、勅使御祭文を奏上、一同退下、午后十時頃。

翌日の儀

大御饌供進——早朝新宮にて

奉幣の儀——午前十時より新宮にて

古物渡の儀——午后二時、古殿に奉納の幣帛神寶の類を新宮に移し奉る。

御神樂並に祕曲奉奏の儀——夕刻、新宮にて（明治二十三年より行はる）

扱本圖は内宮渡御の光景であつて、右が古殿、左が新殿であり、御神體が古殿の石階を下つて新殿に進まれんとする所である。この渡御の間は神庭の庭燎は一時に消されて前陣後陣の松明のみとなり、特に差許された特別奉拜者は圖に現れてゐないが、古殿の石階の下、向つて右の一區と、新古兩殿の間の行列の通路の南側に於て奉拜してゐたのである。

又御神體渡御の爲にその道には御道敷の白布をしいてある。

行列の先頭から説明すれば、第一に前陣として宮掌の先行、秉燭（イロシロ）即ち松明について御楯、御鉾（ヒラ）（比禮のついた長い執物）御靱、御弓、菅御（カサ）、（車輪狀の執物）紫の御翳（カサ）（柄の長い團扇狀の執物）御太刀、御蓋（カサ）等の神寶・御裝束、御道樂（カサ）の神樂歌、掌典の警蹕、勅使（黒袍）、中央に御神體は行障（カサ）、（白い團の前方の二枚の相並べる幕障様のもの）絹垣（カサ）（白い團の中に御神體を奉安する御樋代がある）御蓋に覆はれて進み給ひ、後陣には祭主（白袍）供奉、ついで御笠、御弓御靱、御鉾、御楯等の神寶・御裝束が續き、最後が松明、宮掌の順序になること前陣に同じである。而してその後には續く黒袍の一隊は内玉垣御門前に參列を許された内閣總理大臣以下文武百官の代表者である。此の如く首相以下の供奉參

列は今回の遷御より始めて差許された事であつて、前代にその例を見ぬ所である。

前述の如くこの渡御の間は神庭の火は全く消され、明るきものとは前陣後陣の松明のみであるから、さらでだに森嚴なる神域は大古さながらの趣となり、萬籟寂として聲なく、肅々として進む行列の中より伶人の奏する神代の音を髣髴たらしむる妙なる樂の音のみ幽かに響き渡り、奉拜者の拍手この間にこだまして、靈氣遍滿、神飛び魄去るの思があるのは、辱くも特別奉拜を許されて昭和四年の御儀を目のあたり拜した著者の實感である。

○出雲大社

【新制初級第一章、中學初級第一章、編第一章、女子第一編第一章】

所在 島根縣大社町。祭神 大國主命。社格 官幣大社。

古の天日隅宮、或ひは杵築宮である。現在の本社殿は延享元年の再建で、その後文化六年、明治十四年に修補された。圖はその本殿である。本殿は桁行梁間ともに一・六三六米（三十八尺四寸）、高さ一〇・六三四米（三十五尺九分五厘）白木造で屋根は切妻、檜皮葺、但し昔は茅葺であつたと思はれる。棟には千木と三箇の堅魚木がある。入口は正面向つて右に偏してあり、その前に木階が設けられ、所謂大社造の代表的なものである。國寶。平面及び正面圖は綜合日本史概説第四章及び中學上級第二章第一節參照。

○出雲大社平面圖及正面圖

【中學上級第二章第一節】

新制下級第一章、中學下級第一編第一章に示した出雲大社本殿の寫眞と對照すれば、その建築様式を明瞭に理解し得るであらう。この建築は徳川時代であるが、この様式は太古の住宅建築の風を存するもので、最も原始的なる所謂「天地根元造」より第一次發展を示した「大社造」の代表的建築物である。方二間、切妻、妻入で、而も入口が左方に片寄つてある點は最も原始的の面影を存する所。而して神座は入口を入つた間から板壁をへだてた奥に右方に面してあり、太

古の住居に於ける主人の居間に當るものと察せられる。

○神武天皇御東征順路圖

【新制初級第二章、中學初級第一編第二章、女子第一編第二章】

本圖は神武天皇御東征の順路を紀記の記事によつて示したものである。

日向三代の宮所なる高千穂宮は高千穂附近であらうが、その所在は神代遼遠の事とて明かでない。日本書紀によれば、紀元前七年十月天皇は御一族を率ゐて高千穂宮を發せられ、海路（現今の宮崎市附近の海岸より船出されたものであらう）速吸門（現今の豊豫海峡、佐賀ノ關附近）を過ぎ、土人珍彦の先導を得て菟狹（古事記では宇沙、現今の大分縣宇佐郡宇佐附近）に到つた。而して此處では菟狹津彦・菟狹津媛が足一騰宮を建て、歡待し奉つたが、更に進んで岡水門（古事記では岡田宮、現今の福岡縣遠賀郡遠賀川口附近蘆屋浦か）に到り給ひ、東に轉じて埃宮（古事記では多祁理宮、現今の廣島縣安藝郡府中町附近なるべし）に止り、翌年三月なほ進んで高島宮（古事記も同じ、現今の岡山縣兒島郡甲浦村宮浦附近なるべし）に留る事三年、軍備を整へて紀元前三年二月遂に浪速（難波とも書く、現今の大阪市附近の海岸）に上陸せられた。かくて皇軍は生駒山を越えて大和に入らんとせられたが、孔舍衛坂（生駒山越の峠、現今の大阪府北河内郡孔舍衛村日下附近なるべし）の嶮による鳥美（また登美とも書く、現今の奈良縣生駒郡北倭村及び富雄村附近）の長髓彦の軍に拒まれて苦戦に陥り、皇兄五瀬命が流矢に當つて傷かれたので軍をかへし、茅渟海（古事記には血沼海、今の大阪灣の一部、和泉國の海上）を航して南に向はれた。然るに五瀬命は紀國雄之水門（古事記は男之水門、現今の和歌山市西北、吉野川口の海草郡湊町附近なるべし）に於て遂に薨去遊ばされたので、竈山に葬り奉つた（現今和歌山市外、海草郡三田村に命を祀る官幣中社竈山神社があり、その後方にその御陵がある）。皇軍はこの附近の賊名草戸咩を誅服し、航海を續けて熊野（現今の和歌山縣牟婁郡海岸一帶）に到つて上陸、荒坂津（現今の和歌山縣南牟婁郡新鹿村附近なるべきか）に丹敷戸咩を誅し、道臣命・大久米命の東道によつて紀伊山脈の嶮を越えて大和に入り、宇陀（現今の奈良縣宇陀郡の地方）に兄猪を誅伐し、弟猪を歸服せしめた。然るになほ國見丘（奈良縣宇陀郡と三重縣一志

郡との堺にある國見山なるべし）には八十梟帥があり、磐余邑（現今の奈良縣磯城郡の地方）には兄磯城・弟磯城があつたので、天皇は先づ八十梟帥を殲滅し、弟磯城を歸服せしめ、兄磯城を奇計を用ひて滅させ給ひ、進んで再び長髓彦の討伐に向はせられた。かくて金鷄の靈瑞によつて皇軍大いに勝ち、饒速日命の歸順によつて長髓彦は遂に誅服された。併し大和の各地にはなほ新城戸咩・居勢祝・猪祝等か屠富縣（奈良縣添上郡地方か）にあり、土蜘蛛が高尾張邑（奈良縣南葛城郡吐田郷村附近か）に跋扈してゐたので、順次にこれを征服せしめられ、やがて橿原の地に宮所を營まれる事となつたのである。

○神武天皇畝傍山東北陵

【中學上級第一章第三節、女子第一編第二章】

名稱 畝傍山東北陵。所在 奈良縣高市郡畝傍町大字洞字ミアンザイ

圖の遠景は畝傍山。中景高き松の木立を越して、山麓に白く玉垣を望む。兆域は延喜式には東西一町、南北二町、守戸五畑とあるが、現今兆域全周圍一六三六米強（九百餘間）、外郭として東西二二七米強（百二十五間）、南北一七四米弱（九十五間）の石の玉垣があり、陵は八陵の小圓墳であつて、徑三三米弱（十八間）、高さ六米弱（十九尺）、周圍に東西一二六米強（六十九間五分）、南北一一六米強（六十四間）の土壘を廻らし、その外に幅一八米弱（九間六分）の濠をめぐらし、南面中央に御拜所を設け、神明門を立て、その内に黒木の鳥居あり、前方は白砂を敷きつめた廣場になつてゐる。

○橿原神宮

【新制初級第一章、中學初級第一編第二章、女子第一編第二章】

所在 奈良縣高市郡畝傍町。祭神 神武天皇・同皇后。所格 官幣大社。明治二十二年創建。翌年官幣大社に列せらる。地は畝傍山東南、神武天皇の橿原宮址と傳へらるゝ所、社殿の拜殿は舊京都御所神嘉殿、本殿は同じく内侍所（溫明殿）を下賜されたものである。共に國寶。圖はその拜殿で、奥に見えるのが本殿である。

○皇太神宮

【新制初級第二章、中學初級第一編第三章、女子第一編第三章】

所在 三重縣宇治山田市。祭神 天照大神。

皇大神宮に就ては改めて事新しく述べる必要もないであらうが、その社殿の形式は神明造の代表的なものであり、二十年毎に改造し奉る定になつて居り、現在のそれは去る昭和四年の新造になるもので、東西に相並んで御敷地があり、現在は西の御敷地に鎮座ましましてゐる。圖は中央が正殿、その向つて右が東寶殿、左が西寶殿であり。最前方の垣が板垣、その内に順次外玉垣、内玉垣、瑞垣があり、總て四重の垣が廻らされてゐる。正殿は高さ六・四七五米（二丈一尺三寸七分）、正面一・一八一米（三丈六尺九寸）、側面五・四五四米（一丈八尺）の白木造、屋根は切妻で萱葺、千木は端が水平で、堅魚木は十箇である。入口は正面中央にあり、その前に木階が設けられてゐる。而して大社造との最も注意すべき相違點は、入口が大社造が妻入で而も一方に偏してゐるのに對して、神明造は平入で中央につけられてゐる事である。東西の寶殿も同じく萱葺神明造で、高さ四・五一五米（一丈四尺九寸）、正面六・三六三米（二丈一尺）、側面四・二四二米（一丈四尺）の白木造で、屋上に千木・堅魚木を置いてある。正殿側面及び平面圖は綜合日本史概説第四章中學上級第二章第一節參照。

○伊勢神宮平面圖及側面圖

【中學上級第二章第一節】

新制初級第三章、中學初級第一編第三章等の皇太神宮の寫眞と對照すれば、その建築様式を明かに理解し得るであらう。前記「大社造」は「大鳥造」に進み、更に「住吉造」に發展したが、これとは別に（或ひは同一系統の發展であるとの説もある）「神明造」なる様式が生れた。伊勢神宮はその代表的なものであり、二十年式年造營の爲めに幼稚な古來の掘立式を今に用ひてゐる。その「大社造」との最大の相異點は前者の妻入に對して平入であり、且左右に別に棟持柱（二古柱ともいふ）を造り、棟木を支持するに至つたこと等である。

○日本武尊御東征圖

【新制初級第二章、中學初級第一編第三章、女子第一編第四章】

本圖は景行天皇四十年東國の蝦夷が叛亂した際、御征伐に向はれた日本武尊の御順路を大體示したものである。尊は吉備武彦・大伴武日等を従へられて大和の纏向日代宮（奈良縣磯城郡纏向村穴師の附近と思はれる。景行天皇の皇居）を御出發になり、路を東にとり、伊勢神宮に詣で、御姑倭姫命に謁し、天叢雲劍を授けられて尾張に進まれ、こゝで軍議を定めて建稻種をして山道に向はせ、尊は海道を進む事とせられた。かくて尊は駿河に到つて賊のために野火の難に遭はれたが、叢雲劍の靈驗と尊の御勇武によつて難なくこれを突破せられた。この地を後に焼津といひ、現今の静岡県志太郡焼津町の地であると傳へられる。尊はこれより相模に入り給ひ、走水（神奈川縣三浦郡浦賀町走水の邊ならん）より上總に渡られたが、この海上で風波の難があり、妃弟橘媛が御入水遊ばされた。尊はこゝで建稻種と合せられ、更に進んで海路葦浦・玉浦等を経て蝦夷の境に到り給ひ、竹水門に屯して反抗せんとした蝦夷の首魁嶋津神・國津神等を戦はずして歸服せしめた。葦浦は千葉安房郡東海岸、玉浦は同縣海上郡または匝瑳郡の海岸或は宮城縣名取郡の海岸、竹水門は宮城縣宮城郡鹽釜浦または茨城縣多賀郡の海岸等と種々推定されるが、何れも明かでない。従つて上總に渡つて後暫く陸路を取られたとも解せられる。尊の到り給ふた最北の地は日高見國である。この地も或は常陸國と言ひ、或は陸前國北上川流域と稱するが、何れも明かでない。併し恐らく蝦夷の本據は常陸の邊から北上川流域に移つたと解すべきであらう。かくて尊は蝦夷の本據を衝いてこれを降服せられて後、歸路は陸路をとられ、常陸より甲斐に到つて暫く酒折宮（山梨縣西山梨郡里垣村字里垣であると傳へられる。現今こゝに酒折宮なる神社がある）に滞在せられた。こゝで「新治筑波を過ぎて幾夜か寝つる、かゝなべて夜には九夜日には十日を」と侍者と連歌遊ばされたとの物語が傳へられてゐる。然るに越・信濃にはなほ皇威に従はぬ賊があると聞召され、北に轉じて武藏・上野を経て碓氷峠を越え給ひ、信濃國に入らせられた。尊がこの碓氷の嶺に立たせられた時、東南海上を願望せられ、走水の難に入水せられた弟橘媛を偲ばれて、「吾嬬はや」と仰せられたとの物語があり、その後東國を「吾嬬國」と稱するに至つたと傳へら

れてゐる。なほ古事記ではこの物語を足柄峠を過ぎ給ふ時の事と傳へて居り、従つて常陸より甲斐の酒折宮を経て信濃の諏訪に出られた御経路も二様に推定されるが、何れとも明かに定める事は困難な問題である。信濃に入らせられた尊は吉備武彦を越に分遣せられ、親らは美濃を経て尾張に歸り給ひ、こゝで宮簀媛を娶り、暫く御滞留遊ばされた。然るにその間に近江の伊吹山に荒ぶる神が居る事を聞召され、寶劍を媛の許に留めて討伐に向はれたが、毒氣に觸れて御病に罹られ、歸途を急いで尾張に立寄り給はず、伊勢に入らせられたが、遂に能褒野（三重縣鈴鹿郡川崎村附近の原野、鈴鹿野とも稱す。現在御陵がある）に到つて御病が重らせられたので、捕虜を伊勢神宮に獻じ、武彦を大和に遣はして復命せられ、この地に薨せられたのである。

御順路に關係ある國名で現今と異なるものを古今對照すれば左の如くである。

相武——相模・武藏

總——上總・下總・安房

陸奥——磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥・羽前・羽後

高志(越)——越前・越中・越後・加賀・能登

毛野——上野・下野

科野——信濃

三野——美濃

倭——大和

なほ以上の御東征順路も、神武天皇御東征のそれと同じく、史學の上からは遽かに信ずる事が困難であり、恐らくは古代に於て屢々行はれた蝦夷征伐が日本武尊御一人の事蹟として傳へられてゐるものと解すべきであらうが、普通教育では傳のまゝに説いて置くべきである。

○熱田神宮

【新制初級第二卷、中級初級第一卷、中級上級第二章第三節】

所在 愛知縣名古屋市南區。祭神 草薙劍を御靈代として、天照大神・素戔鳴尊・日本武尊・宮簀媛命・建稻種命の五柱の神を祀つてある。社格 官幣大社。この創建は成務天皇の頃であるが、現在の正殿は明治二十六年伊勢神宮に倣つて改築されたものである。圖はその正面を近く拜した所。本殿は遙か後方にあつて圖には見えない。

○建部神社

【新制上級第二章第三節】

所在 滋賀縣栗太郡瀬田村神領(瀬田橋の東南)祭神 日本武尊。社格 官幣中社。古く景行天皇の朝に同縣神崎郡建部村(古の建部郷)に祀つたのを、天武天皇の朝に現地に移されたと傳へる。蓋し日本武尊の御名代部の地に奉祀されたものであらう。圖は境内より拜殿及び本殿を望む所。

○石器

【女子第一編第四章】

大和民族が大八洲國來住以前、即ち紀記の記述に従へば天孫降臨以前より、我が日本列島に住居してゐた所謂先住民族は、現今に於ては蝦夷と同一系統のものであると信ぜられる。而して蝦夷は現存アイヌ族の祖である。彼等は古く南は沖繩列島より北は千島樺太に至る廣範圍に生活してゐたと思はれ、その遺跡は日本全國の各地に發見される。彼等の遺跡の主なるものは貝塚・遺物包含地・同散布地・住居址・砦址等であり、これ等の遺蹟からは石器・骨角器・土偶・土器等の遺物が發見される。圖はその石器の數種である。右より石棒・石斧・石鋏などであつて、何れも日用品又は利器である。

○埴輪及び石棺

【新制初級第三章別刷、中級初級第一編第三章別刷、女子第一編第三章別刷】

埴輪 埴輪は褐色の素焼で、圓筒が最も多く、埴輪圓筒と言はれ、數箇の籬の如き突帯をめぐらし、その間に穴を穿つ。而してこの原型に人馬・鳥獸・武器・家具・家等を附加したものもある。その起源に就いては垂仁天皇の皇后日葉酢媛の陵を營む時、野見宿禰の建言により殉死に代へて作つたとの傳説が一般に行はれてゐるが、この傳説の信すべからざるは現代學界の通説であつて、土師氏が代々葬儀に當り、土偶を作つてゐた所から、その起源をその祖野見宿禰に假托したものであらうと言はれてゐる。而してその用途は埋没状態及び形狀等より考察して、古墳の莊重味を加へ、同

時にその境域を示したもので、穴はこれを連結したものであらう。上部に人物・鳥獸・武器等を附加したのは裝飾的効果を増加せしむると共に、死者生前の儀衛に擬したものであると思はれ、人物の多いために前述の如き殉死の傳説が起つたものであると解せられる。現在も古墳の周圍に列をなして發見せられることが間々ある。この埴輪土偶によつて我々は古代の服飾を考察し得られる。圖の(男)の髪は所謂ミヅラであり、支那の北史に「垂髮於兩耳上」といふのに當る。又(女)の髪は島田型の髻であつて、その頸部には曲玉をつけてゐる。(武裝)は最も普通のもので、衝角付式の兜を被り、短甲をつけ、太刀を帯してゐる。

石棺 石槨内に置かれてある所を示す。この中に死骸を納めてある。長さ一間餘、幅三・四尺位あるもので、身の方は中をくりぬいて死骸を納める様にしてある。この外板石を組合せたものもあり、陶製の棺もある。又石槨の壁には彩色文様を描いたものも稀に發見されてゐる。

○古墳出土器

【新制初級第三章別刷】
【中學上級第二章第一節別刷】

古墳(挿畫中の應神天皇陵仁德天皇陵等はこの最も規模廣大なるものである。その他巨大なる板石を組み合わせ石槨を作つた横穴式のものもある)から發掘されるものは古代人が日常使用した飲食器・裝身具・祭器・武器等の日用諸調度品がある。本圖はその一部を示したものである。

鈴鏡 古代の鏡は銅製であり、多くは圓形であるが、その他種々の形状があり、背面には種々の文様が彫られてある。而してその形状及び文様によつて種々の名稱が付けられてゐる。本圖はその一、而して鏡は多く漢の影響をうけたのであるが、この鈴鏡は我が國獨特の意匠のものであつて、周圍の鈴の數によつて四鈴・五鈴・六鈴・八鈴等の種類があり、五鈴・六鈴が最も多く、本圖はその五鈴鏡である。

土器 土器とは釉藥を用ひない素焼器類を稱する名稱であるが、考古學上の石器時代より金石併用時代、更に金屬時代初期所謂古墳時代に至るまで數種の系統のものがある。繩紋式・彌生式・齋瓮式(須惠器)はその主なるもの。而して

古墳から發掘されるものは最後のものが最も多い。本圖に示したのもこの種のものである。(一)の高坏タカバは祭祀用のものであり、(三)及び(五)は瓶、而して(三)は紐をつける手が附けてある。何れも飲用水等を携行する爲に用ひられたものであらう。(四)は蓋物の如き蓋附坏。

裝身具 (六)は金環であり、(七)は玉類、上右は勾玉、上中は棗玉、上左及び下右は小玉、下中は管玉、下左は切子玉是等は硬玉・瑪瑙・碧玉・水晶及び硝子等で造られて居り、中心に穴を穿つて糸で綴り、頸部・手首等につけたものである。(八)は耳飾の二種を示したもので、(六)の金環も同じく耳環の一種である。金屬製で、環に鎖をつけ、その端に精巧を極めた細工の垂下飾がある。垂下飾には心葉形・櫻實型・山梔型等種々ある。金屬は金・銀もあるが金銅や銀渡金も普通・稀には銅や鐵環も用ひられた。

○上古の狩と農業

【新制初級第三章】

○銅鐸文様に現れた狩獵と農業

【中學上級第二章第一節】

所在 高岡市大橋八郎氏所藏の銅鐸文様による。

銅鐸は我が金石器併用時代の遺物であつて、釣鐘の如き形状をなしてゐるものであるが、未だにその用途を明かにせぬものである。本圖の模様を有する銅鐸は讃岐國出土と傳へられ、少くとも文化十四年以前に發見せられたもの、現在東京帝室博物館に出陳されて居り、總高四二糎強(一尺四寸二分)、内紐高一〇糎弱(三寸二分)、釣鐘型の部分は階圓形をなし、上邊肩の部分で長徑一四糎強(四寸七分)、短徑一一糎強(三寸七分)、底部で長徑二二糎弱(七寸一分五厘)、短徑一五・一糎強(五寸)ある。

而してこの銅鐸はその階圓の兩面を各々六個に區分して各區毎に繪を鑄出してあることが特異なものとして考古學界に著名なものであり、その十二個の繪によつて先史時代或ひは原史時代の人類の生活を窺ひ得られる點に於て頗る興味あ

るものである。

本圖はその十二個の繪の中から一人の人間が鹿の如き動物を弓で射んとしてゐる圖と、二人の人間が臼を中にして杵で何物かをついてゐる圖をその拓本から採つたものである。これによつて我が國上古に狩獵が行はれ、又農耕による穀物の採取が行はれてゐたことを察し得る譯である。

○漢委奴國王印 【新制上級第三章 中級第二章 第二節】

所在 東京、黒田侯爵家。國寶。

圖はその印文と全體の看取圖。大さは印面方二・二一釐(七分五厘)、厚さ〇・九釐(三分弱)、鈕高一釐強(四分)、重さ約一〇九瓦強(二十九匁)、黄金製である。印文は「漢委奴國王」と讀む。

天明四年二月廿三日、筑前國(福岡縣)糟屋郡志賀島の叶崎で農夫が田畝の間の溝を修造してゐた際、土中に數個の石を發見、その下部に於てこの金印を得、後黒田家の有に歸したものである。

印文の漢は恐らくは支那の後漢であらう。委は倭、即ち日本の意、奴は那、又は儺であらう事は大體學界の定説である。而にて現今の博多は古來娜津と呼ばれ、この附近福岡縣那珂郡糟屋郡一帯を仲哀天皇紀には儺縣と稱してゐたと思はれるから、奴國王は儺縣の土豪であつたのであらう。

然るに一方、後漢書光武帝の紀には「中元二年春正月辛未、東夷倭奴國王遣使奉獻」とあり、同書東夷列傳には「使人自稱大夫(中略)光武賜以印綬」とある。これによつて考ふれば、九州北部の土豪が早くから漢と通交してゐた事實を窺ひ得られる譯である。但しこの印の使用者たる奴國王に就ては未詳

○箕子陵 【女子第一編第五章】

所在 朝鮮平壤

乙密台につゞく丘陵、松林の間にある。この陵は八百餘年前高麗の肅宗王によつて祀られたもので、現在の如く碑を建て文を刻したのは李朝成宗の十二年、即ち今より四百餘年前である。

○神功皇后木像 【新制初級第四章、中級初級第一編第三章、女子第一編第五章】

所在 もと奈良縣生駒郡都跡村藥師寺内の鎮守八幡宮の社殿に應神天皇・仲津姫の二像と共に安置されてゐたもので、現在は奈良帝室博物館に出陳されてゐる。平安朝初期の作。像は高さ三五・四釐(一尺一寸七分)の木彫で、彩色があり、神佛混淆説の行はれた結果として作られた神像の一である。國寶。

○香椎宮 【新制初級第四章、中級初級第一編第三章、女子第一編第五章】

所在 福岡縣糟屋郡香椎村。祭神 神功皇后・應神天皇。社格 官幣大社。恐らく神功皇后の宮所をその崩御の後間もなく廟宮としたものであらう。國史に明かに見えるのは天平九年奉幣使派遣以後である。圖の向つて左方奥に見えるのが本殿で、現在の本殿は天文十五年大内義隆が再建したものである。國寶。

○神功皇后三韓征伐圖 【新制初級第四章、中級初級第一編第三章、女子第一編第五章】

本圖は神功皇后三韓御征伐に關係する朝鮮半島及び九州西北部の大體を示すものである。

概日宮は香椎宮。現在福岡縣糟屋郡香椎村香椎にある官幣大社。祭神は神功皇后と仲哀天皇を奉祀する。この地は仲哀天皇が熊襲征伐の際に行宮を置かせられた所であり、且崩御遊ばされた所である。古事記には訶志比と書き、日本書紀には概日と書いてある。宮址は現在の社地であると傳へる。

松浦の地は現今佐賀縣及び長崎縣下に屬する東西(以上佐賀)北(以上長崎)の三松浦郡の地方で、九州の西北部に突出する二半島と灣入する二つの入海、及び海岸に碁布する群島の島嶼を含み、近く壹岐・對馬を隔て、朝鮮半島に對す

る。故に古來半島との交通の要地となり、神功皇后の三韓御出征及び御凱旋の地も此處であると傳へられて多くの傳説地を遺して居り、欽明天皇の朝、大伴狹手彦が高麗を討つ時も此處より彼地に渡つた。前者に玉島釣魚の故事があつて東松浦郡玉島村字南山にこの傳説を留め、後者には松浦佐用姫領巾振山の舊説が同郡鏡村の東嶺にまつて居る。豊臣秀吉征韓の根據地名護屋が同郡名古屋村なることは歴然たる事實。今贅説を省く。

金城は新羅の王城の地、現在の慶尙北道慶州である。

熊津は百濟の舊都、現在の忠清南道公州の地である。新羅の慶州は長く國都であつたが、百濟は西曆四七五年高句麗に攻められて國都を漢城(京畿道廣州)より熊津にうつし、更にその後熊津より泗泚(扶餘)にうつしたのである。圖の北漢山は即ち漢城の地である。

平壤は高麗の國都。現在の平安南道平壤府の地である。

高麗・百濟・新羅の三國鼎立時代を朝鮮の三國時代と稱するのであるが、我が國では又この三國を三韓とも稱した。これ三國時代以前、漢が朝鮮北部を領して樂浪・眞番・玄菟・臨屯の四郡を置いてゐた頃、南部が馬韓・辨韓・辰韓の三部に分れてゐたからである。而してこの三部は何れも多數の小國が獨立してゐたのであるが、後、漢の勢力衰へるや、玄菟郡に高麗が興起して四郡の地及び南滿洲の地をその領域とし、馬韓は百濟に統一され、辰韓は新羅に統一せられたのである。又辨韓の地の一國に加羅國があり、新羅の侵略を蒙つて崇神天皇の六十五年我が國に援を求めて來たので、鹽乘津彦を宰として鎮撫させ、垂仁天皇の朝に至り、加羅の王子蘇那嗚叱智が來朝した。かくてこの朝に先帝の御諱御間城入彦より採つて任那の國號を賜はり、日本府を置いて統轄せしめたが、更に加羅附近の小國を順次歸服したので、辨韓の故地全體を任那と稱するに至つたのである。

任那を形成してゐた諸國は欽明天皇二十三年紀の註には十國を擧げてゐる。

- 一、加羅(或ひは大鷲洛、今の金海の地方)
- 二、安羅(今の咸安附近、欽明天皇の頃こゝに日本府あり)

- 三、斯二所(今の三嘉附近)
 - 四、多羅(今の陝川附近)
 - 五、卒麻(今の宜寧附近)
 - 六、固嗟(今の固城附近もと小伽羅と稱す。新羅領有後固嗟と改む)
 - 七、子他(今の漆原附近か)
 - 八、散半下(今の草溪附近か、又散半奚とも書く)
 - 九、乞漬(今の昌原附近)
 - 一〇、稔禮(今の泗川附近)
- 右は何れも推定であるが、尙神功皇后紀・應神天皇紀・繼體天皇紀等には次の如き數多の國名も見えてゐる。
- 一、比自怛(今の昌寧附近)
 - 二、喙及び己吞(兩國とも今の靈山附近か)
 - 三、南加羅(今の龜浦附近か)
 - 四、卓淳(今の漆原附近)
 - 五、沈彌多禮・多沙及び比利・辟中・布彌支・牛古・(沈彌多禮は今の海南島、多沙は今の河東か。他の四國もその附近なるべし。審かならず。)
 - 六、上哆喇・下哆喇・婆陀・牟婁(四國とも昆陽・晋州の方面か、審かならず。)

○高麗廣開土王の碑

【新制上級第三章
女子第一編第五章】

所在 滿洲國奉天省輯安縣通溝を距る一里餘、溫和堡東崗碑石街。高さ六六六六米(二丈二尺)、帶綠灰色の凝灰岩よりなる四角の巨柱石で、四面に一行四十一字、四十四行、一千八百餘字の銘文が刻まれ、或ひは好太王の碑とも稱せられ

る。好太王の薨後二年即ち王の子長壽王の二年(西曆四一四年)の建立で、王の偉績と建碑・守墓の由來等を録したもの。その第一面第九行に「倭以辛卯年來。渡海破百殘(濟なるべし)」。第二面第六・七行に「九年己亥。百殘違誓。與倭和通。(中略)新羅遣使白王云。倭人滿其國境。潰破城池。以双客爲民。歸王請命。」とあり、同面第八・九行に「救新羅。從男居城。至新羅城。倭滿其中。官兵方至。倭賊退(中略)追至任那加羅。從拔城。城即歸服」とある等、我が國威が朝鮮半島に發展してゐた時代の、我が國史の闕を補ふべき資料が少なくない。

圖の右は全景、向つて右が第一面、左が第二面。前者には十一行、後者には十行の銘文がある。左は拓本により一部を示したもので、第二面の第六七八行、第三十一字より四字宛、位置は左下方に當る所である。文字次の如し。

九年己亥

王請命太

倭滿其中

○菟道稚郎子御墓

【新制初級第四章、中學上級第二章第二節】

名稱 宇治墓

所在 京都府宇治郡宇治村大字菟道字丸山。

延喜式には兆域東西十二町、南北十二町、守戸三烟とあるから往時の規模は宏大であつたと思はれる。現在周圍に堀を環らし、土堤を築き、附近の畠中に陪冢がある。

○應神天皇陵

【新制初級第三章、中學上級第二章第一節、女子第一編第六章】

名稱 惠我藻伏丘陵、俗に譽田陵といふ。

所在 大阪府南河内郡古市町大字譽田字惠我藻伏岡

前方後圓墳であつて、仁德天皇の陵につぐ規模雄大なるもの。前後の徑四〇九・一米(二百二十五間)、後圓の徑二四一・八米(百三十三間)、前方の幅二九〇・九米(百六十間) 高さ前方二一・七米(四十二尺)、後圓一九・四米(六十四尺)、周圍の壕は二重。その外濠は現在田畑になつてゐて、その間に多數の陪冢があり、中堤には埴輪が多く露出してゐて、老松が鬱蒼としてゐる。而して陵の後方には縣社譽田八幡宮があつて應神天皇を祭神としてゐる。

本圖は徳川時代の河内名所圖會所載のもの。圖に見る如くこの時代には陵の後圓部の頂に六角の寶殿を建て、其の周圍には同じく六角の塗塀を造り、譽田八幡宮の奥院とし、石階及び石燈籠を造つて道の左右には櫻を植え、堀には橋を架し、下には宣命場があり、中門を造つて門内に庶人の出入を禁じてゐた。

延喜式には東西五町、南北五町、陵戸二烟、守戸三烟とある。

○仁德天皇陵

【新制初級第四章、中學初級第二編第四章、女子第一編第六章】

所在 大阪府堺市袖松。名稱 百舌鳥耳原中陵。中陵とは附近にある履中天皇陵が南陵。反正天皇陵が北陵と稱せらるゝに對しての名である。形式 前方後圓墳。陵域 總面積十三萬九百二十七坪餘、即ち四三二八亞餘、歷代皇陵中最大なもので、大山陵とも稱せられ、墳は三段に築き上げられ、その周圍は二・七四五五九(二十五町十間)、前後の徑〇・四八九〇九(二百六十九間)、更に三重の濠を繞らし、附近には十二の陪冢がある。而して濠の水は附近の民田數百町歩に灌漑され古來會て旱害なしと傳へられる。

○豐受大神宮

【新制初級第四章、中學初級第二編第四章、女子第一編第七章】

所在 三重縣宇治山田市。祭神 豐受大神。

雄略天皇以來の皇室の御祭祀になる農桑の神であり、皇太神宮に對して外宮と稱し奉る事等は改めて説く迄もなからう。二十年毎の社殿御改造の定も内宮と同じく、従つて現在の建築は昭和四年に成つたものであり、西の御敷地に鎮座

されてゐる。圖はその正殿で、高さ六・三九六米(二丈一尺一寸一分)、正面一〇・一八一米(三丈三尺六寸)、側面五・七七七米(一丈九尺)の白木造で、その様式は内宮と同じく神明造で、千木の端が内宮では水平に切られてゐるに對して外宮は垂直に切られて居り、堅魚木の数が内宮は十本であるのに比して、外宮は九本である等多少の相違があるが、大體に於てその構造兩者同一である。

○聖德太子像

【新制初級第五章、中學初級第一編第四章、女子第一編第九章】

所在 奈良縣生駒郡法隆寺に古く所藏されてゐたものであるが、現今は帝室御物になつてゐる。年代 冠・服制・服色等から考察すると、天武・持統兩朝頃のものと思はれるが、兎に角我が國最古の肖像畫である。作者 寺傳では推古天皇の朝に來朝した百濟の阿佐太子の筆と稱せられてゐるが、年代が天武・持統兩朝頃と認められるからには信ずる事は出來ぬ。

原圖は中央に太子、左右に二王子が配せられた全身像であり、二王子は山背大兄王と殖粟王であると傳へられるが、左右何れであるかは不明である。なほ本圖の年代を天武・持統頃と考證されたのは黒川眞頼博士であるが、最近美術史家の間には更に時代が下るものであるとの説も行はれてゐる。併しその服装はその時代のものであり、繪畫の様式もその時代の傾向を察し得るものであると考へられる。こゝに示したのは原圖の一部を採つた半身像で、冠は漆紗冠、丈長の朱華の御袍を召し、笏を執られた御姿である。

○聖德太子御墓

【新制初級第四章、中學上級第二章第二節】

名稱 磯長墓

所在 大阪府南河内郡磯長村大字太子字上城

墓は御母穴穗部間人皇后と太子の妃膳手皇女の御遺骸と共に合葬したもので、寂福寺境内の北方、一段高くなつてゐる

所にある。周圍二七二・七二米(百五十間)の圓墳であつて、周圍に結界石を圍らして居り、横穴式石室があり、正面に圖の如き建物が附せられてゐる。延喜式には兆城東西三町、南北二町、守戸三烟とある。

○聖德太子御自筆法華義疏

【新制上級第三章、中學上級第二章第二節】

所在 帝室御物(法隆寺舊藏)

聖德太子が法華・勝鬘・維摩の三經に註疏を施したことは既に史上周知の事である。而して他の二者は別として法華義疏は太子御直筆の御草本が傳へられてゐる。この義疏の著述時代は明確には知り得られぬが、上宮聖德太子傳補闕記によれば、推古天皇二十二年正月八日より翌年四月十五日にかけての御述作とせられて居る。何れにしてもその御晩年のものであることは確かであり、御草本によつてその後も引續き御推蔽遊ばされたものと思はれる。その御註疏は支那學匠の著述を参考せられたことは勿論であり、殊に梁の光宅寺法雲の説に據る所が最も多いと思はれるが、全體を通じて太子の自主的精神によつて取捨されてゐる所が多く、實に我が國に於ける最初の日本の經典の註疏と觀じ奉るべきである。

本書原本は全四卷より成つてゐるが、本圖はその第一卷の冒頭を示したものである。その最初の一行の「法華義疏第一」及び「此は大委國上宮王私集非海彼本」の文字は太子の御直筆か否かに就て異論がある。尙義疏は「ギソ」でなく「ギシヨ」と訓むべきである。次に本圖に掲げた所の文字及び訓を示す。

法華義疏第一

此是 大委國上宮王私集非海彼本

夫妙法蓮華經者、蓋是摠取萬善合爲一因之豐田、七百近壽轉成長遠之神樂、若論釋迦如來應現此土之大意者、將欲宣演此經教、脩同歸之妙因、令得莫二之大果、

○法隆寺全景

【新制初級第四章別刷、中學初級第一編第四章別刷、女子第一編第九章別刷】

所在 奈良縣生駒郡法隆寺村。創建 推古天皇十五年、聖德太子。宗旨 現今法相宗に屬し、藥師寺・興福寺と共に三大本山の一である。

法隆寺は別掲境内平面圖に明かなる如く、東院と西院の二部に大別されて居る。圖はその西院の主要部分を東南方上から俯瞰した圖であつて、左から中門・五重塔・金堂・講堂が見え、それを圍む廻廊の東半分が眺められる。右下方隅に妻を見せてゐる建物はもとの東室の南端で、現在の聖靈院である。何れも國寶。

而して中門・五重塔・金堂及び廻廊の南半分（寫眞に現れてゐる全部）が推古時代創建のままの様式を有してゐる。この四個の建物の建築年代は古くから學界の問題となつてゐるもので、推古朝創建の儘となすものと、天智朝以後に再建されたものがある。前者が所謂非再建論で後者が再建論である、併しその様式は明かに推古朝のものであるから、その意味に於て教授上は再建・非再建の問題に觸れる必要はない。推古朝の遺物として取扱ふべきである。次に圖に現れた主要建物を概説しよう。

中門はやゝ高い石壇上に立ち、四間三面桁行一二・〇六米（三十九尺八寸）、梁間八・五四五米（廿八尺二寸）、二戸、重層入母屋造本瓦葺であり、四間の左右二間には奈良朝の製作になる仁王が安置されてゐる。普通の山門が三戸なるに、この門に限つて二戸である事は特異な點である。

五重塔は二重の石壇上に立ち、平面は方三間、六・四二四米（廿一尺二寸）、第五層のみは方二間、本瓦葺、全高三一・八七八米（百五尺二寸）、而もその内三分の一弱は相輪であり、且各層遞減の度が大きいから頗る安定莊重の感が強く、我が國に於ける塔中最古のものであると共に又最優秀なものである。而して第一階の四天柱内の内陣は中心柱をめぐつて四方に塑で岩窟をつくり、東方維摩問答・南方彌勒・西方分舍利・北面涅槃の塑像群を安置してある。但しこの塑像は奈良時代の作である。

金堂は二重の石壇上に立ち、重層入母屋造、本瓦葺、下層は五間四面・桁行一三・九〇九米（四十五尺九寸）、梁間一・六九六米（三十五尺三寸）、上層は四間三面である。而してこの内部は三間二面を内陣として、そこに藥師三尊・釋迦三尊・四天王等の諸像及び玉虫厨子等の推古期の代表的遺物、四面壁畫・橘夫人厨子等の奈良朝の優秀なる遺品、鎌倉時代の彌陀三尊等多數の美術品が藏せられてゐる。その主なるものの位置は別項法隆寺平面圖の解説参照。

廻廊は中門より東十一間、西十間で、何れも北に折れ、東西とも十七間の間が推古期のものである。本瓦葺・單廊。東西十七間以北は平安時代のもの、これに就ては別項法隆寺平面圖解説参照の事。尙講堂に就ても同上参照、こゝでは時代が下るから説明を省く。

以上推古朝の建築様式の特長に就て最も主要なる數點を次に擧げて置かう。

- 1、柱にエンタンス（柱の中程が徳利の様にくらみがある）があること。
- 2、細部に雲斗・雲肘木が用ひてあること。
- 3、軒の出が頗る深く、軒支輪も軒天井もなく一軒（垂木一重）であること。

尙金堂及び五重塔第一階には何れも裳腰がある。これは奈良時代に附加されたもので、創建當時のものではない。圖で最下層の軒庇の如く廻つてゐるものが即ちそれである。

又法隆寺全境内には右に説明した推古期の建築物を上限として奈良・平安・鎌倉・室町等各時代の優秀な建築物が多數にあつて、それ等の内に藏せられる美術工藝の遺品と共に宛然自然に系統づけられたる一大美術館の觀がある。故に境内全體の平面圖を掲げ、主要建築物の創建年代を表示して置く。（次頁第一圖）

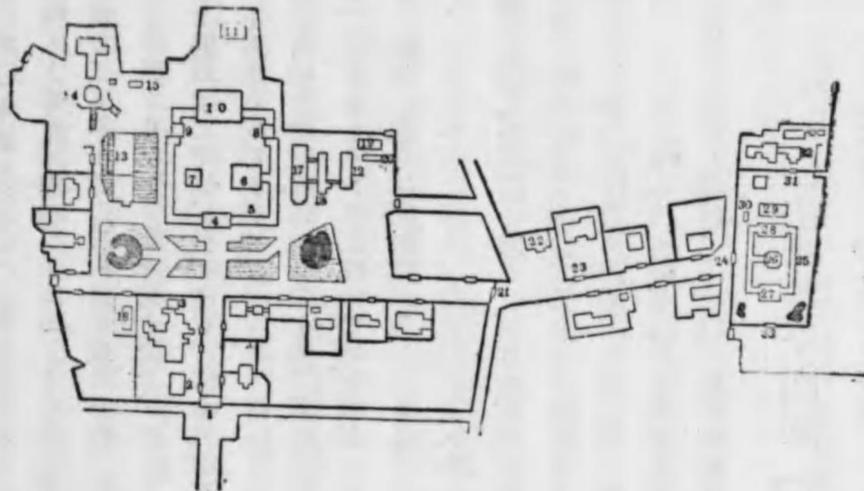
○法隆寺平面圖

【新制上級第三章【中學上級第二章第二節】】

新制上級第四章及び、中學初級第一編第四章の別刷、法隆寺全景と對照して觀察するがよい。

圖は建立當時の建築配置を示す西院の平面圖で、柱の位置を圖示した建物は建立當時の建造、その他は後代の建立に屬

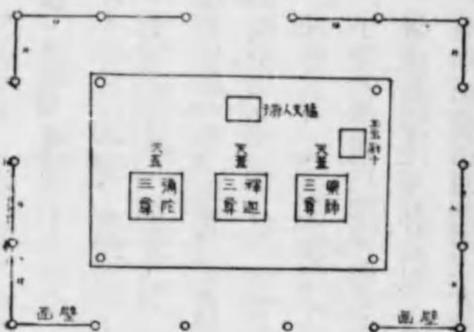
圖一第



院 西																					
21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番號
東大門	細殿	食堂	妻室	聖靈院及東室	浴室	地藏堂	西圓堂(峰藥師)	三經院及西堂	綱封藏	上御堂	大講堂	經樓	鐘樓	五重塔	金堂	廻廊	中門	新堂	上土門	南大門	名稱
奈良	倉	奈良		鎌倉		足利	鎌倉	鎌倉		鎌倉	藤原	奈良	藤原	飛鳥	飛鳥	飛鳥	飛鳥	鎌倉		足利	時代

院 東												
33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	年號
北室院本堂	北室院唐門	鐘樓	傳法堂	舍利殿及繪殿	南大門(不明門)	禮堂	夢殿	廻廊	四脚門	宗源寺四脚門	律學院	名稱
足利	足利	鎌倉	奈良	鎌倉	足利	足利	奈良	足利	足利	鎌倉		時代

圖二第



する。而して現今は講堂は北室の位置に後退してゐるので、圖の講堂の位置には一基の銅燈籠あるのみで建物はなく、北室がなくなつて講堂がこれに代り、従つて廻廊は東は鐘樓、西は經樓の南から北に折れ、上記兩樓を通過し、更に東西に折れて講堂に接してゐるから、廻廊の平面は凸字形になつてゐる。この變化は延長二年講堂が雷火で焼けたので、正曆二年に山城の普明寺(法性寺)より移建した時からである。故に鐘樓・經樓の南の屈折部以北の廻廊其他の建物は後代の建築、鐘樓及び講堂は藤原、經樓は天平時代のものである。又東西室も後代の建築で、東室の南端は現在聖靈院西室の南端は三經院と稱せらるゝ建物があり、何れも鎌倉時代のものである。又、創建當時の建築配置は所謂「法隆寺式」と稱せらるゝもので、中門及び講堂の左右から出た廻廊で、東西に並ぶ金堂及び塔を圍んだ形になつて居り、南から中門・塔・金堂・講堂と一直線上に南北に並び、中門及び講堂から出た廻廊がこれを圍む所の所謂「四天王寺式」と對立する、飛鳥時代寺院建築の代表的様式である。而して全體として注意すべき主要なる點は、平面的には中門から出た廻廊の柱間が西の十間に對して東の十一間なることであるが、これは東に大なる矩形の金堂があるのに對して、西には小なる正方形の塔が配置されてゐる所から出た均衡上の工夫である。又立體的には本形に於て觀察し得ない所であるが、平面小にして立體的に高き塔と、平面大にして立體的に低い金堂とを大膽に横に並べて而も調和を破らず、廻廊によつて包まれた一區劃を渾然たる無縫の一體としてゐる所に偉大なる構想を發見し得るのである。

次に多數の美術品を藏する金堂内部の平面略圖掲げて、主要なる寶物の位置を示して置く。内陣四方の○印は四天王の位置。

尙各建物の最外廊の線は石壇を示し、金堂・塔の内側の線は裳厨を現したものである。

○法隆寺釋迦三尊銅像

【新制上級第三章別刷】
【中學上級第二章第二節別刷】

所在 法隆寺金堂

法隆寺金堂の本尊、金銅造、中尊釋迦如來は高さ八六・三六糎（二尺八寸五分）、脇侍右の藥王菩薩は九三・九三糎（三尺一寸）、左の藥上菩薩は九一・八一糎（三尺三分五厘）、光背の高さ一・六四二米（五尺四寸二分）。推古天皇三十一年、鞍作鳥佛師の作。國寶。推古朝の代表的作品の一。
この像の造立に就ては、光背に次の如き銘がある。

法興元卅一年歲次辛巳十二月。鬼前太后崩。明年正月廿二日。上宮法皇枕病弗愈。于食王后仍以勞疾。並著於床。時王后王子等及與諸臣深懷愁毒。共相發願。仰依三寶。當造釋像。尺寸王身。蒙此願力。轉病延壽。安住世間。若是定業。以背世者。往登淨土。早昇妙果。二月廿一日癸酉。王后即世。翌日法皇登遐。癸未年三月中。如願敬造釋迦尊像。並俠侍及莊嚴具。竟乘斯微福。信道知識。現在安隱。出生入死。隨奉三主。紹隆三寶。遂共彼輝。普遍六道。法界含識。得脫苦緣。同趣菩提。使司馬鞍首止利佛師造。

右によつて聖德太子の薨後その誓願によつて山背大兄王等が當時の代表的佛師止利（鳥）に敬造せしめられたものなることが明かであらう。この銘による由緒は本像を一層貴重なる遺品ならしめてゐる。
二重の臺座上に廣く裾を敷き垂れてゐる鬘文の雲形風左右相稱的な形式、圓味の乏しい強い顔容、李仁形の目、古拙な笑を浮べた口邊、比較的大にしてやゝ均衡を失した兩手、全體の作法の簡勁なる點など何れも推古朝の彫刻の特徴であり、光背の文様の忍冬唐草、火焰狀、脇侍光背の寶珠形と火焰中の化佛七軀の莊嚴等も亦この時代の特色を具備してゐる。而してこの推古期の様式は所謂支那北魏式の流を汲むものであつて、北齊時代の様式と密接なる近似を示し、兩者の文化交流の狀を明かに表現してゐる。この點相隣つて掲げた天龍山第三窟の石佛と比較して考察はせられたい。

○山西省天龍山第三窟佛龕

【新制上級第三章別刷】

所在 中華民國山西省太原縣天龍山

天龍山は東峯西峯に分れ、今その麓に天龍寺又は聖壽寺と稱する小寺がある。北齊の時代からこの山上に石窟が開鑿せられ、隋より唐初に亘つて二十餘個の開鑿を見た。而してその主なるものは東峯に第一より第八に至る八窟、西峯に第九より第廿一に至る十三窟、計廿四窟を算する。その中第一・第二・第三・第四は北齊・第八・第十・第十六は隋、他は唐代の經營になるものである。

本圖はこの第三窟の佛龕釋迦三尊の像である。第三窟の廣さは幅二・五五四米（八尺四寸三分）、深さ二・三九四米（七尺九寸）本圖の佛龕はその後壁に開かれてゐるものである。
本尊釋迦の方座上の跏趺座、左右相稱の衣文の垂れ、本尊の舟形光背の脇侍の寶珠形光背、その他法隆寺の三尊との相似は一見して明かであらう。

○法隆寺玉蟲厨子

【中學上級第二章第二節別刷】

所在 法隆寺金堂

高さ二・三三三米（約七尺七寸）、宮殿と臺付の須彌座とより成り、主材は總て檜材、上部の宮殿及び下部の須彌座の各所に金銅透彫・忍冬唐草文様の金具を附し、その金具の下に玉虫の羽根を伏せてあるので其の名が起つたものである。但し現在は殆ど剝落して僅かに片影を留めてゐるに過ぎない。國寶。

この厨子は推古天皇の御物で、もと橘寺にあつたものが、何時の頃よりか法隆寺に入つたものであると傳へられる。橘寺は奈良郡高市郡飛鳥村にある寺で、その寺地は用明天皇別宮の地、聖德太子御生誕の地と稱せられ、上宮院菩提寺とも稱し、聖德太子御建立七ヶ寺の一である。現在の建物は後代のものであるが、寺寶には貴重なる國寶を少なからず有

つてゐる寺である。この厨子は推古朝の遺品として建築・繪畫・工藝の各方面より重要な價値を有するものである。即ち上部の宮殿部は方一間、銅葺の入母屋造であるが、四注造の上に切妻造をのせた形で、所謂鑲葺と稱する古い形で、大棟の兩端には鴟尾（但し後の修補）を上げ、法隆金寺堂の屋根の原型もこの形式であつたと考へられてゐる。雲斗、雲肘木を用ひ、一軒であることは法隆寺のそれと同様。但し柱の方柱であること、垂木が圓で反りのあることは相異點、推古朝建築の立派な参考品である。

繪畫としては項彌座の四方及び宮殿の扉と背面に黄朱を主とし、縁を配した簡單な色調の密陀繪が描かれ、推古朝最古の好標本である。密陀繪といふのは油の乾燥劑として密陀僧と名づける酸化鉛を顔料に加へて描いた一種の油繪であり、漆器の裝飾等には後世まで用ひられたもの、而してその源はベルンヤ地方にあるらしく、その名も彼の國語の音譯と思はれる。但し漆繪ならんとの新説あり、後述す。次に各面の圖柄を示して置く。

宮殿正面扉——二王圖

宮殿兩側扉——四菩薩圖

宮殿背殿——起塔出家功德圖

須彌座正面——舍利供養の圖（光明經捨身品による）

同右側面——釋迦木生譚施身聞傷の圖（涅槃經聖行品による）

同左側面——同 前捨身飼虎の圖（金光明經捨身品による）

同背面——須彌山の圖

その他宮殿部の欄間にも松山や天人が描かれ、須彌座上下の莖辨には忍冬唐草・臺座にはギリシヤ式唐草・四脚には龍頭の文様が描かれてゐる。而して、全體を通じて寫實的でなく空想的な裝飾的意味の多いもので、筆力強く固く勁健古雅とも稱すべく、且一圖の内に時間的推移を物語る構圖は後代の繪卷物の先驅と見られ、一種のリズミカルな潑瀾たる筆致と共に繪の生動を感じしめる。

更に又この種の繪畫は百濟・高麗の古墳壁畫に近似を見出されると共に、進んで支那六期の石窟寺よりひいてはベルンヤ地方にまでその淵源を辿り得るものであることは、推古朝文化の性質系統を考へる上に看過出来ぬ重要事である。工藝としては全體として厨子に宮殿の形を用ひた意匠の秀拔を見るべく、金工としては金銅金具の彫刻、切透し渡金の法、漆工として木部の黒漆塗、等を見るべきであらう。尙前説した密陀繪は近年樂浪出土の漆器の色模様からの研究により、密陀繪にあらずして黒漆塗の上に色漆を用ひて描いたものであるとの説が斯道の専門家六角紫水氏によつて創唱された。今しばらく舊説にしたがつて兩説を擧げて置くに止める。

○飛鳥時代の刺繡（中宮寺曼荼羅）【中學上級第二章第二節】

所在 法隆寺東院に隣る中宮寺。

普通天壽國曼陀羅と稱せられ、聖德太子薨去の後、王妃橘郡女が、太子往生の天壽國の状態を現さうとして造られたものと傳へられる。現存してゐるのはその一部分であつて、圖はその斷片を接合したものである。この曼陀羅は刺繡であつて、一面繪畫の面影を傳へ、他面工藝の技を示すものであるから、當代工藝の進歩を物語る最もよい標本である。國寶。

○中 臣 鎌 足【新制初級第五章、中學初級第一編第五章、女子第一編第十章】

東京帝室博物館所藏の畫像による。服装は朝服。

第二編上 上代第一期 (大化改新—奈良時代)

○天智天皇陵【新制初級第五章、中學初級第二編第一章、女子第二編第三章】

所在 京都市東山區山科町御陵。

山科陵と稱す。他の御陵は御代の遠近によつて次第に國忌より除く例になつてゐたが、獨り山科陵のみは然らず、歴朝の尊崇特に厚いものがあつた。兆域方一・五二七杆(十四町)。御陵は下方を三段に築いた上圓下方の御塚で、厚く砂磔を葺いてあり、高さ一〇・三三三杆(三十四尺)、最下壇は方八三・六三六杆(四十六間)ある。明治天皇の御陵はこの形式によつたもので、大正天皇の御陵も亦同じである。

○談山神社【新制初級第五章、中學初級第二編第一章、女子第二編第三章】

所在 奈良縣磯城郡多武峯村。祭神 藤原鎌足。社格 別格官幣社。天智天皇の朝、鎌足の長子定惠が唐より歸朝の後、父の遺命によりこの地にその遺骸を埋葬し、唐の清涼山寶池院の塔を模して、十三重塔を建て、その冥福を祈つたのが現今の談山神社の起原であると傳へられてゐる。その後、妙樂寺と稱する大伽藍が建立せられて一山大いに榮えた。談山權現の神號は延長四年醍醐天皇の勅定によるものであると傳へられ、明治初年妙樂寺は廢せられて神社のみ残つたものである。圖は定惠創建と傳へられる十三重塔で、高さ一三・一八一米(四丈三尺五寸)、檜皮葺である。現在のものは嘉永三年の建築。國寶。塔の後方に見ゆるは權殿、社殿改築の際神像を遷す所である。

○水城址【新制初級第五章、女子第二編第二章】

所在 福岡縣筑紫郡水城村。(太宰府町の西方)
圖の中央の叢林がその址の一部であつて、現在は樹竹鬱然として居り、一見築堤の存在を看過し易い。併し現在その址は東西に二分され、長さは東は三四・九米餘(百九十二間)、西は七〇一・八米餘(三百八十六間)、中間の堤のない所が一七四・五米餘(九十六間)あり、高さ九・〇九米餘(五間)、根盤四九・〇九米餘(二十七間)、馬踏五・四五米餘(三間)あり、堤内は田圃になつてゐる。
右下の小圖は東の山際にのこつてゐる關の址の關門の礎石である。兩々相俟つて大築堤工事を想見するに足る。指定史蹟。

○太宰府址【新制初級第五章、中學初級第二編第一章、女子第二編第三章】

所在 福岡縣筑紫郡水城村。(太宰府町の西方)

太宰府政廳の址であつて、その正廳を始め東西廳・後廳・中門・大門等の跡か歴然として指摘され、特にその中心である正廳址の大礎石は殆ど全部原形のままに現存してゐる。圖はその正廳址であり、數箇の碑石は後世に建てられたものである。指定史蹟。

○阿倍比羅夫征伐要地圖【新制初級第五章、中學初級第二編第二章、女子第二編第二章】

本圖は齊明天皇の朝、前後三回の遠征を行つて蝦夷・肅慎の經營に従つた阿倍比羅夫の軍の經路大要を示すものである。蝦夷地の經營は日本武尊御東征以來屢々行はれ、その歸順するものも少くなく、次第に皇化に浴するに至つたが、日本海方面の所謂越蝦夷は東海方面のそれに比して歸化の程度が低かつた。そこで大化三年には淳足柵(新潟縣中蒲原郡沼垂町)、同四年には磐舟柵(新潟縣磐船郡磐船町)を設けて、蝦夷に備へてゐたが、齊明天皇の朝に至つて大々的の征伐が行はれたのである。

比羅夫は齊明天皇四年、舟師百八十艘を率ゐて角鹿（福井縣敦賀灣）を發し、齋田（秋田縣秋田郡地方、淳代（秋田縣山本郡地方）の蝦夷を降服せしめ、更に津輕（青森縣地方）の蝦夷を服し、渡島（北海道）の蝦夷の來附する者も少くなくかつた。これ等の蝦夷に對しては賜宴・授位等があり、且勅して戸口を検せしめられた。翌年に至り比羅夫は進んで渡島の蝦夷を討ち、後方羊蹄（北海道後志ならんか）に政所を定めて歸つた。併し比羅夫の東北經營は更に肅慎にも及び四年・六年二回の遠征を傳へてゐる。何れも前記蝦夷征伐と引續いて行はれたものであらう。

肅慎は北滿洲より沿海洲に互つて住してゐたツングース族の一種で、當時はそれが樺太から北海道までも蔓延してゐたものと思はれる。肅慎の名は支那では周から見え、息慎・稷慎等とも記され、後漢・三國の時代には挹婁、隋・唐には靺鞨・宋・元・明には女眞と稱せられた。比羅夫の征服した肅慎はその本據の地でなく、北海道邊に及んでゐたのを意味するものと解すべきであらう。

○天皇御璽・太政官印・大藏省印

【新制初級第五章、中學上級第三章、章第二節、女子第二編第三章】

大寶令に定められた二官八省の官印の一例として太政官と大藏省の印を挙げ、天皇の御璽と共に示したものであり、何れも當時の文書に捺されたものである。大いさは大體原型の二分の一である。

これらの印章は奈良朝より平安朝初期までは文書の全面に隙間なく捺されるのが例となつてゐたが、その後次第に重要な個所にのみ用ひられるやうになり、更に文書の端、日附、紙の綴目のみに捺されるやうになつた。

○大寶二年戸籍

【新制初級第五章、中學上級第三章第二節】

所在 正倉院御物

大寶令によれば戸籍は六年毎につくり、里（五十戸）毎に一卷となし、三通作製、一通を國に留め、二通を官に上進したものである。而してその内容は本圖の記事によつて明かなる如く、戸數及びその等級、各戸の口數及び年齢、病

疾、身分等頗る精密なものであつた。これはこの戸籍が田制・税制・兵制等の基礎となつてゐたが爲である。

本圖は正倉院文書中最古の御野國味蜂間郡（美濃國安八郎）春部里太寶二年戸籍の一部であつて、坂麻呂なるものを戸主とする一戸の分である。文面次の如し。

- | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|-----|-----|-----|-----|--------------|------|-----|-----|
| 伍保上政戸國造坂麻呂戸口廿六 | 有位正丁一 | 兵士一 | 兵士一 | 隸兒一 | 并十一 | 正女五 | 少女三 | 隸女二 | 并十五 |
| 下々戸主坂麻呂 | 正丁五 | 少丁一 | 小子一 | | | 次女一 | 小女三 | 者女一 | |
| 次十足 | 年十九 | 少丁 | | | | 次手古 | 年廿 | 兵士 | |
| 次立方 | 年十三 | 小子 | | | | 嫡子豊前 | 年廿六 | 正丁 | |
| 雲方弟斯都麻呂 | 年五十五 | 正丁 | | | | 妾子眞人 | 年卅 | 正丁 | |
| 兒工部御成買 | 年十九 | 少女 | | | | 戸主妻工部若子賣 | 年卅六 | 正女 | |
| 次小姉賣 | 年二 | 隸女 | | | | 次姉賣 | 年四 | 少女 | |
| 兒加須彌賣 | 年廿四 | 正女 | | | | 雲方妻國造族小豊賣 | 年卅七 | 正女 | |
| 次常世賣 | 年十三 | 少女 | | | | 次眞人賣 | 年十八 | 少女 | |
| 兒國造族女知賣 | 年卅五 | 正女 | | | | 斯都麻呂妻六人部志祁太女 | 年五十 | 正女 | |
| | | | | | | 寄人國造族若子賣 | 年六十七 | 者女 | |
| | | | | | | 戸主姑國造族志太布賣 | 年六十二 | 者女 | |

○遣唐使行路圖

【新制初級第六章、中學上級第四章第一節】

本圖は上代に於ける日支交通路、換言すれば遣唐使往復路の概要を示したものである。

遣唐使は難波津を發して瀬戸内海を西航し、博多(福岡)に着き、此處で諸般の準備を整へるのが例になつてゐたが、此處からの路は南北の二路に分れ、時によつてその何れかの道を取つたものと思はれる。

北路は博多より北航し、朝鮮の南岸を廻り、北上して渤海灣口に到り、こゝを横斷して山東半島の登州又は萊州に上陸、こゝから青州・齊州を経て汴州に出で、洛陽を経て長安に到るものである。

南路は博多より肥前の値嘉島に出で、東北風を待つて支那海を横斷し、蘇州・明州又は揚州等の揚子江口の港に上陸、運河によつて汴州に出たものである。

航海術の幼稚な上代に於ては南路よりも北路の安全なるは言ふまでもない。併し文武天皇の朝以來の遣唐使は多く南路によつて交通したらしい。これは朝鮮半島との阻隔・大運河の利用等によるものであらう。

○西南諸島圖

【新制初級第六章
中級初級第二章】

上代に服屬した西南諸島の略を示したものである。黒書は現在の名稱。次にこれに關する重要事項を年代順に表示する。

推古天皇廿四年 掖玖島人始めて來朝歸化

天武天皇六年 多禰(嶽)島人始めて來朝歸化

同 十年 八年始めて多禰島へ遣使、この年歸朝、島圖を獻じ、國狀を報す。

同 十一年 始めて阿麻美(奄美)人來朝、掖玖・多禰人等と共に賜祿。

文武天皇二年 文忌寸博士等を南島に派遣、武器を賜ふ。

同 三年 度感島人始めて多嶽・夜久・麗美・島人等と共に來朝、貢物を獻じ、位及物を賜はる。前年遣使の結果である。

同 大寶元年 大寶令制定、掖久を多禰に合して國に準じ、太宰府管下三島中の一とす。

元明天皇大寶七年十二月 信覺・球美島人・奄美島人等と始めて來朝

○蝦夷征伐圖

【新制初級第七章、中級初級第二章
編第四章、女子第二編第八章】

本圖は奈良朝より平安朝初期に亘る奥羽地方經營に關係する重要な地點を示すものである。

齊明天皇の朝に於ける阿倍比羅夫の征討以後、暫くは對朝鮮半島外交の爲に、東北の經營は積極的政策に出ることが出来なかつたが、文武天皇以後再び積極的經營が行はれるやうになり、種々畫策せらるゝ所があつたが、元明天皇の朝に至り和銅元年に出羽郡を置き、岩船柵を北進せしめて出羽柵(山形縣東田川郡廣野村)を設けられ、佐伯石根等を將軍として經營せられ、その結果、五年に始めて出羽國を置かれた。其後、聖武天皇の朝に至り、出羽方面の經營は益々發展して天平五年には出羽柵を更に北進せしめて秋田に移した。これ秋田城の起源であつて、遺址は秋田縣南秋田郡寺内村高清水に當る。又陸奥方面に於てはこれより先神龜元年に叛亂が起つたから藤原宇合を將軍としてこれを征せしめ、多賀城(宮城縣郡多賀城市川)に鎮所を置き、翌年更に小野牛麿を將軍として出羽方面を鎮せしめた。鎮所とは後の鎮守府であつて蝦夷征討の本部に當るものである。

かくて奥羽兩方面連絡と前面防備の爲に、天平九年には大野東人等に命じて玉造(宮城縣玉造郡岩出町眞山村)、新田(麻登米郡新田村)、牡鹿(同牡鹿郡石卷町邊)、色麻(同賀美郡色麻村四竈)、等の柵を設けて兵を置き、こゝに初めて奥羽兩軍の聯絡を全うするを得た。

更に淳仁天皇の朝に至り、天平寶字二年桃生城(宮城縣桃生郡麻崎村柳津)及び雄勝城(又は男勝小勝ともかく、山形縣雄勝郡明治村下屋布)を設けた。前者は東方海道の要地であり、後者は奥羽連絡の樞要なる地點である。

その後稱徳天皇の神護景雲元年伊治城(宮城縣栗原郡栗原村)を造營して鎮守府を此處に進め、光仁天皇の寶龜十一年には覺察城(明かならねと岩手縣磐井郡衣川附近なるべきか)を築いて膽澤方面の經營に當らしめた。然るにこの朝出羽方面の賦勢盛になり、秋田城の守も危くなり、奥羽方面でも多賀城が一時敵の手に落つるに至つた。



平安朝に至り、桓武天皇は引續いて奥羽經營に力を用ひられ、紀古佐美・大伴弟麻呂・坂上田村麻呂等が相ついでその衝に當つたが、最も大功を立てたのは田村麻呂である。彼は數次の征討後、延暦十六年には征夷大將軍となり、二十年には閉伊(岩手縣閉伊郡)の地方、當時は未だ郡の建置なし)地方の賊の根據地を覆し、翌年には膽澤城(岩手縣勝沼郡佐倉村字佐)を築き、更にその翌年には志波城(岩手縣紫波郡日詰町郡山)を築き、鎮守府を膽澤城に移した。尙秋田城は廿三年、土地不便なる故を以て、河邊に移した。河邊はもと出羽柵の地(山形縣東田川村廣野村附近)である。

○多賀城址

【新制初級第六章・中學初級第二編第二章、女子第二編第八章】

所在 宮城縣宮城郡多賀城村市川。

市川村及び浮島村で圍まれた小臺地であつて、本丸の地方は方一八一・八米餘(百間)、礎石の残つてゐる所が最も高い。なほ内廓・外廓をめぐる土壘も明かに指摘し得られ、門址もある。もとの城郭は方六五〇乃至七六〇米(六七町)もあつたと思はれる。

多賀城は聖武天皇神龜元年、大野東人が蝦夷征伐の際に築いて鎮所としたものである。指定史蹟。

○上代帝都圖

【新制初級第六章、女子第一編第二章】

本圖は上代に於ける畿内及びその附近に奠められた帝都の位置の大略を示すものである。左に圖示された以外の皇居所在地も共に列挙しよう。

天皇	宮名	位置
神武	畝傍橿原宮	奈良縣高市郡畝傍町畝傍(橿原神宮附近)
綏靖	葛城高丘宮	同 縣南葛城郡吐田鄉村森脇
安寧	片鹽浮穴宮	同 縣北葛城郡浮穴村三倉堂(或ひは高市郡畝傍町四條の北邊)

懿德	輕曲峽宮	同 縣高市郡畝傍町大輕、見瀬の邊
孝昭	掖上池心宮	同 縣南葛城郡掖上村玉手、秋津村池の内の邊
孝安	室秋津島宮	同 郡秋津村室(その宮山附近か)
孝靈	黒田盧戸宮	同 縣磯城郡郡村大字黒田と同じく宮古の間邊(或ひは黒田の孝靈神社の邊ともいふ)
孝元	輕境原宮	同 縣高市郡畝傍町大輕(又字見瀬の牟佐坐神社境内とも傳ふ)
開化	春日率川宮	同 縣奈良市子守町率川の邊
崇神	磯城瑞籬宮	同 縣磯城郡三輪町金屋(志紀御縣神社附近)
垂仁	纏向珠城宮	同 郡纏向村穴師(珠城山(玉の山)の東、小字玉井邊)
景行	纏向日代宮	同 村穴師小字宮古の浦邊
成務	志賀高穴穗宮	滋賀縣滋賀郡坂本村穴太(景行天皇も晩年よりこの他に遷り給ふ)
仲哀	角鹿筒飯宮(行宮)	福井縣敦賀市氣比神宮の邊
	德勒津宮(行宮)	和歌山縣海草郡四箇鄉村大字新在家
	穴門豊浦宮(行宮)	山口縣豊浦郡長府町豊浦
	筑紫香椎宮(行宮)	福岡縣糟屋郡香椎村香椎
應神	輕島豊明宮	奈良縣高市郡畝傍町大輕
	難波大隅宮	大阪市内天王寺邊(?)
	吉野宮	奈良縣吉野郡中莊村宮瀧(?) (或ひは川上村大瀧となす者もある)
仁德	難波高津宮	大阪市内大阪城の邊
履中	磐余稚櫻宮	奈良縣磯城郡安倍村殿の内(或ひは同郡櫻井町字谷、稚櫻神社境内ともいふ)
反正	丹比柴籬宮	大阪府中河内郡松原村上田

允恭 遠 飛鳥宮 宮奈良縣高市郡飛鳥村飛鳥(小字みかど、石神附近か)
 安康 石上穴穗宮 同 縣山邊郡丹波市町大字田(田の穴穗神社邊?)
 雄略 泊瀬朝倉宮 同 縣磯城郡朝倉村字黒崎(又は字岩坂小字七越、初瀬町出雲の邊)
 吉野宮 應神天皇の條に同じ
 清寧 磐余粟栗宮 同 縣磯城郡安倍村池の内(小字御厨子邑か)
 顯宗 近飛鳥八釣宮 同 縣高市郡飛鳥村八釣(小字宮の本、弘計皇神社附近、或ひは磯城郡香久山村下八釣)
 仁賢 石上廣高宮 同 縣山邊郡二階堂村大字嘉幡字都田(或ひは丹波市町大字田の邊の邊)
 武烈 泊瀬列城宮 同 縣磯城郡初瀬町出雲(十二柱神社境内附近か)
 繼體 磐余玉穗宮 奈良縣磯城郡安倍村池の内
 樟葉宮 大阪府北河内郡樟葉村楠葉
 筒城宮 京都府綴喜郡普賢寺村多々羅
 弟國宮 同府乙訓郡大原野村(?)
 安閑 勾金箸宮 同 縣高市郡金橋村曲川(金橋神社の邊、或ひは眞菅村大字土橋とするものもある)
 宣化 檜隈盧入野宮 同郡坂合村檜前(於美阿志神社の境内か、或ひは畝傍町五條野ともいふ)
 欽明 磯城島金刺宮 同 縣磯城郡三輪町金屋(小字山崎しきしまの垣内か)
 泊瀬柴垣宮 同郡初瀬町(?)
 敏達 百濟大井宮 同 縣北葛城郡百濟村百濟(?)
 他田幸玉宮 同 縣磯城郡纏向村大字太田(太田の乾の高地か、或ひは城島村戒重小字宮所ともいふ)
 池邊雙槻宮 同郡安倍村阿倍(又は字長門の邊)
 倉柴垣宮 同郡多峰村倉橋(或ひは字下の下居神社境内)

推古 飛鳥豊浦宮 同 縣高市郡飛鳥村字豊浦(或ひは字和田と豊浦ともいふ)
 小墾田宮 同郡高市村岡(?) (或ひは豊浦宮附近ともいふ)
 舒明 飛鳥岡本宮 奈良縣高市郡飛鳥村雷の東(?)
 田中宮 同郡畝傍町田中
 廐坂宮 同町丈六(或ひは輕、見瀬邊)
 百濟宮 同 縣北葛城郡百濟村百濟
 皇極 小沼田宮 推古天皇の條と同じ
 飛鳥板蓋宮 同 縣高市郡高市村岡 岡の西北の今立神塚と稱する芝生附近か)
 長柄豊崎宮 大阪府西成郡豊崎村長柄本庄邊
 後飛鳥岡本宮 奈良縣高市郡高市村岡(?) 岡本寺の西か、或ひは飛鳥村雷の東ともいふ)
 飛鳥川原宮 同村川原邊(?)
 朝倉橋廣庭宮(行宮) 福岡縣朝倉郡宮野村須川
 兩槻宮(又は天宮) 奈良縣磯城郡多武峰村談山神社附近(?)
 志賀大津宮 滋賀縣大津市附近(?)
 弘文 同前
 天智 飛鳥淨見原宮 奈良縣高市郡高市村上居(その西南小字みやこ附近か)
 天武 持統 藤原宮 同郡鴨公村字高殿(或ひは字醍醐、京址は白櫃・鴨公兩村より八木町に亘る)
 文武 元明より 平城宮 同 縣生駒郡都跡村
 光仁まで 聖武 紫香樂宮 京都府相樂郡瓶原村例幣
 滋賀縣甲賀郡雲井村黃瀬

- 難波宮 大阪府西成郡豊崎村長柄
- 淳仁 保良宮
- 桓武 滋賀縣滋賀郡石山村
- 桓武以後 京都府乙訓郡向日町鷄冠井
- 平安宮 京都市聚樂廻附近

○平城京圖

【新制初級第六章別刷、中學初級第二編 第二章別刷、女子第一編 第二章別刷、新制上級第三章、中學上級第三章第三節】

本圖は平城京の規模及び附近の主要な社寺陵墓等を示したものである。平城京がこゝを選んで造営されたのは、一は飛鳥地方舊族の掣肘を脱せんがためであり、二は三方山を繞らし、南一方が開けてゐる地形が天子南面の支那思想にも合ひ、且は廣瀾で規模廣大なる都城の地によく、三には北方の低い丘陵を越えれば山背國(山城)を経て東海・東山・北陸等の東北各道に通じ西南は大和川によつて難波を経て西南諸道及び大陸との交通の便があつたからであると思はれる。

都城經營の詔は和銅元年に發せられ、同三年には略々成つてこゝに奠都遊ばされ、諸寺院等も續々新都に移つて來た。平城京の規模は唐の長安京を模したもので、中央に大路が南北に通じて左右兩京に分ち、更にこれを左右四坊に分ち、朱雀大路を規準として東西に一坊二坊と數へる。またこれ等の道路と直角に交叉して東西に通ずる大路によつて九條に分れ、北より一條二條と呼ぶ。而して條と坊に區劃された方形の一區劃たる「坊」は方一里 現今の五町弱即ち約五四五米) 全京は東西八里(約四十町即ち約四・三六三杆)、南北九里(約四十五町即ち約四・九〇九杆)の廣大なる都城であつた。宮城は朱雀大路の正北端、左右兩京に跨る四坊の區域を占め、周圍に墻壁を廻らし、南面正門の朱雀門以下十を二門開き、内には中央正面に内裏、その稍々東南に朝堂院があつた。内裏は皇居であり、朝堂院は各種の朝儀を行ふ所、大極殿はその正殿であつて、現今もその遺跡を明かに存してゐる。宮殿の成ると共に興福寺が東方京外三笠山麓に、大安寺(大官大寺)が左京四坊六・七條に、藥師寺が右京二坊六條に、

各々移建されたのを初として、元興寺・法興寺・葛城寺・紀寺等も續々新都の内外に移され、更に年を追ふて東大寺・法華寺西大寺・唐招提寺等の大寺が建立され、官人の住宅の堂々と立並ぶのと共に「咲く花の匂ふが如く」盛大なる都城の美觀を現出したのである。

なほ圖でも明かに察せられる事であるが、現在の奈良市街は平城京の跡ではなく、中世以降、興福寺・春日神社・東大寺等の社門前町として新たな發展を成したものである事は注意すべき點であらう。また舊都城内外に現今尙存してゐる道路が、當代の條里の佛を遺してゐる事も圖によつて注意すべきである。新制上級用の圖は長安京との比較の爲めの略圖である。中學上級にも略圖を再出した。

○平城京朝堂院址

【新制初級第六章、女子第二編第四章】

所在 奈良縣生駒郡跡村大字佐紀

平城京の大内裏は京の最北中央四坊を占めてゐたのであるが、大内裏内の區劃は朱雀大路の正北、正面に内裏があり、その東南方に國家の大典を行はれた朝堂院があつたと思はれる。而して内裏址は現在、東大宮・大宮等の字名にのこるのみで何等の遺址もないが、朝堂院址は小字神明野・中神明野等の地に歴然としてその土壇を残し、指定史蹟になつてゐる。本圖はその略圖である。

朝堂院の正殿たる大極殿の址は高さ一・八一八米(六尺)、東西三八・一八一八米(二十一間)、南北一二・七二七米(七間)の臺地、俗に「大黒の芝」又は「大極殿」と呼ばれてゐた所である。現在も臺上は大體平坦になつてゐるが礎石等は一個も残つてゐない。この臺上に當時十一間四面單層四注の碧瓦丹柱の巍々たる大宮殿が立つてゐた譯である。

大極殿址の後方に残る小芝臺地は、天皇出御の際の便殿たる後殿即ち小安殿の遺地、その更に北方に残る小路は北面歩廊の面影か、而もその邊は北面門(平安宮の昭慶門に當る)の建つてゐた所と思はれる。又大極殿の東西に残る臺地は東西樓の址、前方東西に亘つて約一米の段をなせる所は龍尾道の遺址である。

龍尾道下は中央が廣潤なる芝地になつて居り、東・西・南の三邊に近く三四尺の高さの臺地が整然と列んでゐる。これ即ち南庭十二堂の址であつて、十二堂中全く壇址を存せざるものは西方一、南方二に過ぎぬ。十二堂の南中央に閉門があつた譯であるが、今全くその遺址はなく、その南方のやゝ廣い所の東西には東西朝集堂があつた筈であるが、東方に小さな芝地を残し、北面門に對する南面門も僅かに一堆土を残すのみである。尙周圍の歩廊址と思はるゝものも大體小徑によつて察することが出来る。

最後にこの朝堂院址を見學する者は、現在、保存の爲に遺址の周圍や内部に幾多の小堤及び小溝を築いてあるから、それを當時のものと誤解せざらん様注意すべきである。

○唐長安京圖 【新制上級第三章】



唐の長安城は隋文帝の開皇二年、漢の故城の東南に築いたもの、隋に於ては大興城と稱し、唐に至つて長安城又は京師城といふ。東西八里百十五步(六千五百九十五步)、南北十五里百七十五步(五千五百七十五步)宮城は中央北部に南面し、その南に皇城、東北隅に郭外に突出して大明宮がある。高宗の龍朔元年に造營したもの。又圖には現はさなかつたが、東市の東北に接して約一坊半程の面積を占めて興慶宮がある。これは開元十六年に落成したものである。

唐の京城を我國のそれに比較すれば頗る相似たる所があるが、又小異も多少存する。彼の模倣なりとはいへ我が國情の異なる所を示すものと言ふべきであらう。次の兩者異同の二三を擧げることとする。

第一に兩者とも長方形なるは同じなれど、彼は東西に長く、我は南北に長い。第二に彼は外郭に高さ一丈八尺の堅牢なる城壁を設けれど、我が國の羅城は單なる築地であつて、この内外に渠を造つたものゝ如く、都の内外を區分するにすぎなかつた。第三に彼は宮城と皇城を區別したが、我は兩者を一廓内に包含する様に作られ、總じて大内裏と稱し、或ひは宮城又は皇城といつた。彼の朱雀門及び朱雀門大街は我の朱雀門及び朱雀大路と照應する。第四に城内の大路は一定の距離を以て東西南北に通じたのは兩者同一であるけれども、我が縦横とも四町の距離を保つに比して、彼は一般に縦街に狭く横街に廣く、廣狭一ならず、従つて坊の形も我の同一正方形なるに比して大小種々なる長方形であつた。第五、各坊内の區劃も彼にあつては朱雀門大街左右の二條は南北二區に分れ、其他は十字路で四分された不整なものであつたが、我に於ては各坊縦横に各三路を通じて十六區に區劃し、全體整然たるものがあつた。第六、彼にあつては朱雀門大街は萬年長安兩縣界を示すのみで、各坊には固有の名があり、地點を示すにも不便であつたが、我に於ては朱雀大路によつて東西兩京を分ち、條坊の名稱を附し、條坊内の小區劃も整然としてゐて、何條何里何坪と一定した稱呼があり、整然としてゐた。以上極めて大體ではあるが、彼の不整齊なるに比して我の頗る整齊たるを見る。即ち彼の制を採つて更にこれを發展せしもので、世界に於ける最も整頓した都市計畫であつたといふべきである。

更に本圖では示してないが、彼の宮城及び皇城と我の大内裏との大要を比較しよう。第一に彼に於ては宮城の内に皇居と朝堂を含み、皇城に諸官省を置き、兩者を截然と區劃してあつたのに、我國では大内裏の内に兩者を包括して居た。即ち我が内裏及び朝堂院が彼の宮城に當り、彼の皇城の諸官衙は我に於ては朝堂院・内裏の周圍にあつたのである。第二に彼にあつては朝堂と皇居とは前後(朝堂院の北に接して連結してゐる)に連結してゐたが、我が國の朝堂院と内裏は全然連結なき別廓をなしてゐた。第三に朝堂の正殿が大極殿であり、その前に廣潤なる内庭があり、兩者の間に龍尾壇があり、龍尾道があつたことは彼此同一であり、大禮の際天子大極殿に御し、百官内庭に集ふことも同じ趣であつたが、彼には我の如く南庭十二堂もなく、朝集殿もなく、百官は庭上に立つのみであり、天子の便殿たる後殿もなかつた。其他尙細かく相異點を擧げること出来るが、以上のみによつても我が宮廷の制も亦單なる唐制の模倣でない事を明かに知り得るであらう。

尙本圖中の寺院の印は我が留學僧に關係あるもののみを挙げたのである。

○皇朝十一錢 【新制初級第六章】

○和同開珎 【中學初級第二編第二章】
【女子第二編第四章】

皇朝十二錢と稱せられる銅錢の鑄造年度を示せば次の如くである。

和同開珎	和銅元年	萬年通寶	天平寶字四年	神功開寶	天平神護元年
長年大寶	嘉祥元年	饒益神寶	貞觀元年	貞觀永寶	貞觀十二年
隆平永寶	延暦十五年	富壽神寶	弘仁九年	承和昌寶	承和二年
寬平大寶	寬平元年	延喜通寶	延喜七年	乾元大寶	天徳二年

而して和同開珎には銀錢もあり、その外、天平寶字四年には開基勝寶と稱する金錢、太平元寶と稱する銀錢も鑄造されてゐる。又右鑄造の年度は初鑄の時を示したもので、必ずしもその年のみに限つたものではない。

和同開珎の「同」は「銅」の略字、「珎」は「寶」の一部をとつたものであるとの説が通説であるが、「珎」を「珍」とする説もある。猶和同開珎の中、銀錢は和銅元年五月始めて鑄造せられて徑二・四厘(八分)、重量七・八五瓦(一匁一分)あり、銅錢は七月始めて鑄造されて徑二・四厘(八分)、重量三・七五瓦(一匁)ある。刻文は兩者同一である。

○東大寺大佛殿 【新制初級第六章、中學初級第二章】
【編第三章、女子第二編第五章】

所在 奈良市東部若草山麓。創建年代 天平十九年着工、天平勝寶三年落成。宗旨 現在は華嚴宗の大本山である。

その創建當時の規模は十一間四面、四注造重層本瓦葺で、高さ四七・二七二米(十五丈六尺)に達する莊大なる木造大建築であつたが、治承四年以仁王舉兵の際、南都の僧徒がこれに味方し奉つたため、宇治の戦の後、平重衡が軍勢を率ゐ

て奈良に侵入して火を放つたので、流石の大伽藍も烏有に歸した。そこで頼朝が後白河法皇の勸諭を奉じて再建の業を起し、養和元年着工、壽永二年に竣工したが、その規模は大體創建の際と同様であつた。その後戰國時代に至り、永祿十年三好・松永兩氏の兵亂のために再び炎上し、久しく荒廢に委せられてゐたが、江戸時代に至つて再建の業なり、寶永五年現今の伽藍の落成を見た。その規模は創建の時に比して著しく縮小せられ、高さは四七・二二二米(十五丈五尺八寸)で大體從前の通りであるが、平面は七間七面とせられた。左に創建當時と現今の建築の規模の大要を比較して表示する。

	創建當時	現在
桁行(左右)	八六・二二一米(二十八丈四尺二寸)	五七・〇九米(十八丈八尺四寸)
梁間(前後)	五〇・四八四米(十六丈六尺六寸)	同上
面積	四三・四七八亞(千三百十五坪二二)	二八・八二二亞(八百七十一坪八七)
同 比	一〇〇	六六
内陣面積	一一・五七二亞(三百八十坪三二)	五・二五七亞(百六十坪〇三)
同 比	一〇〇	四四

即ち從前に比して現在の建物は面積が六割六分、内陣面積が四割四分に縮小せられ、左右は十九米(約百尺)短くなつてゐるのである。故に全體の安定感を缺き、内陣も陝隘の感を起さしめる。併しなほ現在の建物でも世界最大の木造建造物であるから、創建當時の莊觀は想像に餘あるものであつたであらう。圖は大佛殿を東南から見たもので、向つて左が中門、右が大佛殿である。現存の建物は極めて粗末なもので、到底創建時代の優れた建築様式を窺ふ事は出来ない。國寶。

○東大寺大佛

【新制初級第六章、中學初級第二編第三章、女子第二編第五章】

前掲の大佛殿の本尊であつて、盧舍那佛である。天平十九年から三箇年八度の鑄造により、天平勝寶元年に完成したものである。次にその規模の概要を掲げる。

- 高さ 一六・二二二米（五丈三尺五寸）
- 面長さ 四・八四八米（一丈六尺） 面廣さ 二・八七八米（九尺五寸）
- 眉長さ 一・六五一米（五尺四寸五分）
- 目長さ 一・一八一米（三尺九寸）
- 口長さ 一・二二二米（三尺七寸）
- 鼻前徑 ○・八九米（二尺九寸四分） 鼻高さ ○・四八四米（一尺六寸）
- 肩幅 八・七米（二丈八尺七寸一分）
- 耳長さ 二・五七五米（八尺五寸）
- 臂長さ 五・七五七米（一丈九尺）
- 腕長さ 四・五四五米（一丈五尺）
- 左手中指長さ 一・七五七米（五尺八寸） 周 ○・九六九米（三尺二寸）
- 同掌長さ 一・九八七米（六尺五寸六分） 幅 二・〇六米（六尺八寸）
- 右手頸周 四・〇九米（一丈三尺五寸）
- 右足裏長さ 三・〇三米（一丈）
- 膝前徑 一・八一八米（三丈九尺） 膝厚さ 二・二二二米（七尺）
- 螺髮數 九百六十六箇 一箇の高さ ○・三〇三米（一尺）又は○・三六三米（一尺二寸）、徑○・一八一米

（六寸）

- 蓮花銅座 大小五十六瓣 高さ三・〇三米（一丈）、徑二・〇六米（六丈八尺）、上周六四・八四米（二十一丈四尺）、基周七二・四二四米（二十三丈九尺）
- 使用熟銅 四四三三七三六・六斤（七十三萬九千五百六十一斤）
- 使用鍊金 三九一・三五（一萬四千三百三十六兩）
- 使用白錫 七五七〇・七斤（一萬二千六百十八斤）
- 使用水銀 三六六三・七五斤（五萬八千六百二十兩）
- 使用炭 一〇六五六石

大佛殿の災厄と共に、大佛にも現今に至るまで數次の破損修理が行はれてゐる。即ち文德天皇の齊衡二年大震のために首が落ちたのを清和天皇の貞觀三年に舊狀に復し、治承の兵火には右手焼落し、永祿の兵火に頭部が再び焼落ちた。かくの如く數次の災厄のために佛體の他の部分にも破損の個所少くなく、江戸時代に入り、元祿五年迄に數回の補修が行はれ、そのために熟銅二四六五七七・五斤（六萬五千七百五十四貫）、炭二八〇五六俵を要した。かくて現在の佛體は大佛殿の再建に先だつ十七年、元祿五年に開眼供養が行はれたのである。以上の如き數奇な運命を有してゐるのであるから、大佛殿に奈良時代建築の様式が窺はれ難いと同様、佛像にも全體的には創建時代の彫刻の美は缺けてゐる。但し蓮瓣にある毛彫の佛菩薩像は奈良時代の優秀なる美術品として有名である。國寶。

○光明皇后御筆蹟

【新制初級第六章、中學初級第二編第三章、女子第二編第五章】

所在 奈良市正倉院（帝室御物）

樂毅論の末尾の御白署である。東大寺獻物帳に「樂毅論一卷、白麻紙瑪瑙軸紫縹綺帶、皇太后御書」とあるもの。天平十六年十月三日、藤三娘」とあるが、藤三娘とは藤原不比等第三女の意、天平十六年は皇后四十四才にましました時で

ある。その御筆致は王羲之の風があると稱せられる。

○舍人親王

【中學初級第二編第三章】
【女子第二編第六章】

所在 奈良縣奈良市中村雅真氏。作者・年代 江戸時代末期の畫家冷泉爲恭(岡田爲恭、文久三年歿)の筆。本圖はその一部を採る。

原本は縦一・〇七五米(三尺五寸五分)、横八一・二糎(二尺六寸八分)。

○宇佐八幡宮

【女子第二編第七章】

所在 大分縣宇佐郡宇佐町。社格 官幣大社。

本社の創始に就ては扶桑略記等に傳奇的な説話が見えるが、元明天皇の和銅五年に始めて宮を建て、鷹居瀬宮と稱せられた。その後聖武天皇の神龜四年に神宮を菱形山に造り、廣幡八幡大神宮と稱せられ、天平三年にはじめて官幣に頂り、爾來皇室の御尊崇もあつく、聖武天皇の御疾の際の靈驗、東大寺建立の際の神話によつて益々有名になり、更に道鏡の無道と清麻呂の忠節によつて一層その名を知れるに至つた。圖はその本殿。

○護王神社

【新制初級第六章、中學初級第二編第三章、女子第二編第七章】

所在 京都市上京區烏丸通長者町角。祭神 和氣清麻呂を主とし、和氣廣虫・藤原百川・路豊永を配祀す。社格 別格官幣社。

和氣清麻呂は延暦年中高雄山に神願寺を建立したが、その後空海がこれを神護國祚寺と改め、境内に護法善神社を建て、清麻呂を祀つたのが本社の起原である。現在の社地に移つたのは明治十九年、現今高尾神護寺境内にはその舊址を存してゐる。圖はその正面、鳥居の奥に拜殿をのぞむ。

○百萬塔と陀羅尼

【新制初級第六章、中學初級第二編第三章、女子第二編第六章】

稱徳天皇が惠美押勝の亂平定の際、神護景雲四年、罪障消滅の御願のため三重小塔百萬を造らしめられ、これを十大寺に十萬基宛御寄進になつた。故にこれを百萬塔といふ。十大寺とは大安・元興・興福・藥師・東大・西大・法隆・四天王・崇福・弘福の十大寺であらうと思はれる。併し現存するものは法隆寺の四萬三千九百三十基と一萬毎の七重塔一・十萬毎の十三重塔一のみであり、この一萬又は十萬毎の七重又は十三重塔を節塔と稱してゐる。現今は悉く法隆寺にあるのではなく、各所に散佚してゐるものも少くない。

圖は三重小塔であつて、高さ二一・二糎(七寸)、基底の直徑一〇・六糎(三寸五分)、塔身と相輪との二つから成り、兩者相接する所を取離す事が出来るやうになつて居り、塔身の中に穴があつて經卷を納めてある。その用材は塔身は檜、相輪は桂の類、我が國現存の最古の轆轤細工で、塔の外面には全部胡粉を塗つてある。各小塔の中には根本・自心印相輪・六度の四種の陀羅尼の中、何れかの一部が納められて居り、紙は現存のものは皆黄麻紙である。而して幅五四糎(二寸八分)の軸のない卷子本になつて居り、固く巻いた上を帙紙で糊封してある。長さは陀羅尼の種類によつて異々異つてゐる。その文字は大部分印刷であつて世界最古の印刷物として名高いが、中には筆寫したものもある。又その印刷は或は活版と言ひ、或は木版・銅版等とも言はれて種々異説があるが、活版でも木版でもなく銅版であると見るのが通説である。圖は六度陀羅尼の一部を示したものである。現在法隆寺所藏の中、經卷百卷、(自心印三十九卷・相輪廿七卷・根本二十七卷・六度七卷)塔百二基、(内十萬節塔一・一萬節塔一)が國寶である。

○唐招提寺金堂

【新制初級第六章】
【女子第二編第五章】

○奈良時代寺院建築の一例

【中學上級第四章第四節】

所在 奈良縣生駒郡都跡村。創建 天平寶字三年、唐僧鑑真によつて創立されたまゝ、現今に及んでゐるものである。宗旨 律宗總本山。

本寺堂塔中創建當時のものは、金堂、講堂及び校倉の三である。圖はその金堂、奈良時代現存建築物中最も莊麗なもの。單層・四注・木瓦葺、七間四面の雄渾な建物で、圖にも明かな如く正面一間は吹放しになつて居り、柱には僅かながらエントランスが認められる。軒廻の組物は三手先、極は二軒で地圓飛角、何れも當代の特色を示すものである。内部は中央三間四面を内陣とし、折上組入天井とし、外陣は組入天井、そこに描かれた寶相華の鏤網彩色は剝落してゐるとはいへ今尙當代の絢爛を偲ぶ事が出来る。圖は金堂の外形で、西南より眺めたものであるが、屋根の線の緩やかな美しい流、大なる屋根葺とこれを支へる下部の構造との微妙なる調和、吹放しの圓柱列の莊重、軒廻の構造美等の総合的建築美は

天平時代の莊麗雄大なる藝術の最もよき標本と見るべきものの一つである。國寶。天平時代の後方に見えるのが講堂で、同じく國寶、平城宮の朝集殿を下賜されたものと傳へられる。九間四面、單層入母屋造、本瓦葺。金堂の莊麗なのに比して輕快である。

○藥師寺伽藍配置圖

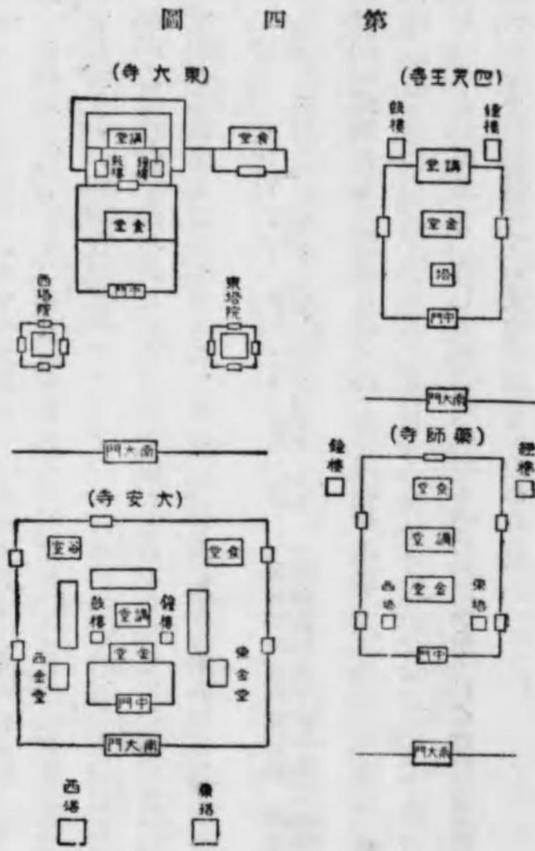
【新制上級第三章 中學上級第四章第二節】

藥師寺は奈良縣生駒郡都跡村西ノ京に現存する法相宗の大本山。南都七大寺の一である。本寺の草創は天武天皇の白鳳九年皇后の御惱平癒御祈願の爲に天皇の御勅願により金銅丈六の藥師三尊を鑄造し、高市郡岡本の地（高市郡畝傍町木殿）に寺塔を建立せられたものである。然るに元正天皇の養老二年に至つて平城京の造營に伴つてその京内に移り、右京六條二坊に地を占め、東西三町、南北四町、即ち十二町の寺域を有することゝなつたのである。現今の所在地は即ちその跡。寺域は大分減少されてゐるが、その主要なる堂塔伽藍の所在地は依然として境内となつて居り、南大門・金堂・講堂・塔等が當時の建築配置を占め、その東塔は創建當時の様式を傳へてゐる。但し東塔以外は悉く後世の建築、たゞ東塔の東にある東院堂が鎌倉時代の建築である。

本圖は創建當時の伽藍配置を示したもので、白鳳時代と稱せられる奈良時代前期の寺院建築配置を代表するものである。而して飛鳥時代の伽藍配置は所謂百濟式であつて朝鮮の傳統を受けたものであるが、奈良時代のそれは唐式と稱せらるゝもので、直接唐の影響によるものである。併し飛鳥時代の百濟式伽藍配置より奈良時代の唐式伽藍配置への過渡たる奈良時代前期即ち白鳳時代に於て本圖に示した如き藥師寺式伽藍配置が見出される。但しそれが唐の影響によるものであることは勿論である。

その飛鳥時代に比して最も大なる特色は塔が東西の二基になつたことで、佛舍利奉安の塔婆が禮拜の對象としてよりもむしろ形式的裝飾的になる傾向を示すものといふべきである。併し未だその位置が廻廊の内にあるが、東大寺になると兩塔は中門外に出て別に一廊をなし、大安寺になると更に南大門外に出されてしまつてゐる。

これに反して金堂が次第に重要視されて東大寺に於ては中門につゞく廻廊に接する唯一の中心的建物となり、大安寺に至つてはその外に東西兩金堂の建立をすら見てゐる。上に四天王等・藥師寺・東大寺・大安寺の伽藍配置の略圖を示して比較に便した。



○正倉院

【新制初級第六章 中學上級第四章第四節】

正倉院は東大寺大佛殿の北西に當る二萬坪の地域に建てられたる約三・三亞（百坪）の建物であつて、元來東大寺の正倉

院であつたが、現在は朝廷の御所管に屬してゐる。四注本瓦葺、所謂校倉造であつて、間口南北三二・七二七米餘(十八間)、奥行東西九・〇九米餘(五間餘)、床下二・七二七米(九尺)、入口は東面して三口ある。内部は北・中・南の三倉に分れ、何れも二層になつてゐる。各倉一口の入口以外に通風採光の設備は全くない。天平勝寶四年以後に創建されたものらしく、同八年光明皇后が聖武天皇七々忌にあたり、その御遺物を東大寺大佛に施入してその御冥福を祈られて以來勅封とされた。而してその後も屢々勅施入が行はれ、度々の兵火も此處にのみはその害も及ばず、内容外觀とも千二百年の昔の姿をその儘現在に傳へてゐるものである。その内容の品目は五千餘點に達し、文書・佛具・樂器・衣服・諸調度品より藥品・武具・武器・農耕具に至る多種多様のものを包含してゐる。故に單に美術史の上から計りでなく、各種産業上からも貴重なる参考とさるべきものである。圖は倉の東南から眺めたもの。内部は二階になつてゐる。

○正倉院御物

【新制初級第六章別刷、中學上級第四章、第四節別刷、女子第二編第五章別刷】

正倉院に御物として保存されてゐる奈良時代工藝品の數は、無慮三千餘點に及ぶ。その種類は佛教關係の諸調度以外、武器・樂器・食器・服飾品・文具・遊戯具等の各種に亘り、木工・漆工・金工・陶工・玻璃工・牙工・石工・染織工等の各種の技術を見ることが出来る。而してその何れにも他の美術と同じく著しい唐の影響を見るのであるが、更に唐を通じてササン朝ベルシヤの影響をすら受けてゐるものがある。

本圖に示したものは實に御物中の九牛の一毛に過ぎぬが、何れもその最も主要なるものである。次に個々について略説する。

- 一、夾纈屏風。夾纈とは現今の板締に近い染色法であつて、二枚の板に同様の文様を彫り抜き、その板に纈を挟んで染めるものである。故に出來上つたものは、左右相稱の文様になつてゐる。圖はその一つであつて、北倉階下北棚にある、「鹿草木夾纈屏風」と稱せられるものである。
- 二、彩畫蓮華盤。全高一・八八寸(六寸)、徑五・四・五寸(一尺八寸)、南倉階上西棚にある。木製の臺の上に黒漆金薄

繪圓盤を納め、木彫蓮華を裝置し、周囲の蓮華は八片二重、各弁毎に構圖が異なり、表裏共に彩色してある。その配色の濃麗は目を奪ふばかりである。各弁と臺との聯繫は金屬でしてある。「漆金薄繪盤附屬彩繪蓮花座」。

三、金銀平脱鏡。南倉階上南棚にある。「花鳥八角鏡」と稱す。金銀平脱とは金銀の薄板を截つて作つた文様を嵌装し、全面に填漆してこれを後に平滑に研ぎ出す手法である。漆地と平面なるを平文、やゝ文様の高きを平脱とする如し。

この鏡の文様には瑞鳥・小鳥・胡蝶・唐草等が研ぎ出されてゐる。全體の形は八花式、球形の彩文鈕を有してゐる。この種の鏡は近頃支那當代の墳墓から往々發見されるが、この鏡の如く精緻なものは稀である。併し恐らく彼地よりの舶來品であらうと思はれてゐる。

四、碁局。碁盤である。「木畫紫檀碁局」といふ。北倉階下北棚にある。載物帳の記載の如く、縦横の界線は象牙、凡眼の眼は花形をなし、床脚の縁は象牙でかざり、兩端に抽斗があつて環がついてゐる。(圖の左方)而してこの抽斗は一方を抽出せば他方も出る様になつて居り、その中には龜形の碁子を入れる器がある。裝飾は全體紫檀を張り、木畫で麒麟・駱駝・獅子狩等の模様が出してある。尙碁石にも象牙一個一個撥鏤と稱する染色彫刻があり、實に絢爛精巧なるものである。

五、阮咸。「螺鈿紫檀阮咸」といふ。北倉階下前棚にある。阮咸は四絃の樂器で、竹林の七賢の一人たる阮咸に因んで名付けられたといはれ、彼がこれを創作せりとも、或ひはよく弾いたとも傳へる。本圖の現品は甲や背は紫檀の材で、螺鈿・琥珀・瑠璃で裝飾してある。

六、鳥毛篆書屏風。北倉階下隅棚にある。紙本彩地に花文を白く抜き出し、鳥毛で篆書を作つてゐる。一疊六扇。文字は一扇四字二行、「主無獨治、臣有贊明、箴規苟納、咎悔不生、明王致化、務在得人、任愚政亂、用哲民親、近賢無過、親佞多惑、見善則遷、終爲聖德」とある。本圖は右文字の近賢無過の上の二字があらはれてゐるのである。

○法華寺十一面觀音

(新制上級第三章別刷)

所在 奈良市法華寺町法華寺本堂

法華寺は即ち大和國分寺、今の建築は桃山時代の本堂一字を主なるものをなすのみであるが、その本尊が本圖の十一面觀音像である。高さ一米弱(三尺二寸)、一木彫の木彫(但し十一面と右手首は取付け)、全體が檀木の素地で、たゞ毛髮に群青、眉と鬢髻に墨、唇に朱の着色があり、眼の瞳には黒と青の他材を嵌入し、天冠臺、垂髮、臂釧、腕釧は金屬製、國寶。

寺傳によれば、光明皇后の御影を本寺創建の際にガンダラ國の佛師問答師が寫し奉つたもので、特異なる光背の意匠(本圖では省略した)である葦についた蓮の葉と蕾の數十本を佛像の背後から放射状に出してあるのは、皇后が蓮池を渡り給ふ御姿であると稱せられてゐる。併し何れも明證なく、表現その他より見て邦人の作品であり、且時代も奈良朝よりやゝ下り、弘仁期の特徴を多く有つてゐるとせられてゐる。何れにしても奈良朝の特徴も多分にある一大傑作であり、十一面觀音像中の白眉である。

腰を右にひねつて右足を前に踏み出し、右手でその膝のあたりに右肩から流れた天衣の端を軽くつまみ、右手はまげて寶瓶をさげ、やゝうつむき加減に慈眼衆生を視給ふ姿態の自由と優美さ。生身とまがふ豊麗な肉付の柔かさとはちきれさうな弾力味。鋭く流れる刀法の翻波式衣文の鮮かさ。殊に冷やかに見れば長すぎる腕の魅力、手と指の美しさ。而も仰いでその相好を見れば、太い眉、切長の目と鋭どいまなざし、朱色あざやかな唇の力、その叡智にみちた一種森嚴な氣に壓せられるのを覚えるであらう。

○洛陽龍門の菩薩 【新制上級第三章別刷】

所在 中華民國內南省洛陽縣龍門奉先寺

龍門は洛陽の南約四里、伊水の河畔。その兩岸絶壁の所に無慮數萬の石窟・石佛群があり、製作年代は南北朝北魏より隋・唐に亘つてゐるが、その中最も宏莊なるものは奉先寺の盧舍那佛の大石像を中心とし、兩羅漢・兩菩薩・兩神王・兩力士等を含む大群像である。

この大石佛群は唐の高宗の咸亨三年勅によつて龍門西峯の中央部最も良質なる色大理石層の懸崖に造營せられたものであつて、崖腹を開鑿して幅三三・八四八米(百一十一尺七寸)、深さ三九・三九四米(百三十尺餘)の大佛龕をつくり出してゐる。皇后武氏も脂粉錢二萬貫を寄進してゐるが、この大事業が僅かに前後三年半の工程で上元二年に竣工したのは偉とすべきであらう。

全體の規模の大體を云へば、前記の大佛龕の奥正面に本尊一〇・六米(三十五尺)、臺座三〇・三米(十尺)、地盤より光背先端までの高さ一五・一五米(五十尺)の盧舍那佛の大座像を造り出し、その正面左右に兩羅漢・兩菩薩更に左右兩壁に兩力士・兩神王を彫刻してあり、四壁には千佛を彫つてこれを莊嚴して居り、而もその作風の豪健雄偉豐麗なること支那彫像中古今第一位にあるものである。本圖はその左右脇侍菩薩の一、高さ一〇・六六六米(約三十五尺)、蓮座の上に立ち、優麗なる寶冠を着け、瓔珞を纏ふ大立像である。その面貌の豊麗雄偉なる、衣文の手法の優雅流麗なる、ただ頭部と軀幹との均衡がやゝ破られ、頭部過大の憾があるが、本尊と共に大傑作と云ふべきである。

我が奈良時代の佛像と比較してその手法相好の近似に注意し、隋唐模倣の極盛期の文化の特質を認識すべきであらう。

○東大寺法華堂梵天像 【新制初級第六章別刷 中級上級第四章第四節別刷】

所在 奈良市東大寺法華堂(三月堂)

高さ二・〇六六米(六尺八寸)の着色塑像、三月堂には本尊不空羂索觀音の前に本尊と同じ脱乾漆の梵天帝釋の三・九六九米(一丈三尺餘)の兩脇侍が安置されてゐるが、この兩脇侍と本尊との間に、更に日光月光と稱せられる優秀な塑像が立つてゐる。本圖はその月光菩薩で、本尊の向つて左にあり、梵天とするのが正しい。天平時代塑像の代表作。國寶。

像は靜かに合掌直立してゐる端正な姿で、絳衣を纏つてゐる。塑土の上の色彩は殆ど剝落してしまつてゐるが、所々の色彩、綵綉の寶相華文、切箔の忍冬唐草文様などがほのかにのこつて、造立當時の華麗をしのばしめる。簡單な立像で

あるが寫實の極を超越して理想界と握手するばかりの聖美を感じしめる妙作で、衣文の流麗、肉體の豊麗、面相の温雅殊には永遠の眞理を見定めんとする睿智に澄み切つた心の表現、實に微妙端嚴な一寸の隙もない立派な表現であつて、當代に行はれた乾漆・木彫・金銅・塑の各種の彫刻を通じて最大の傑作の一といふことが出来る。

○東大寺法華堂執金剛神像

【新制初級第六章別刷、中
級上級第四章第四節別刷】

所在 奈良市東大寺法華堂（三月堂）。

東大寺大佛が後世の補修が多く加へられて、僅かに腹部以下特に蓮瓣に當代の優れた彫刻の美を窺ひ得るのみであるのに對して、その境内にある三月堂内には當代彫刻の代表的作品が多數完全に保存せられ、大佛殿に比すればさゝやかな小堂であるが、奈良時代彫刻の一大博物館の觀を呈してゐる。即ち、木尊不空羂索觀音、前述した日光・月光、四天王等は萬人の目に觸れ得る最主要なものである。就中木尊背面向厨子の中に安置された執金剛神像は右の諸像以上の一大傑作で、美術家の最も推奨する所のものであるが、遺憾ながら秘佛として容易に拜觀し得られぬ。圖はその寫眞である。高さ一・六七二米（五尺五寸二分）の塑像、右手の指、天衣等に多少の破損はあるが大體完全に保存され、彩色も所々鮮かに當代の美をのこしてゐる。左足を踏出し、左肩を前に突出して左手を下後方に伸し、右肩を後に引いて金剛杵を振りかざし、腰を引き、兩眼を見開いて大喝一聲する雄偉なる姿態容貌は誠に全身是力、靜中動、動中靜を一如とした渾然たる威神力の表現である。而してその全身を被ふ甲の精巧なる寫實、これにまつはる天衣の優麗も亦見逃し難い點である。國寶。

○正倉院御物狩獵文錦

【新制上級第三章】

○ペルシヤ風の狩獵文様錦

【中學上級第四章第一節】

所在 奈良市正倉院（南倉階下）

原品は長五〇・三糎（一尺六寸六分）、幅四六・三六糎（一尺五寸三分）の大きさがある。本圖は右の文様錦の模寫による。並行線の圓形輪廓を作つてその内に小圓を連繋し、上下左右の四ヶ所に各方形一箇宛を挿入し、これに包まれた大圓内全面には上下左右に馬上武裝の騎手が飛びかゝらんとする獅子を正に射んとする圖を左右均齊的に現し、輪廓の外部は蔓草文鳥獸を點綴してゐる。

この錦は法隆寺所藏の四天王紋旗と稱する有名なる狩獵文錦と共に、我國に存するこの種のもの、雙壁である。而して狩獵文様はサ、ン朝ペルシヤに於ける基本的文様の一つで、サ、ン朝の裝飾文様は歐亞兩洲に頗る弘く行亘り、各地で多少宛變化しながら盛に美術工藝品に應用せられたもので、近頃支那西域地方、新疆省でも本圖と同類の錦の發見が少なくなく、又西洋のビザンチン藝術の中にも同様の紋様が見られる。恐らく隋唐の頃の支那に於てかゝる錦の製作が頗る盛であつて、我國にも傳來したものであらうが、當時錦を織ることは我が國の史上にも徴せられるから、或ひは本邦に於て作成せられたものであるかも知れない。

次にペルシヤ文様の主なる特色を挙げる。

一、ヒボカンブ模様。これは、鳥の翼と孔雀に似た尾を有し、胴は獅子に、顔は犬に類する怪獸の模様で、古來適當の命名なく、ヒボカンブ模様と稱して來たものである。

二、連続した小圓を有する帯から成る輪形があり、其の結び目に圓輪があり、小圓を其輪廓とし、中に上向の半月形を描き、我國の七曜又は九曜星の紋に似てゐる。（前者を列圓星帶輪、後者を半月星紋と假に名付けて置く）。

三、鳥模様の特異なる事。（鶏、鴨、鷹等の鳥文）

四、獸模様の特異なる事。（天馬・山羊・鹿などの獸文）一般に獸類には其胴に龜甲形又は圓星紋の斑點と鋸齒狀の斑點を有する。

五、狩獵の状態の描寫。

六、草木は對生葉を有する一種の花蕾、葉は長い玉子形に彎曲した曲玉形と、長い心臟形のものがある。
七、全體の組織が、各文様單位が對照的に配列し、多くは中央に樹木を置き、各圓輪の結合に半月星紋を用ひ、各圓輪の中間は花形を以て充す。

以上はベルシャ狩獵文の最も正統的文様の特色であるが、これが時代により、地方によつて種々に變化してゐる。即ち法隆寺の四天王紋旗を見るに、結目の半月星紋は全く重角形に變じて居るのは、この一であつて、ベルシャ文様には見ない所である。又花樹、獸文、唐草模様の華麗に表現されて居り、騎士の面貌が支那人の表現する胡人のそれであり、服が胡服となつてゐる等は、それが支那で製作されたものなることを首肯することが出来る。更に本圖に就て見れば列圓星帶輪中の重角形は全く圓輪結合の意味を失つて列圓中の一部となり、天馬は純然たる馬になり、花形唐草は法相華となり、鴨・鷄は鶯鶯になり、重厚な線は流暢華麗となり、全體として頗る厚始的ベルシャ文様をはなれて精緻麗妙になつてゐるであるから、純粹のベルシャ式といふよりもベルシャ唐式とでも稱すべきであらうか。
そはともあれ、かゝる狩獵文様の遺物の我國に於ける存在と、その文様の變化によつて、上代に於ける我が國の文化交流の大勢をなすべき事が主要事である。

○サ、ン朝ベルシャの絹織物 【新制上級第三章】

所在 獨乙ニユレンベルヒ工藝博物館

西洋紀元六百年頃(我が推古朝頃)のものと認められてゐる。その文様は、左右相稱的に國王が翼ある馬に乗つて右手に鷹、左手に獅子を持ち、馬の下には獅子、鹿等をはじめ多數の動物が配置されて居り、周圍の環狀帶の中にも各種の動物を圍んだ圓を並べ、更に上下左右の次の環狀帶を相接せる點にはやゝ大なる圓形を置いて左右相稱の鳥獸文様を描き、又環狀帶と環狀帶の間の空間にも動物人物の首、植物の花様のものを置いてある。
この模様の基本となるものは所謂狩獵文であつて、狩獵文様はサ、ン朝ベルシャに於ける基本的文様の一であり、これ

の影響は東西兩洋に頗る廣く認められ、それが又千種萬様に變化して種々の文様を發生せしめてゐる。我が法隆寺に藏する獅子狩獵文様の如きもこの影響の外に出るものではない。これに就ては前項参照。
尙、この文様の中には國王の服装の如く、ギリシャ、ローマの趣味のあるのは、ローマから絹織物がベルシャに逆輸入された影響であると考へる學者もある。元來、絹は古來支那の特産であり、ローマ人には頗る珍重されたものであるがその絹はベルシャを通じて原料のまま、ローマに輸出せられ、ローマはこれに加工して再びベルシャを通じて支那に送つたと思はれるから、ベルシャの文様が歐亞兩洲に擴まつたのは當然であり、ベルシャがローマの影響を受けるものゝあつた事も否まれぬであらう。前項の狩獵文との比較考察が肝要である。

○吉祥天畫像 【新制上級第三章別刷、中學上級第四章別刷、女子第二編第五章別刷】

所在 奈良縣生駒郡都跡村藥師寺。現在奈良帝室博物館出陳。

當代繪畫の代表的作品で、長さ五四・五厘(二尺八寸)程の細麻布に描かれたものである。その極めて細い描線と精巧な色彩とは衣の薄い柔かさを十二分に表現し、全體として頗る豐滿麗艶、當代に於ける美術の特性を遺憾なく示してゐる。而してその服装は大體當代に於ける女子宮廷の禮服を彷彿してゐるものである。國寶。
而してその容姿風采はよく唐代の婦人像に近似點を見出し得る。當代に於ける兩國文化の交渉の點よりも注意すべき作品である。

○西域發掘樹下美人圖 【新制上級第三章】

所在 京都大谷光瑞師舊藏。

本圖は京都西本願寺の大谷光瑞師が、曾て中央亞細亞に探險隊を派遣して數回の探險を行つた收穫の一であつて、支那新疆省吐魯蕃の喀喇和卓の古墳から發掘されたものと云はれる。紙本、縦一〇九八米(三尺六寸二分)、横五五・一五

纏(一尺八寸二分)。この繪の紙背には開元四年の年記のある籍帳が貼附してあるので、中唐に於て製作せられたものであることが知られる。而もその風俗・作風に於て西域地方のものではなく、支那に於て製作されたか、支那の風を學んだものによつて描かれたものと認められるものである。

その圖様は本圖に明かなる如く、樹下に二美人の佇立してゐる背後に一侍童が拱手して立ち、又美人の前面には二三の小岩石が配せられ、背景に松の木らしい樹木を描いてゐる。その運筆は頗る自由であつて、暢達な墨線で奔放に描かれ、その色彩は白緑、丹、朱等の濃厚なものを用ひてゐるけれども、華麗といふべき程のものではない。

かくの如き圖様のものは他にも發見せられて居り、當時唐に於てかゝる一種の風俗畫が流行してゐたと思はれる。而してこの樹下美人の圖に接して何人も直ちに想起するものは正倉院にある樹下美人圖の屏風であらう。正倉院のそれは各圖様を異にしてゐるけれども、美人が樹下に立ち、或ひは腰かけて居り、岩石等の配されてゐる様など全く大谷氏將來のものとその規を一にするものであり、侍童の姿態には御物傳阿佐太子筆聖德太子像の侍童を想ひ起さしむるものがある。此等によつて吾人は奈良時代美術に於ける唐の影響を深く觀じ得られると思ふ。而も、樹下美人圖の圖様は更に遠く印度、波斯の諸地方の意匠に類似のものを少なからず見受けられるから、唐に於てもかゝる風俗畫は自國產のものにあらずして外來的のものであつたと思はれ、唐の盛なる東西交通の結果として、奈良時代の我が文化は遠く西方亞細亞の影響をすら受けてゐたと見得られる譯である。

○文官の服裝

【新制上級第三章
中學初級第二編第三章】

奈良時代の官吏の服裝は禮服・朝服・制服の三種に分たれる。禮服は五位以上のもののみ着用するもので、即位・朝賀・外國使節應接・大嘗等の場合にのみ用ひられる大禮服。朝服は小儀禮の時や平常着用の通常服で後世の束帶に當るもの。制服は無位の官吏や庶民の公事奉仕の時の服である。

本圖は三位以上の文官の朝服姿の模型の寫眞である。冠は皂羅製、黒の上衣は袍、この下に半臂を着てゐる。袍と靴

の間に白く見えるのが袴、靴は烏皮製。圖には見えぬが帯は革帶といひ、今の洋服のバンドの如きもの、金具は金銅である。手に持つは笏。一位の木製。

袍は衣服令に定められた通り、三位以上は紫色で地は綾、單、盤領、袖が長い。長さ四尺、袖幅八寸、裾三尺五寸五分半臂は淺縹の綾、單、紐は白平絹製、長三尺五寸、裾一尺二寸四分、袴は白平絹製、長三尺一寸八分。右は正倉院御物による寸法である。

○婦人服裝

【女子第二編第六章】

模型人型によるもの。天平時代貴婦人の盛装であつて、頭は寶髻を脱してゐる所。上體の最表面に着けてゐるのは背子、その下が衣、背子は法隆寺五重塔の塑像に見え、衣は古神像・法隆寺塑像・正倉院御物鳥毛立女屏風に見えるもの。下體の最表面をつむむ白地に縹縹の花紋を摺つたものは襦、その帯になつてゐるものを紕帯といふ。この下に裳をつけてゐるのだが圖では見えぬ。長く垂れてゐる絹布は領布、髪は唐式の二つ髻、前に立てゝゐる樂器は篋篋、百濟から傳來したので百濟琴ともよばれる。弓形に曲つた部分が共鳴胴で、下部の横棒との間に二十三又は二十五の弦を張るのを例とする。

○奈良時代散樂の圖

【新制上級第三章
中學上級第四章第五節】

所在 正倉院御物彈弓漆畫。

彈弓の遊技は今傳らぬが、御物の中にその弓がある。長さ五尺三寸餘。本圖はその木地に黒漆で描いたものの模本によるもので、その一部を示したものである。

散樂は舞樂の正樂に對して俗樂を指していふもの。舞樂の莊重典雅なのに對して滑稽を主とし、支那では漢より以來隋唐頃盛に行はれ、従つて我が國にも傳へられてゐた。その傳來は明かでないが、大寶令の雅樂寮には既に雜樂なるもの

があるから、恐らく散樂もその一部であつたと思はれる。舞樂と共に奈良平安にかけて盛に行はれたらしく、散樂御覽の事が屢々史上に見えてゐる。
本圖の原畫は種々この技を演じてゐる散樂師と、これを見物してゐる群衆を描いてゐて、恰も從に長い繪卷物の如き觀があり、散樂史料としても、繪畫としても、風俗史料としても頗る重要なものである。而してその中には三種の散樂が示されてゐるが、本圖に採つた部位は次の如くである。



弓の握の下部の繪は、上部から順次に見てゆくと、始めの座つてゐる十人は觀衆であり、その下に散樂師が六丸を弄んでゐる。これは弄玉と稱する散樂の一技であつて、或ひは弄丸、跳丸等ともいはれたものである。弄丸師の下の横笛を吹いてゐる人物の横の小人物二人は歌手か囃子であらう。次が太鼓、腰鼓(二人)尺八様の堅笛を奏する樂人の一團である。握の上の一部分は何れも樂人の群であつて、上から太鼓、腰鼓、篳篥、琵琶、尺八様の堅笛、横笛、銅拍子様の鳴物を奏してゐる所。この部分の上には握下の部と同じく十人の觀衆が描かれてあり、下部には載竿の伎(一人物の頭上に竿をのせ、この竿上で數人の人物が曲藝を演ずるもの)二種と、踏肩の伎(一人物の肩上に數人の人物が順次に肩の上に載る曲藝)とが描かれ、その間に樂人、囃子、舞人等が配せられてゐる。後世の猿樂はこの散樂の轉じたものである。

第二編下 上代第二期 (平安時代)

○桓武天皇 【女子第二編第八章 中級初級第二編第四章】

所在 東京、平松子傳家

本圖はその模寫による。原圖は巨勢廣貴の筆と傳へられてゐる。今平安神宮に奉祀せられてゐる宸影も略々これと同じである。

○平安京圖 【新制初級第七章別刷、中級上級第三章第三節、中 級初級第二編第四章別刷、女子第二編第八章別刷】

本圖は平安京の規模及びその附近の主として平安朝に關する史蹟を示したものである。

平城に帝都のあつた奈良朝七十餘年は、皇威の隆盛、國運の發展、文化の進歩著しきものがあつたが、その裏面には弊害も少なからず生じた。その最も主なるものは僧侶の跋扈であり、舊族の掣肘暗闘も少くなかつた。平安奠都はこの弊を脱して皇威更張を計らんがために斷行されたものであつて、要害、廣袤、交通等の諸點に於ても、山城南部の平安京の地は大和北部の平城京の地より優れてゐる事も遷都の一因となつたものと思はれる。この山城國への遷都は延暦二年長岡の地に遷す事に定められたが、その主唱者藤原種繼が反對黨のために殺され、皇太子早良親王もこれに座して廢せらるゝ等の事件を惹起したために、新都未だ成らざるに先だち、和氣清麻呂等の説により、更に改めて延暦十一年葛野郡宇太の地を奠められ、十三年こゝに遷都遊ばされる事となり、詔して從來山背と記した國名を山城と改め、都を平安京と稱し、その後延暦二十四年迄十三年の間に都城の制を完成するに至つた。

その規模は東西五・三・〇(一里十二町四十一間餘)、南北五・五八七二(一里十五町十三間餘)であつて、平城京より稍々大なる廣袤を有し、宮城は京の北端中央の約四坊を占め、南北に貫ぬく朱雀大路を以て左右兩京に分ち、南北九條、

東西各條を四坊宛に分つ等、大體に於て平城京とその區劃を同じくしてゐる。宮城即ち大内裏に就いては別に説く事とし、これ以外の主なる宮殿・官衙・學校・寺社等の史蹟に就いて略説すれば、大内裏の内にある以外の官衙は多く朱雀大路の左右にある。即ち左京三條一坊には、學寮・左京職・神泉苑、右京三條一坊には右京職、右京四條一坊には朱雀院、九條大宮には東西鴻臚館が設けられたが、後その地が東寺・西寺となるに及んで新に東西鴻臚館は七條坊門に營まれ、又前記の大學寮・左京職等の附近には後に弘文院・勸學院・養學院等の私學校が設立された。

併し廣大なる京内はその全部が殷賑の巷であつた譯でなく、右京は卑濕の地が多いために早く農圃と化した所が多く、諸社寺、貴族の邸宅等は左京から賀茂川原、更に川を東に越えて東山の方面に多く營まれるやうになり、右京は益々衰へるに至つた。平安朝中期以後に營まれた王公貴族の寺院邸宅等の主なる所在地を挙げれば左の如くである。

藤原忠平の法性寺——九條南鴨川東、今の東福寺の邊

藤原兼家の法興院——京極東二條、今中筋道夷川上る

藤原道長の法成寺——京極東近衛北、今賀茂川西岸荒神橋北方

白河院の法成寺——鴨川東白河、今疎水北、廣道通東方

堀河院の尊勝寺——同前、今平安神宮の處

鳥羽院の最勝寺——同前、法成寺の西、尊勝寺の南

待賢門院(鳥羽天皇皇后)の圓勝寺——同前、今二條通廣道の西南

崇徳院の成勝寺——同前、最勝寺の西

近衛院の延勝寺——同前、圓勝寺の西

鳥羽院の得長壽院——鴨川東、蓮華王院南、八條北か

後白河院の蓮華王院——同前 現存 三十三間堂

後白河院の法住寺殿——鴨川東、現今の法住寺の地

源融の河原院——六條坊門京極、今の五條南寺町西

藤原良房の染殿の第——正親町南京極西、今の御所の内

平氏の六波羅第——鴨川東、五條より七條の邊

以上によつても平安朝に於ける帝都の殷盛は十分想像し得らるゝであらうが、高倉天皇安元三年の大火、平清盛の福原遷都等によつて荒廢に歸し、その後舊の如き盛觀は再び見られなくなつた。次に平安朝以後の主要史蹟に就いて略説しよう。

鎌倉時代に於ける六波羅探題は舊平氏六波羅第の地にあり、吉野朝に入つて尊氏は三條坊門萬里小路即ち今の二條高倉に幕府を開き、室町時代に義滿は現今の室町通今出川に華麗な邸宅を營んだ。即ち花御所である。又この時代禪宗の興隆に伴つて建立された多數の寺院(南禪寺・天龍寺・相國寺・建仁寺・東福寺・萬壽寺・大徳寺・妙心寺・鹿苑寺・慈照寺等)も殆ど左京・洛東・洛北にある。

室町時代の末、應仁亂以後は京都の荒廢一層甚だしかつたが、織田信長が上京以來銳意その復興を圖り、彼が本能寺(六角油小路東)にあり、現今は寺町通姉小路に移る)の變に薨じた後、秀吉がその志を繼いで市街の整理に努めた。現今の京都市街の規模は秀吉の業の佛を残してゐるものである。その榮華の跡たる聚樂第址は今の中立賣千本東(大宮通西)の邊である。江戸時代に入つては家康が二條城を築き、所司代の邸をその附近に設けた。現今の二條離宮は二條城の一部である。

現今の京都市は舊平安京の左京及び鴨川東の地を中心として居り、その街衢は全く往時の佛を遺してゐる。中學上級には略圖を再出した。

○大内裏圖 内裏圖

【新制初級第七章
中學初級第二編第四章】

本圖は平安京の大内裏及びその一部にある内裏の規模を稍々詳細に示したものである。大内裏は北は一條、南は二條、東は東大宮、西は西大宮の各大路を以て圍まれ、南北一・三六三杆餘(四百六十丈)、東西一・一六三杆(三百八十四丈)で、南北に長き長方形を成し、南側に中央の朱雀門を正門として左右に皇嘉・美福の二門を開き、その他東西兩側に各四、北側に三門を開いて合計十四門を設けてある。而してその内には朝堂院・豐樂院・内裏を始めとして二官八省以下の中央諸官廳の建物を含んでゐる。朝堂院は又八省院とも稱し、正面に應天門、その左右に栖鳳・翔鸞の二樓があり、門内には左右に朝集堂、更に會昌門を入れれば南庭、こゝに所謂南庭十二堂が立並びその奥に龍尾壇、これを上れば左右に蒼龍・白虎の二樓、正面に大極殿があつて、御即位その他の重大なる儀式は皆こゝで行はれる事になつてゐた。豐樂殿は朝堂院の西にあつて、内に豐樂殿、栖霞・霽景の二樓及び九殿堂等があり、大嘗會・節會その他各種の賜宴等が行はれた場所である。

内裏は即ち天皇の御住居であつて、南北三〇三米(百丈)、東西二二二米(七十丈)で、内外二重の廊となり、各多數の門を開くこと圖の如く、建春門が外廓、承明門が内廓の正門であり、その内部に多數の殿舎がある。紫宸殿は内裏の正殿で最も主要な殿舎であつて、古くは普通の公事を行ふ所であつたが、冷泉天皇の時始めてこゝで即位の大體を行はれ、その後大極殿が荒廢してからはこの殿で大儀を行ふのが恒例となるに至り、以て現今に及んでゐる。仁壽殿はもと天皇の常御殿であつたが、何時の頃からか清涼殿が常御殿と定められるやうになつてからは内宴・蹴鞠等がこゝで行はれることゝなつた。常寧殿は皇后・中宮の御在所、貞觀殿は皇后・中宮の内政を聽かせられる所である。以上は中央に並ぶ諸殿舎で、その東側には南から武具を置く春興殿、貴重な御物を收藏する宜陽殿、内宴・妓女の舞等行はせられる綾綺殿、神器を奉安する溫明殿(内侍所・賢所)があり、西側には同じく南から藥殿及び侍醫の直所である安福殿、書籍を藏する文殿及び藏人所のある校書殿の外に清涼殿・後涼殿等がある。清涼殿は天皇の常御座所であつて、紫宸殿と共に内裏の中で最も有名な殿舎である。また常寧殿の左右にある諸殿舎中、弘徽殿は天皇の常御座所が清涼殿となつてから皇后・中宮等の常御座所に定められた御殿であり、登花・宜耀・麗景・昭陽・淑景・襲芳・凝花・飛香等の諸殿舎は何れも后宮・中

宮・女御等の曹司である。

内裏の西にある中和院は新嘗祭等に天皇が天神地祇を御親祭遊ばさるゝ所、眞言院は僧侶が参向して御修法・念佛等を行はせらるゝ所、武德殿は騎射・競馬等の武技を行はせらるゝ所である。

○平安神宮

【新制初級第七章、中學初級第二章、編第四章、女子第二編第八章】

所在 京都市岡崎公園北部。祭神 桓武天皇。社格 官幣大社。明治二十八年京都市に於て桓武天皇平安奠都千一百年祭舉行の際創建されたもので、同年官幣大社に列せられた。

社殿は古の大極殿を模造したもので、全部丹朱を以て塗り、碧瓦を以て葺いてある。圖はその正面で、中央が大極殿に倣つた拜殿、左右歩廊の終端の高樓は東を蒼龍、西を白虎の二樓に模して造つたものであり、本殿は拜殿の後方にある。拜殿の前は龍尾壇、その左右の階段は龍尾道を型取つたものである。又圖には現はれてゐないが、正面境内への入口の門は應天門を模して造つたものである。

○基經筆蹟

【新制初級第八章、中學上級第三章第三節】

「基經」。京都市仁和寺所藏の貞觀十四年三月九日付貞觀寺用地目録帳の末尾に記されたもの。この目録帳は僧正法印大和尚位眞雅の勸録したものであつて、當時基經が仁和寺の俗別當であつたから加署したものであらう。圖に示した自署の上に左の如く官位が記されてゐる。勿論これは自筆ではない。

「從三位、大納言兼行左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣」、
基經の遺墨はこの外正倉院文書中に一二の署名あるのみである。

○春日神社

【新制初級第八章、中學初級第二章、編第五章、女子第二編第九章】

所在 奈良市御蓋山麓。祭神 武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比賣神の四座。社格 官幣大社。
 この地に社殿が營まれ、四神合祀されたのは神護景雲元年から二年に亙る頃であると信ぜられる。それ以前に天兒屋根命及び比賣神の二神は河内國枚岡に鎮座せられて居り、武甕槌・經津主の二神は鹿島及び香取から勸請したものである。現在の社殿は文久二年の改築である。圖は中門であつて丹塗の樓門であり、左右は廻廊である。本殿はこの中に四社相並んで建てられ、所謂春日造の代表的なものである。中門の前の木柵は稻垣と稱せられ、長寛元年に始まり、現今も毎年三月十五日に執行されつゝある御田植神事の時稻穂をかける所である。中門前の石段を降りた正面に幣殿があり、こゝが一般の拜殿となつてゐる。而してこの外側に中門の如き丹塗の色美しい樓門になつてゐる南門がある。この南門・中門・廻廊等の神社に珍らしい建築法は、神社の簡古素朴な様式に伽藍建築の應用されたものであつて、もとは鳥居と瑞垣であつたのが、治承二年以來それが樓門と廻廊に改められたのである。國寶。

○醍醐天皇

【新制初級第八章、中學初級第二章】
【編第五章、女子第二編第十章】

所在 原本は京都市醍醐三寶院所藏。本圖は東京帝室博物館所藏の寫による。服装は朝服。

○菅原道真

【新制初級第八章、中學初級第二章】
【編第五章、女子第二編第十章】

所在 京都市上京區北野神社

原圖には上部に色紙形に「去年今夜侍清涼」の詩が書かれてある。装束は束帯、強裝束出現以前の柔裝束である。

○菅原道真太宰府配居圖

【新制初級第八章別刷、中學初級第二章】
【編第五章別刷、女子第二編第十章】

所在 京都市上京區北野神社。同社所藏北野天神縁起の一部。この縁起は鎌倉時代繪卷物の代表的逸品の一であつて、

藤原信實の筆と傳へられ、筆致の雄健精緻を以て稱せられてゐる。圖は道真が恩賜の御衣を拜して、

去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、

恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香、

の詩を賦し、天恩の優渥なるを拜謝して感涙に咽んでゐるのを、座右の客、庭上の従者とその心情に感じて同情の涙にくれてゐる所で、説明する迄もなき有名な物語である。國寶。

○北野神社

【中學上級第十章第三節】
【女子第二編第十章】

所在 京都市上京區御前通一條北字北野。祭神 菅原道真。社格 官幣中社。天曆二年初めて今の所に社殿を營む。現在の社殿は慶長十二年豊臣秀頼が片桐且元を普請奉行として造營したるもの、八棟造の代表的なもので、その細部の手法は桃山時代の特長をよく示してゐる。圖はその拜殿正面。國寶。

○最澄

【新制初級第七章、中學初級第二章】
【編第六章、女子第二編第十二章】

所在 滋賀縣大津市園城寺(三井寺)。
 靜かに目を閉ぢ、兩手を膝の上に置いて跏趺してゐる圖で、臺下に香と水瓶を置く。學徳圓滿なる尊容をよく示してゐるものである。

○延暦寺

【新制初級第七章、中學初級第二章】
【編第六章、女子第二編第十二章】

所在 滋賀縣大津市西北比叡山上。創建 延暦七年最澄が比叡山中に籠つて修業し、一字の伽藍を創立して一乘止觀院と號したのが本寺の開創であり、根本中堂の起元であると傳へられる。併しその規模の確立したのは延暦十三年である。宗旨 天台宗大本山。

延暦寺の寺號は弘仁十四年嵯峨天皇の勅額を賜つたのに起る。その後一山頗る繁榮し、大小の堂塔山上下に充滿し、三千餘坊と稱したが、元龜二年織田信長の兵燹に罹つて全山焼亡の悲運に遭つた。天正十二年秀吉の援によつて一山再興し、次で寛永年中徳川家光その改造を命じ、堂塔僧坊再び稍々舊觀に復した。圖は一山の中心をなす根本中堂で、一乗止觀院と稱する。その建築は寛文七年に成つたもの、銅瓦葺、單層入母屋造、桁行二十米(十一間)、梁間一〇・九米(六間)、軒高さ九・三九米(五間一尺)、前面左右に丹塗の廻廊を附し、山中老杉の中に巍然として聳ゆる森嚴なる建築である。國寶。

○空

海

【新制初級第七章、中級初級第二章、編第六章、女子第二編第十二章】

所在 高野山金剛峯寺。この畫像は眞如法親王(平城天皇第三皇子高岳親王)の筆と傳へられ、大師入定の像であると稱せられるもの、左手に珠數右手に三鈷を持つてゐる。

○金剛峯寺

【新制初級第七章、中級初級第二章、編第六章、女子第二編第十二章】

所在 和歌山縣伊都郡高野山上。創建 空海が唐より歸つて後、弘仁七年この地を賜つて草庵を造り、翌八年金堂を經營、十年落成、その後次第に多數の堂塔僧坊が建立された。宗旨 眞言宗大本山。その後幾多の興亡があり、特に南北朝より戰國時代に互る兵亂の影響屢々當寺にも及び、盛時千餘と稱せられた堂舎も現在は百三十餘房になつてゐる。併し山上に一大宗教都市を形成し、往時の盛觀を想見するに足るものがある。圖は一山の中心たる金堂で、萬延元年六回目の建立にかゝるもの、十四間四面、重層入母屋造、銅瓦葺、鬱然たる大伽藍である。併しこれも昭和元年十二月焼失して、現在は鐵筋コンクリート造で再建されてゐる。

○僧形八幡像

【新制上級第四章、中級上級第四章第二節】

所在 奈良縣生駒郡都跡村藥師寺、國寶。現在奈良帝室博物館出陳 本像はもと藥師寺八幡宮に神功皇后像(初級用所掲)仲姫像と共に安置されてゐた神像であつて、平安時代初期の末頃から佛像の影響によつて製作せられるに至つた神像彫刻の最古且最も優秀なものである。同八幡宮は寛平中に僧榮紹によつて勸請されたものであるが、本像も大體同時代のものと思はれ、所謂弘仁時代彫刻の特徴たる手荒い銳利な刀法が認められる。木造彩色一木造、高さ三九・九(一尺二寸九分)

○室生寺金堂

【新制上級第四章】

所在 奈良縣宇陀郡室生村大字室生 平安時代前期、即ち所謂弘仁時代の美術上の遺品は繪畫彫刻等各地に多數存在してゐるが、建築のそれは極めて少なく、纔かにこの室生寺の金堂及び五重塔を遺すのみである。この故に日本美術史上、この室生寺の地位は頗る高きものと云はねばならぬ。

本寺は室生山中同名の川の谷底に近い北斜面に營まれた大伽藍で、その位置が幽邃な深山中にあること、及び地勢に従つて自由な建築配置を採つてゐることが先づ奈良時代寺院との間に存する大なる特異點であり、この點は高野山金剛峯寺、比叡山延暦寺もその軌を一にするものである。

本寺は元室生龍穴神社の神宮寺として創立されたもので、寺傳によれば白鳳年間役行者の草創、寶龜年間賢惠の開基にかゝり、天長年間空海の中興によるものと云はれ、古來「女人高野」と稱せられる靈地である。併し現存する最古の建物は弘仁期に屬する金堂と五重塔であり、何れも弘法大師の作と傳へるが、嘉祥二年の建立と見るのが正鶴に近いものであらう。

金堂は現在寺坊からやゝ上つた山腹にかゝつて建てられてあり、五間五面單層四注柿葺であるが、その前面五間一面は禮堂になつて居り、様式が江戸時代に屬し、斗尻に寛文十二年の墨書があるから、寛文年中の附加と見られる。故に建

立當時は五間四面であつたと考へられる。細部の細説は省略するが、柱には全くエンタシス無く、下には低く床を張り、科栱は大斗肘木、天井は外陣化粧屋根裏内陣組入。而して内陣佛壇背後中央の板壁にはこの時代唯一の壁畫帝釋天曼荼羅があり。本尊釋迦立像(或ひは藥師か)以下藥師・地藏・文珠・十一面觀音の立像が藏せられ、何れも當代を代表する木彫の傑作である。尙當代彫刻の中でも有名な如意輪觀音座像は金堂裏手の灌頂堂にある。

○高野山不動明王畫像 【新制初級第九章別刷】

所在 高野山明王院。

園城寺の黃不動、青蓮院の青不動と共に赤不動と稱せられ、この三者を日本三不動と云ふ。一・八二八米(六尺)に九〇・九〇(三尺)の絹本着色。弘仁時代の代表的傑作、最古の不動畫像、國寶。圖はその一部であるが、本尊は巖上に腰かけて右脚を垂れた半跏の姿で、右手には俱利迦羅龍の巻きついた劔を握り、左手には羂索を執り、背に火焰を負ひ、左手下方に袈裟羅・制吒迦の二童子が立ち、前者は棒をもつて合掌し、後者は左手を頼杖してゐる。而して「赤不動」の名によつても知られる如く、本尊は全身赤褐色に塗られ、忿怒の面相、堂々たる體軀、背に負ふ眞紅の焰と共に頗る凄壯の氣に打たれるものがある。

○河内觀心寺如意輪觀音木像 【新制上級第四章別刷】

所在 大阪府南河内郡川上村觀心寺。

高さ一・〇九米 三尺五寸九分)、木彫着色半跏の座像。國寶。弘仁時代の代表的傑作。像は右膝を立て、左の第一手は地につき、第二手は蓮華、第三手は金輪を持し、右の第一手は膝頭で屈して掌で頬を受けた思惟の相、第二手は寶珠を、第三手は垂れて珠數を持つてゐるが、この六臂が少しも怪奇に見えず、靜寂・端麗にして而も溫雅な慈悲に満ちてゐる。

面相と共に美しく綜合せられて森嚴の靈氣あたりに遍滿するを覺えしめ、密教興隆の時代の作たるを直感せしめられる。全身の着色もよく保存せられ、寶姿の紺青、肉身の胡粉、天衣の朱綠等の花紋は、臺座蓮瓣の綉網彩色と共に華麗を極め、頭には雲形透彫金色の寶冠を戴き、腕と臂には金屬製の釧を着けてゐる。

○三筆の筆蹟 【新制初級第九章、中級上級第四章、三節、女子第二編第十二章】

本圖は唐の風の盛行した平安時代書風の代表的なるものとして三筆の筆蹟を擧げたものである。嵯峨天皇御筆蹟 所在 帝室御物。

當時頗る流行し、國文學にも影響少なからぬ初唐の詩人李嶠の有名なる李嶠百廿詠の中の「江」の詩の一部である。その筆意頗る歐陽詢のそれに似、或ひは歐陽詢か又は歐法をよくした唐人の筆蹟にあらずやと疑はるゝ程で、筆力の遒勁、品格の非凡、結體の妙逸、景仰し奉るべきものである。この筆蹟は恐らくはじめは百廿詠全部を物せられたものであらうが、今御物として存在してゐるものは廿首と目錄のみである。次に「江」の詩の全文を掲げる。

日夕三江望 靈湖萬里遙 霞津錦浪動
月浦練光開 湍似黃牛去 濤如白馬來
英靈已傑出 誰識鄉雲才

橘逸勢筆蹟 所在 帝室御物(奈良水谷川男爵舊藏)

桓武天皇の第八皇女伊都子内親王が、その御生母藤原平子の御遺言によつて天長十年九月二十一日、藤原氏の氏寺たる山階寺即ち興福寺の東院西堂に香燈讀經料として墾田十六町餘、莊一所、畠一町を寄進せられた時の願文の冒頭の一節中の文字である。文獻的には確證はないが、古來逸勢の眞筆とせられ、現今に於てもしかく信ぜられてゐるもの、筆力の雄盛、氣象博大なる妙蹟である。左に本圖に載せた文字を含む冒頭の一節を掲げる。

菩薩弟子從五位下藤原朝臣平子稽首和南奉納山階寺東院西堂香燈讀經料事

側聞。惟父惟母、慈之悲之者。彼無上大覺、爲津爲梁、提之濟之者。此無價菩提、故有補陀寶殿、非莊嚴而真嚴。媿喇仙峯、是妙說而浩說、是以歸仰者無愛憎而普度、尊者此善惡而咸矜、大哉大悲、難得議稱者矣。(下略)

空海筆蹟 所在 京都市下京區教王護國寺(東寺)

古來有名なる風信帖の末尾の一部である。空海は渡唐以前より既に書名高く、彼地に於ても、その王宮の壁の字の王羲之筆の分の一問が破損して、適當の名手がないのでその儘になつてゐたのに、勅を奉じて書いたとの傳説がある位で、在唐時代には能書の名を喧傳せられ、草聖とまで稱せられた。彼の筆蹟は實に唐人の技を超越して晋の書聖の域に近づいたものと稱すべきである。

風信帖とは後に掲げる如く文の冒頭に風信とある所から名付けられたもので、大師が比叡山の最澄の來狀に答へて、共に一所に相會して佛法の一大事因縁を談ずる爲に、下山會見せん事を申送つたものである。彼の書は草聖と稱せられた位で、草行に最も長じてゐたが、風信帖は彼の草行中の逸品であり、風韻の高いことは王羲之以上との評もある。

風信雲書、自天翔臨、披之閱之、如揭雲霧、兼惠止觀妙門頂戴供養、不知攸膺、已冷、伏惟、法體何如、空海推常、擬隨命躋攀彼嶺、限以少願、不能東西、今思與我金蘭及室山、集會一處、商量佛法大事因縁、共建法幢、報佛恩德、望不憚煩勞、暫降赴此院、此所々望々、念々不具、釋空海狀上。

九月十一日

東嶺金蘭法前謹空

彼嶺・東嶺とは比叡山、金蘭は最澄のことである。

○王羲之筆蹟【新制上級第四章】

所在 帝室御物喪亂帖の一部

王羲之は支那六朝時代の東晋の人、字は逸少、右將軍に任せられ會稽内史となつたので王右軍と稱せらる。隋唐以來書

聖と仰がれ、太元四年五十九歳で歿した。

王右軍の筆蹟の眞筆の傳へられるものは現在日本はもとより支那にもない。併し唐に於て發達した響揚の法によつて影寫せられ、現今に傳へられてゐるものは少くない。唐人響揚の法は今傳はつてゐないが、その碑刻が肉筆を見るの感ある程發達してゐたのに伴つて獨特の發達をなし、現今の鑑影轉寫の技と劣る所なきものであつた。

本圖は御物喪亂帖の一部であるが、學者の研究によればこの喪亂帖は、東大寺獻物帳書法の初頭に記された揚書右將軍王羲之草書卷の散落したものであることは疑ない。天平時代は唐の玄宗の代、この帖がその頃以前の響揚なることは明かであり、日支を通じて傳來する王氏筆蹟の白眉である。古來羲之筆蹟と稱せられてゐたが、決して筆蹟ではなく、巧に透寫双鈎して墨で填めたものである。併し筆勢を損せず、神采煥發、微に入り細を穿つて、墨色の濃淡潤渴まで眞に迫るものがある。

本帖が「喪亂」の名を得たのは第一行に喪亂の文字があるによるものであつて、彼が不用意勿々の間に走書した書簡である。

次に最初の一節を掲げて置く。

羲之頓首。喪亂之極。先墓再離。荼毒。追惟酷甚。號暴推絕。痛貫心肝。痛當奈何奈何。臨紙感哽。不知何言。羲之頓首頓首。(下略)

○道長筆御堂關白記【新制初級第八章】

所在 東京、近衛公府家。

御堂關白記は藤原氏の榮華の絶頂期の中心人物であつた道長の日記であり、別に御堂御記、藤原道長日記、道長公記等とも稱し、近衛公府家に於ては御堂御曆日記とも稱してゐる。而してその自筆本十四卷、子頼通の寫本十二卷は現在道長の嫡流たる近衛家第一の重寶となつて居り、昭和六年一月國寶に指定された。



この日記は本圖にも明かなる如く、具注曆の毎日の條下に記してあり、記事が多くて餘白のない日はその日付の裏面に記してある。且注曆に日記を記すことは當時多く行はれたものである。具注曆とは陰陽寮から半ヶ年を一巻として頒つ

曆に國忌其他陰陽道で云ふ所の吉凶忌諱等の諸事項を具注したものであつて、所謂曆の種類ではない。御堂關白記自筆本は長徳四年秋冬の巻から寛仁四年春夏の巻までであるが、長徳四年は道長が三十三歳、右大臣になつた年であり、寛仁四年は道長が出家して法名を行觀といひ、次で行覺と改めた翌年であるから、本記によつて道長の最も世に時めいてゐた時代の彼の生活を知り得られる譯である。

本圖は長保二年春夏の巻の一部であつて、三月の末、一條天皇の國母、東三條院(道長の父兼家の第二女詮子、道長の妹、當時皇太后)が石清水八幡宮、住吉神社を御參拜になり、歸途四天王寺に參詣せられた廿三日・廿四日の記である。文次の如し。

危廿三日庚子土成下技 沐浴 候 豫内、大歲前歲德歸忌祠祀謝土修 日遊在內、三寶吉、土公入
(參)住吉給、同日御天王寺、所々有音樂、又被供養法華經)
室廿四日辛丑土收 除手甲 大歲前 市買納財 日遊在內、三寶吉、五墓、忌遠行、
御舟有、勅使、左近中將賴定朝臣)

右の内括弧の中が道長の日記であつて、他は具注曆の記事である。

○奥羽要地圖

【新制初級第十章、中學初級第二編第五章、女子第三編第一章】

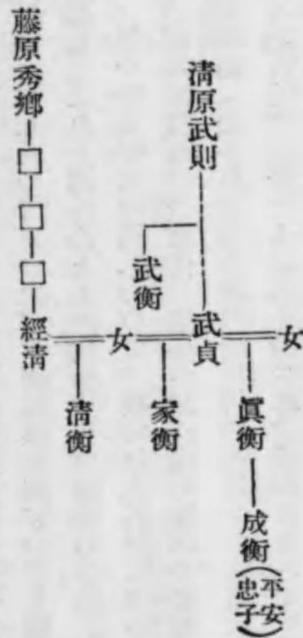
本圖は前九年の役と後三年の役に關係する重なる地點を示したものである。

前九年の役は陸奥の浮囚の長安倍頼時の反亂である。安倍氏は父祖代々陸奥の浮囚の長であつたが、頼時に至つて勢威大いに張り、膽澤・和賀・江刺・稗拔・志波・岩手の六郡(何れも現在岩手縣内)を領して衣川(岩手縣膽澤郡衣川村)の險に據り、四方を侵略して人民を劫掠し、賦役を納めず、頗る横暴を極めてゐたので、後冷泉天皇の永承年中、國司藤原

登任が討伐したが、却つて敗れた。そこで朝廷は源頼義を陸奥守に任じて追討の事に當らしめたが、更に翌々天喜元年鎮守府將軍を兼ねしめた。然るに頼義が陸奥に下るや偶々大赦があり、頼時もこの恩命を蒙つたので、喜んで兵を罷め、一時平靜に歸したのであつたが、後頼義の部下の營を襲ふものがあり、頼義がその部下に私怨を抱く頼時の子貞任の所爲と察してこれを捕へんとした爲に、再び頼時の暴發を見るに至つた。そこで天喜四年、朝廷は再び頼義にその討伐を命じ、尋で陸奥守に再任したので、頼時は衣川柵に攻められ、烏海柵(岩手縣膽澤郡西根村烏海)で遂に戦死するに至つた。而るに頼時の子貞任・宗任が父の志を襲いで官軍に抗したので、頼義等は頗る苦戦を重ねた。殊に天喜五年十一月の河崎柵(岩手縣東磐井郡門崎村川崎の地か)の戦には、大風雪の中に貞任の軍に討たれて大敗し、義家の花々しき奮戦も功なく、父子ともに馬を斃され、僅かに逃るゝを得た。その後、朝廷は出羽守源齊頼に頼義との協力を命じたが、遷延して兵を發せず、さきに諸國に官符を發して徵發せられた軍糧も至らなかつたので、貞任の勢は益々盛になり、衣川柵を中心に諸方を掠奪してゐた。かくて康平五年に至り、頼義は出羽の浮囚の長清原武則の援を得、衣川・烏海の二柵を略取し、遂に厨川柵(岩手縣巖手郡厨川村下厨川、或ひは安倍館とも稱せらる)に迫り、城中に火を發せしめて之を陥れ、貞任を戦死せしめ、その弟宗任・家任等を降服せしめ貞任の遺子千代童を斬つて漸く亂を平定せしめた。この役、永承六年より數ふれば前後十二年、天喜元年より數ふれば康平五年の平定まで前後足掛十年滿九年餘になるが、古來前九年の役と稱せられてゐる。平定の翌年、功によつて頼義は正四位下伊豫守、義家は従五位下出羽守に任ぜられ、清原武則は従五位上鎮守府將軍に任ぜられた。

この亂後清原氏は出羽・陸奥の兩國に勢を振ひ、武則の子武貞、その子眞衡相つぎて安倍氏の舊領六郡を領して威あり。武貞は又貞任討伐の際、故藤原經清の妻を納れて家衡を生み、經清の子清衡(家衡と同母)も亦武貞に養はれてゐたが、共に異母兄たる眞衡と仲がよくなかつた。然るに眞衡は子がなかつたので、平安忠の子成衡を養子としてゐたが、成衡は頼義が貞任討伐の際、常陸の平致幹の女に生ませしめた女を妻とし、臣族に命じて飲食金帛を饋らしめた。この時、姑夫吉彦秀武も出羽から來つて賀したが、眞衡が之を顧みず、應對無禮だつたので、秀武は怒つて禮物を投じて去つた。そ

ここで眞衡は怒つて秀武討伐の兵を起したので、秀武は且て眞衡と不和な家衡・清衡等に援を求め、奥羽の地は再び亂るゝに至つた。偶々頼義の子義家は白河天皇の永保三年陸奥守兼鎮守府將軍として東下し、眞衡を援けて家衡等を攻めたが、眞衡が進軍の途上に病死したので、家衡等は義家に和を乞ひ、義家もこれを許し、一時兵亂の中絶を見た。然るに應徳三年に至り、家衡・清衡の間に不和を生じ、家衡が清衡の居を焼き、妻子眷族を殺したので、清衡は義家に援を求めて同母兄弟相抗争することゝなつた。爰に於て家衡は叔父武衡の援を乞ふて金澤柵（秋田縣仙北郡金澤町）に據り、頗る頑強に抵抗したので、義家の軍苦戦に陥り、義家の弟義光も官を棄て、東下し、兄の軍を援けるに至つた。飛雁を見て伏兵を知り、剛臆二座を設けて士卒を勵ました等の挿話はこの頃の出来事である。この時、秀武も義家に屬して居り、長園の策を進言したので、義家は之に従つて城中糧食の盡くるのを待ち、家衡・武衡等が勢窮まつて城を焼いて逃るゝに及び、追撃之を殺して禍根を斷つた。時に寛喜元年十一月であつた。この役、永保三年より數ふれば五年の年月を闊し、應徳三年よりは平定まで二年に過ぎぬが、古來通例「後三年の役」と稱してゐる。この役後義家は解を上つて戦を報じたが、朝廷は私闘として恩賞を惜んで顧みなかつた。併し、恩威並び行ふ義家の聲望は東國を壓するに至り、又藤原清衡は清原氏に代つて奥羽兩國に勢力を得、平泉（岩手縣西磐井郡平泉村）に據つて富強を致し、繁榮の基を築いた。



尙圖中の贊崎（秋田縣北秋田郡二井田村か）は文治五年藤原泰衡が頼朝に平泉を攻められて逃れ來り、自害して果てた所。その臣河田次郎の居城である。外濱はソトノハマと読み、津輕郡海岸一帯の古稱である。

○前九年役合戦圖

【新制初級第十章、女子第二編第十六章】

所在 東京帝室博物館

本圖は前九年合戦繪詞の一部である。博物館所蔵のものには一卷から六巻までの目を記してあるが、今は殘闕一卷があるのみで、詞書も焼失してゐる。但し巻中の人物に貞任・光貞・將軍・義家等の註があり、その圖様によつて前九年役なることを知り得るのである。筆者に就ては土佐光弘といひ、宅磨爲行ともいはれてゐるが、何れにしても鎌倉中期に於ける繪卷物の一逸品である。

本圖は貞任が頼義部下の藤原光貞の幕營を襲つた所で、右方は貞任方、左方は光貞方である。

○後三年役合戦圖

【新制初級第十章、中學初級第二章、編第五章、女子第二編第十六章】

所在 池田侯爵家、右所藏後三年合戦繪詞（後三年軍記繪卷、八幡太郎繪詞）の一部。この繪卷は後村上天皇正平二年、延曆寺の僧徒が兒童の教學に便せんために作つたものであつて、筆者は飛騨守惟久、戦記繪卷の尤品である。

圖は義家が家衡・武衡等の據る出羽國金澤柵を攻むるに當り、飛雁の行を亂すを見て大江匡房の言を想起し、伏兵あるを覺つて叢中を搜索し、これを射撃してゐる所を描いたもの。新制初級及び女子用の右方連錢葦毛の馬に跨るは義家。中學下級はその先鋒の一二騎、その前方の叢中の武士は家衡方。

○高館

【女子第二編第十六章】

所在 岩手縣西磐井郡平泉村

衣川館の附近にある古城壘址。俗に判官館と稱し、源義經自刃の所と傳へる。圖は平泉中尊寺境内より望んだ所で、高館の下の川は北上川、はるかなる山は東稻山である。この附近には古城柵址が多く、古くは安倍氏勢力の中心地であり、

後には藤原氏の根據地であつた。館址の後方一帯は藤原氏時代の館址である。

○源氏物語繪卷 【新制初級第九章】

所在 徳川(義親)侯爵家。隆能源氏の現存するもの四卷。内三卷は前記徳川侯、一卷は益田孝氏の所蔵に屬する。本圖は前者の一部。

作者 この繪卷の作者は藤原隆能の子隆親とする者もあつたけれども、現在は隆能説が一般に認められてゐる。隆能は土佐繪所預の始祖、平安末期の人。源氏物語繪卷は彼の最も主要なる作品であり、諸種の源氏物語繪卷中の歴卷である。その傳彩の豊麗、描寫の精緻は絶讚に値するものであり、卷中の人物の面貌は所謂引目鉤鼻法の代表的なもので、風俗はその製作年代が源氏物語のそれと約百年の距離をもつてゐるから、藤原時代末期の實際と見るべきである。これは源氏物語や枕草子の記事と本繪卷の表現との相違點の多々ある所から明かである。しかし大體藤原時代の貴族の風俗と見て差支ないと思ふ。

本圖は東屋の卷の浮舟の三條の家の場面。室内の調度として注目すべきは伊豫簾、燈臺、生絹の几帳など。而してこれが女房達の服装の淡白な配色と相應じて清々しい夏の夜の趣を描寫して餘す所なしと云ふべきである。遺戸の外の簀に座してゐるのが薫の君で、二藍の三重褌の直衣に立烏帽子、手には紅の扇を持つてゐる。透垣の傍に開いたまゝ、立てかけられた傘は雨後の風情、庭前の草叢と相對して

さしとむる葎やしげき東屋のあまりほどふる雨そよぎかな
の意を描出したものである。

○三蹟筆蹟 【新制上級第四章、中學上級第...】

日本文化興隆の一面として平安時代後期に書道にも唐風を脱して和風が盛になつた。本圖はその代表的作品として三蹟

の筆蹟を示したものである。

小野道風筆蹟 所在 東京市井上侯爵家。

屏風土代の一部。土代とは草稿の意。延長六年十月醍醐天皇が大江朝綱に詩を作らせ、小野道風に宮中の御屏風に書かしめられた際の下書である。時に道風年三十五歳。右の趣は藤原行成の孫定信が保延六年にこの土代を買得た際に附加した跋文中に見えてゐる。

原本は詩十一あり、枚數十八、草稿であるから所々に細字で傍に加筆してある。これは道風が字體の工夫をした苦心の跡である。

「山中自述」は詩の題、その詩の全文は次の如し。

碧峰通迹以松楹 謝遺喧々世上榮

龍尾舊行應斷夢 鶴頭新召不驚情

商山月落秋鬢白 顛水波揚左耳清

唯有池魚呼後至 各隨次第自知名

藤原佐理筆蹟 所在 帝室御物。

恩命帖中の數字を採る。恩命帖は宛名月日の明かならぬ佐理の消息であるが、その内容は彼が箭及び筆に關して某に送つた返信であつて、冒頭に「謹奉恩命、恐々戰々」とある所から名付けられたもの。勿々の間に成つた走り書であるけれども運筆の妙を極めてゐる。左に本圖の文字の前後の文を示す。

(前略) 只今召問可蒙處分、須彼緒風所陳、以件箭、相替左衛門尉兼澄箭著用、若猶可然、(下略)

藤原行成筆蹟 所在 有栖川宮家。

白詩卷中の數字を採る。この白詩卷は寛仁二年行成四十七歳の筆。卷末に次の如く記してある。

寛仁二年八月廿一日、書之。以經師筆、黑畫失所、看者不可咲。不可咲。正二位權中納言兼侍從 年四十七。

この白詩卷に就ては前述の道風の土代と共に奇しき因縁がある。行成の孫がその由来を原本の跋に記してあるから次に掲げて説明に代へる。

保延六年庚申十月廿二日 癸巳、辰刻、物賣女白蓬門入來、賣手本二卷、一卷小野道風屏風土代、一卷此本。見一定之由、賜價直、女人太成悦氣、即以退出。

本圖に引用した文字のある詩は「晚上天津橋間望偶逢盧郎中張員外携酒同傾」と題するものの冒頭の句である。即ち次の如し。

上陽宮裏曉鐘後、天津橋頭殘月前。

空闌境疑非下界、トシテケリムニ 飄飄身似在寥天。

星河隱映初生日、ツルクハハツル 樓閣蔥蘢半出煙。

此處相逢傾一盞、始知地上有神仙。

行成は所謂世尊寺流の祖、道風の豊麗と佐理の變化を併せた上代様の巨匠である。而もこの白詩卷は彼の漢字を書いたものゝ中で最も精確なものである。

○上代様草假名

【新制初級第九章 中級上級第四章第三節】

所在 「御物倭漢朗詠集」の一部。

假名には片假名と草假名とがあり、草假名は漢字の草體を更に全然日本式に略畫したもので、この草假名を字々連系して歌や物語を綴り、美しき料紙に遊糸の如く流水の如く迂餘曲節してここに美術品としての冊子・歌卷が出来る。平安時代に於ける日本式文化の重要な一要素である。草假名は、延喜天曆の頃より漸次發達し、道長の榮華時代たる長保寛弘の頃をその頂上とし以後稍々衰頹した。

ここに一例として示したのは御物倭漢朗詠集の一部であつて、小野篁の「わたのはらやそしまかけてこきいでぬと人に

はつけよあまのつりふね」の歌の部分である。筆者は行成と傳ふれども、行成と斷ずるには行成の他の筆蹟と合はざるところがある。併し、彼と同時代の名手の筆たるは疑ひなく、古來最も尊重せられ、愛翫された筆蹟である。

○鳳凰堂全景

【新制上級第四章別刷、中級上級第四章 第四節別刷、女子第二編第十五章別刷】

所在 京都府久世郡宇治町。創建 天喜元年藤原頼通の建立。宗旨 現今は淨土天台の二宗に屬す。

鳳凰堂は平等院の阿彌陀堂である。この地はもと源融の別業であつたが、後藤原頼通の別墅となり、永承七年佛像を安置して寺とし、翌天喜元年鳳凰堂を建て、阿彌陀佛像をその本尊としたもので、古記録及び地圖によれば、當初はこの堂の外に金堂、三重塔、講堂、經藏、東西法華堂、五尊堂を始め多數の堂塔伽藍があつて輪奐の美を極め、境内も廣大であつた。併しその後屢々兵火の難を蒙り、創建當時の建物で現存するものはこの鳳凰堂のみとなつたのである。

圖の上部は堂の外構全景を阿字池を隔て、眺めたものである。堂は北面して立ち、その平面は中央に方三間の本堂、左右に五間の翼廊が續き、更にそれが前方に折れて三間、尙本堂の後には七間の尾廊が接續してゐる。而してその立面を見れば本堂は重層入母屋造であつて大棟の兩端には銅鳳を置き、翼廊及び尾廊は重層切妻造、且翼廊の兩端には寶形造の閣を起してゐる。以上の如き平面・立面の變化の妙を極むる中に渾然として自ら調和統一があり、その細部には各種裝飾技術の粹を集めて、藤原時代建築工藝の代表的逸品と稱せられてゐる。

序に本堂内部に就て略説する。上圖のこの堂の本尊阿彌陀如來座像の光背の木彫透彫も亦當代の絶品であり、本尊の頭上を被ふ天蓋は唐花草透彫花蓋と唐花草寶篋二十枚とより成り、隨所に螺鈿及び瓔珞等を附した極めて精巧華麗なものである。堂の天井は小組折上格天井をなし、これに髹漆螺鈿を施し、柱には寶相華天人を描いてあり、その他天井格間、長押等は纏網彩色で隙間なく飾られ、現今は剝落してゐるが、尙當時の莊麗を想見するに足るものがある。尙壁間には雲中供養の小佛五十軀の木彫を懸け、左右二十五軀宛を以て二十五菩薩の來迎をあらはしてゐる。國寶。

○鳳凰堂本尊阿彌陀如來木像

【新制初級第九章別刷、中學上級第四章別刷、第四節別刷、女子第二編第十五章別刷】

所在 京都府久世郡宇治町平等院。

鳳凰堂は平等院の阿彌陀堂であつて、即ち本堂であり、阿彌陀佛信仰たる淨土教の興隆は、かくの如く阿彌陀堂を寺の中心たらしめる様になつたのである。

木彫金色丈六の座像、名工定朝の最大傑作と稱せられる。國寶。唐の影響が全く國風に同化された純日本風の佛像。面相の疑ふ方なき日本人なるはその著しき表現であり、衣文の流麗なるは藤原時代の優美な時代相を物語るもの。尙又その光背及び天蓋の透彫の精巧繊麗なる、平座地髹漆に螺鈿寶相花の裝飾を施した須彌壇も本尊と共にこの時代の代表的美術遺品である。但し惜しむらくは後者の螺鈿は全く破壊されてしまつてゐる。

○聖衆來迎圖

【新制上級第四章別刷、中學上級第四章第四節別刷】

所在 和歌山縣伊都郡高野村(高野山)大圓院外十九箇院(有志八幡講組合寺院)

阿彌陀二十五菩薩來迎圖とも稱せられ、村上天皇の康保四年、恵心僧都二十四歳の作と傳へられるもの。原圖は絹本着色。三幅より成り、縦二・〇九米(六尺九寸)、横は合せて四・二二米(一丈三尺九寸)の大作である。この種の來迎圖は淨土教の發達に伴つて藤原時代より盛に製作されたが、その製作の動機は、極樂淨土に往生する者の臨終には阿彌陀佛及び諸菩薩が雲に乗つて迎へに來るといふ信仰に基き、本圖はその代表的尤品とされてゐるものである。而して本圖の特色は全體としてその意匠の雄大莊重な點に存し、構圖に多數の像を配しながら不自然に陥る事なく、變化もあり統一もあつて、且筆致雄大、繊細に流れた弊がない。而して殊に注意すべきは、向つて左下に溫雅なる筆致で山水の畫かれてゐる事であつて、それが佛菩薩の群像とよく調和し、相呼應して理想界と現實界の聯絡である彌陀來迎の妙を示し、而かもその描かれた自然が支那のそれではなくて明かに日本の山水であり、恐らくは琵琶湖附近叡山の自然がモデルとされた

ものであらうと思はれる所に、日本化せられた新しき信仰と新しき藝術の姿を見る事が出来る。國寶。

○藤原氏榮華の圖

【中學上級第四章第五節別刷】

所在 三條公爵家所藏駒競行幸繪卷の一部。

駒競行幸繪卷は榮花物語繪卷の殘闕であつて、萬壽元年九月十九日、後一條天皇が東宮敦良親王を伴はれて、關白藤原頼通の高陽院第の競馬に行幸せられた所を描いたもの、筆者不明であるが、鎌倉末期の製作と思はれる。

圖はその際船樂を叙覽あらせられた光景を描いた部分であつて、正面の建物は寢殿、殿の中央に見える大床子は玉座、その向つて右半の平座は東宮、又垂れ込めた御簾の下部には華麗な女房たちの十二單衣のはしがのぞいてゐる。勾欄に下襲の裾をかけてゐる人々の装束は東帯であるが、特に「一日晴」と稱するもので、袍は普通であるが、下襲が絢爛を極めてゐる。

向つて左隅の屋根は釣殿、池邊の鶴龜は造物、中島には幄舎が設けられ、前に鼙太鼓等の樂器を置き、矛を立つらね、池上には龍頭編首の船を浮べ、烏甲を被つた樂人が乗つてゐる。庭上の紅葉・綠樹、池水の紺碧に浮ぶ落葉と相映じた畫趣は實に大和繪獨特のものである。

○平安時代の風俗

【新制上級第四章別刷、中學初級第二編第六章別刷、女子第二編第十五章別刷】

所在 御物春日權現驗記、第三卷第二圖、鹿島和歌事の圖面、春日驗記は二十卷あり、繪は高階隆兼、詞書は藤原基忠・冬平・冬基・及び良信僧正の四人の筆、この四人が春日明神に敬神の志切なる爲に、その結縁のために他筆を交へずに記したものである。作の年代は鎌倉末期(延慶・元徳の頃)。よく藤原時代の絢爛たる宮殿風俗を描寫したものであつて、この時代の風俗を察することが出来るものである。併し精密に言へば装束・衣文等の形式その他に鎌倉時代の特色の多分に存することは否めぬ。故に藤原時代風俗の直寫とは言ひ得ない。教授上は華麗なる藤原時代の生活を偲ばしめるに

止めるがよい。圖の人物の坐つてゐる部分は廂の間であつて、僅かに板敷を残して畳を敷きつめてある。これは平安時代より室町時代書院建築の中間過渡を示すもので、藤原時代の風ではない。圖の右半分の部分几帳の後方は板敷であるが、板目の線を忘れ、且疊と同色に彩色してしまつてある。奥の方の板敷は母屋で几帳の裾が見える。母屋と廂の間には一間二枚の障子が立つて居り、その敷居は黒塗で、障子には大和繪の山水が描かれてゐる。これ等も藤原時代の姿ではない。右方障子の前にあるのは鏡臺と硯箱と料紙である。主人公の服装は烏帽子・直衣姿、倚つてゐるのは脇側。三人の侍女は唐衣と裳をつけてゐる。
全體吹抜屋臺の描法で内部を見せてゐるのはこの頃の繪卷物の常套手段であり、周圍には葺戸が上げられてゐるのが見える。

○寢殿造

【新制初級第九章、中級初級第二章
編第六章、女子第二編第十五章】

寢殿造は一名正殿造とも稱する當代に於ける貴族の邸宅の建築様式である。次頁の圖は家屋雜考所載のもので、家屋その他の名稱を附してあるから、名稱の説明は省略する。次に大體の規模及び建物の性質に就いて略説しよう。
寢殿。一廊の中央にあつて最主要な建物である。大抵南面して居り、主人の常の居間で、又來客の應接等にも使用せられる。

對屋。寢殿を中心としてその左右及び後方（圖には見えてゐないが、寢殿の直後の位置にある）にある建物を對屋と稱し、後方を北の對、向つて右を東の對、左を西の對と呼ぶ。寢殿が主人の居室であるのに對して北の對は主婦、東西の對は家人の居室である。

釣殿・泉殿。何れも池中又は池畔に建てられて居り、中には泉殿を缺くもの、又は二箇所に釣殿を設けたものもある。而してこれ等は何れも納涼・觀月・釣魚・遊宴等のために使用されたものである。

以上が主要な建物であるが、これ等を接續してゐるのが廊であり、細殿・渡殿・渡廊等とも稱せられた。而してこの廊の

圖六第



内部は適當に區分されて、家司・従者等の詰所があつた。現在に於ても社の廻廊等で見受けられる如くである。
庭。寢殿の前面、廊に圍まれた内部が中庭であつて、その前面には池があり、池には島があり、その南を南庭と稱し、築山等が設けられてゐる。圖に假山とあるがそれ。
其他の建物。對屋の後方には下屋がある。或は雜舎とも稱せられ、物置・雜事等する今日の勝手の如きもので、浴室又は下人の控所等にも用ひられた。又釣殿の西にある小屋は車宿と稱し、主人又は來客の車の置場、それに相對して廂がある。
門。門は中庭に入る東西には中門があつて内外兩廊を分ち、更に外廊全體の正門は西方に四足門がある。來客は四足門を車で乗込んで中門で降り、こゝで案内を求めるのが例となつてゐた。その他にも處々に小さな門が設けられてゐた。

○寢殿造平面圖

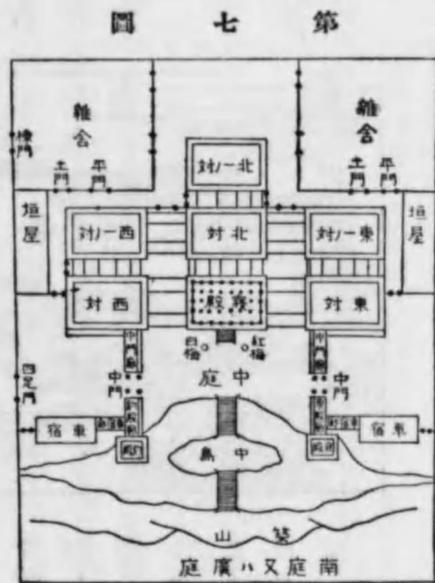
【新制上級第四章
中學上級第四章第五節】

新制及び中學の初級用に何れも鳥瞰圖を掲げて一應の説明をして置いたから、本圖に就ては更に建築の方面から較々詳説し、歴史的考察を加へることとする。同じく寢殿造と稱するものであつても、地勢・主人の趣味・其他の事情によつて必ずしも同一の構造を有つてゐたものではない。本圖は初級用に掲げた鳥瞰圖の平面圖ではない事を先づ注意して置

く。併し何れも大同小異であつて大體の形式は一定してゐる。寢殿の名は支那に於て古く周代に正寢・路寢等と稱して王宮に於ける家、後世の殿の意に寢の字を用ひたのに起ると思はれる。併し「寢殿」なる語は支那にその例を見ず、恐らくは我が國に於て貴族の正殿に始めて用ひられたものであらう。我が國に於けるこの語の用例は奈良朝時代に遡り得られ、日本後紀寶龜元年八月癸巳の條に次の如くあるのを初見とする。

天皇崩于西宮寢殿

而してこの後の用語例や繪畫等に現はれた實際から見ても、我が國に於ける寢殿なる殿は、實際寢所を有する住居向の殿を稱したもので、思はれる。そはともあれ、武家造、書院造等と對稱せられる寢殿造なる住宅建築の様式は寢殿を中心として對屋を左右・後方等に有し、廊を以て連續したものであつて、平安時代後期に完成したものであり、奈良時代より平安時代前期まで隆盛を極めた唐模倣文化が次第に咀嚼せられ、國風に融合せられて藤原時代の日本文化が生



まれた時代の流に軌を同じくして、唐制模倣の貴族住宅建築に基を有しながら、これを脱化して豊かなる我が國ぶりを發揮したものである。本圖は寢殿造の最も典型的な建築配置を示したものであつて、更に規模廣大なるものになると、北及び東西二ノ對が各一ノ對の後方に設けられ、更に北二ノ對の東に持佛堂、西に文殿を附し、御倉其の他の附屬建物をも有してゐたものもあつたのである。

寢殿は七間四面を普通とする。本圖にはその柱間を示した。この七間四面の内の五間二面を身舎（母屋）と稱し、その外側の周圍を廂と稱へ、東廂・西廂・北廂・南廂と名付けられる。この身舎及び廂の間は殿の大小によつて異なり、規模によつて間取りにも種々の相異がある。而して身舎は廂の間より床が一段高くなつて居り、東方一間は塗籠、其他の四間は柱間毎に格子・障子・妻戸が用ひられてゐるのが普通である。廂の間は廣廂・廣縁又は大床等とも稱せられ、柱間は格子を用ひ、四隅には妻戸が設けられてゐるのが通例である。而して廂の外側に孫廂といつて更に一つの廂を附したものがあつた。廂の外四方は簀子と稱し、簀子縁と云ふ雨露が溜らぬ爲に竹簀子の如く板と板との間を透かした板敷で勾欄を巡らす。而して正面中央には通常五級の階が附けられ、東西妻戸の外にも階が備へられてゐるが、正面のものには勾欄があり、上に階隠と稱する廂を出すのが普通、側面の階にはこれ等が無い。對屋は寢殿に對して左右相稱及び正後方に位置する。その大さは寢殿と同大を通例とするが、時には寢殿の九間四面に對して七間四面といふ如く異なつてゐる例も少くない。

廊は位置によつて名稱を異にすること圖の如く、又構造によつても名を異にし、種々の種類がある。兩側を壁又は板張とし、上に格子を釣つた壁渡殿、板張・壁等なく柱に勾欄のみの透渡殿等はその一例である。この廊の片側に種々部屋の設備のあることは前項に述べた如くである。釣殿・泉殿等に就ては前項参照、車宿も同斷、但し車宿は前項の圖と異なり本圖には東西にあり、又本圖には廂を缺いてゐるが、これ等の小舎は都合によつて種々あるものと承知すべきである。

雜舍（下屋）に就て前項に附説することは、その典型的の形式としては本圖の如く寢殿の最後方東西に對立して一廊をなしてゐることである。又雜舍に續いて東西の垣に沿ふてある垣屋は、後世の門長屋と稱するもの如く雜司・下人等の部屋である。

種々ある門の内、中門は東西對屋より泉殿或ひは釣殿に至る廊の中間に設けられ、屋根はあれど扉なく、從つて相（鼠走）も闕もない、所謂切通である。これは車の往來等の便を考へたものであらう。四足門は邸の正門、その構造から名づけられたもので、二本の圓柱の前後に二本づゝの柚柱があり、上に切妻の屋根を載せ、中央の二柱に扉を附す。家の格式により、大臣以上の邸ならでは設けられなかつたものとの事。棟門は四足門の前後の柚柱なきもの、屋根は切妻に

して破風造である。ムネカド、ムネモンとも呼ぶ。土門は左右を築地にして屋根のない門、平門は屋上を平に造つた門を言ふ。これ等の門は時代・格式等によりその設置の場所に差はある。圖は最も高き格式の一例を示したものである。垣は外廓はすべて築地、その他には檜垣・透垣・籬・踏板等が用ひられた。次に屋根は本圖では示されてゐないけれども、一言すれば、前項の圖の如く寢殿は四注、對屋は入母屋。これは唐に於て四注が最も主要なる建物に用ひられてゐた所から、寢殿造でも初めはすべて四注であつたらしいが、時代を降るに従つて前項の圖の如くになり、更に寢殿・對屋等すべて入母屋になつた。その材料も奈良時代唐制模倣の瓦葺なるに反して輕快優美な國風を發揮した檜皮葺である。この檜皮葺は主要殿舎は廊・門に至るまで用ひられたが、雜屋・垣屋の如き下人の使用する屋は粗末な板屋であつた。最後に、前述の如く寢殿造は平安時代後期に唐制を脱化して大體本圖の如く完成されたものであるが、院政時代より漸くその整然たる平面の様式も崩れて自由なる配置を採る様になり、鎌倉時代以降益々その傾向を著しくしてゐる。

○僧兵 【新制初級第八章、中學初級第二章、編第七章、女子第二編第十七章】

天狗草紙の一部。この繪卷は興福寺・東大寺・延曆寺・園城寺・金剛峯寺・東寺・醍醐寺の七箇寺の僧兵の驕慢なるを慨し、これを天狗に譬へて諷刺し、七卷の繪卷物としたもので、永仁四年前後のものと思はれ、作者不明であるが、恐らく當時の僧界の墮落を慨した僧侶の作であらう。現在この繪卷は分散し、東寺・醍醐寺・金剛峯寺分一卷と延曆寺分一卷は帝室博物館・園城寺分三卷は前田侯爵・久松伯爵及び根津嘉一郎氏が分藏して居り、興福寺・東大寺の二卷はその原本の所在が不明である。僧兵の服装は、頭を裏頭ウラカウと稱して袈裟で包み、手に薙刀を持ち、武士の如く武装してゐるものもあり、或は腹卷の上に素絹を纏ふてゐるのが常である。

○法會の圖 【新制初級第八章、中學初級第四章第二節】

所在 滋賀縣石山寺。

本圖は國寶石山寺緣起の一部。次に同緣起に就て略説する。作者 第一・二・三卷の繪は高階隆兼、第四卷は土佐光信の補作、第五卷は栗田口隆光作と傳へてゐる。隆兼は延慶・元徳の間即ち鎌倉末期に出でたる人、春日權現驗記を描き、文永賀茂祭の繪卷を寫したるもこの人と傳へられてゐる。本圖はこの繪卷中にあるもの。時代は鎌倉であるが、尙當代の風を偲ばしむるものがある。圖の右方にある殆ど屋根許り見えるのが幄舎、その先に大太鼓、鼓、鉦鼓等が見える。又それ等の左方に立並べられたのは比禮のついた鉢。上方の大樹の後には裏頭の法師が多數群座して舞樂を見てゐる。中央左よりは舞臺。舞臺は露天で、四方の隅には幡を立て、今その上で六人の童子が演技中の所である。

○平治の亂 【新制初級第十章、女子第二編第十八章】

所在 ポストン博物館所藏平治物語繪卷の一部、この物語は鎌倉時代のもので、住吉慶恩の筆と傳へられるもの。現存するもの三卷あり、三條殿夜討の卷はポストン博物館、信西獄門の卷は岩崎男爵家、六波羅行幸の卷は松平伯爵家の所藏に歸してゐる。

圖は信賴・義朝等が三條殿を夜討し、後白河上皇を御車に載せ大内に移し奉らんとする所を描いたもので、向つて左方は御所内に渦まく火の手、右方は行幸の爲に公達等が牛車を走らせて右往左往狂奔してゐる有様である。

○源義朝の墓 【新制初級第十章、中學初編第二章、編第八章、女子第二編第十八章】

所在 愛知縣知多郡野間村。

同處は義朝が長田忠致を頼つて行き、彼のために浴室に導かれて刺殺された所である。墓石を埋める計りに積まれた木片は太刀の形を模したもので、義朝が忠致に欺かれて最期を遂げんとする際「木太刀でもあつたならば」と言つたといふ傳説によつて、願をかける人々が手向けるものである。

○後白河法皇

【新制初級第八章、中級初級第二章、編第七章、女子第二編第十八章】

所在 京都市東山区・三十三間堂廻、法住寺陵法華堂

勅封、法體の坐像、高さ三尺餘、運慶の作と稱せらる。法住寺陵は後白河法皇の法住寺殿のあつた後であり、今陵は四間四方、軒高十二尺の法華堂で、この中に木圖の御像を安置してある。

○源平時代要地圖

【新制初級第十章、中級初級第二章、編第九章、女子第二編第十九章】

本圖は治承四年八月十七日、源頼朝が伊豆國に於て以仁王の令旨を奉じて平家追討の兵を擧げてより以後の、源平兩軍交戦の大勢を示したものである。

蛭島は静岡縣田方郡菫山町内にある。平治の亂後、頼朝が清盛の繼母池禪尼の命乞により、一命を許されて流謫された所である。蛭島は平家物語諸本には蛭小島とあるが、同長門本には蛭ヶ島とあり、吾妻鏡には蛭島とある。吉田東伍博士が小はヶを謬る耳と言つて居られるのは信すべきであらう。本書亦蛭島と記す。訓は「ヒルガシマ」と讀むべし。

北條も前記菫山町内、今の原木・四日町等を指す。北條時政の居館のあつた所。時政は平直方五代の孫、代々この地方の豪族であつた。直方は始め熱海の和田に居たがその孫時方に至つて北條に移り、その子時家、伊豆權守爲房の女を娶つて時政を生んだと傳へる。頼朝が伊豆に流されるや、時政は伊東祐親と共に平氏の命によつてその監視に任じ、頼朝は始め祐親の家にあつたが、後通れて時政の許に入つた。時政は頼朝の將來爲すあるを知つてこれを厚遇し、その女政子と相通じたのも知つて知らざる風であつたといはれる。後來頼朝の擧兵以來これを扶翼した縁はこの時に始まるも

のであり、治承四年以仁王の令旨を拜したのも北條の館であつた。

石橋山は神奈川縣足柄郡石橋村の海岸にあり。箱根湯本町の南に聳える聖岳の東北に延びた一支脈であつて、石垣山の南方、小溪を隔てゝある。頼朝は治承四年八月十七日、伊豆目代平兼隆を撃つて先づ平家討伐の最初の血祭となし、廿三日、時政等三百餘騎を率ゐてこゝに陣したが、相模の大庭景親三千の大兵を以て來り攻め、伊東祐親亦兵三百を率ゐて迫つた爲に遂に敗戦し、殆ど身を以て逃れ、土肥實平と共に潛行して眞鶴崎(同郡眞鶴町)に至り、二十八日船に乗じて安房國獵島に渡つたのである。眞鶴崎は石橋山の南方里餘、獵島は千葉縣安房郡勝山町の海岸の一部落、レウシマとよび、今龍島と稱する。島ではない。

鎌倉は別項詳説があるから省略する。安房に逃れた頼朝は房總三國を経て十月武藏に入つたが、既にこの時部下の兵三萬餘騎に及び、關東の諸豪族の來り屬するもの頗る多かつた。上總の平廣常、下總の千葉常胤、武藏の畠山重忠・河越重頼・江戸重長等はその主なるものである。かくて惟盛を將とする平家の大軍を戦はずして富士川(静岡縣富士郡加島村)に破つてから、軍をかへして鎌倉に入り、徐ろに勢力を養ひ、こゝを根據地と定めたのである。

磯波山は富山縣西礪波郡の西、石川縣河北郡との境界にあり、北陸道のこれにかゝる所を俱利伽羅峠と云ふ。源爲義の孫にして義賢の子なる義仲は、近衛天皇の久壽二年父義賢が義朝の子義平に殺された際、二才であつた爲、義平に刺殺を命ぜられた畠山重能が齋藤實盛に托し、實盛はこれを信濃に逃れしめて乳母の夫中原兼遠に托したので、木曾山中に成長した。木曾義仲と稱する所以である。彼も亦以仁王の令旨を奉じ、頼朝の擧兵後間もなく九月七日兵を擧げて信濃を略し、北陸地方に出て信越に勢を張つた。そこで平氏は維盛・通盛等を將として之を討たしめたが、兩軍は壽永二年五月、此處に會戦し、義仲は有名なる火牛の計を用ひて平家の軍を潰滅した。然して義仲はこの後勝に乗じて京都に近づき、比叡山延曆寺に據つたので、後白河法皇は宮を出てその陣中に行幸し給ひ、平家の一族は天皇を奉じて都落するに至り、義仲は頼朝に先だつて都に入つたのである。時に同年七月。

栗津は滋賀縣滋賀郡膳所町、勢多は同縣栗太郡瀬田町、宇治は京都府久世郡宇治町にある。前二者は大津市の東南方

後者は京都市の南方に當る。京都に入つた義仲が横暴極りなかつたので、後白河法皇は頼朝に上洛を命じた。そこで頼朝は範頼・義經の二弟を將として大兵を西上せしめ、壽永三年正月範頼は近江の勢多に、義經は山城の宇治に迫り、義經の軍が先づ京都に入つた。有名なる佐々木高綱・梶原景季の先陣争の挿話はこの時宇治川の戦に於ける出来事である。かくて義仲は敗兵を収めて近江に退き勢多に赴かんとした所に範頼の軍の至るに會し、遂に粟津に敗死したのである。時に正月廿日。

福原は神戸市内、治承四年六月、即ち頼政舉兵の翌月、清盛が新都を造營して天皇以下を移し奉つた所。併し留まること半歳、同年中に再び京都にかへるに至つた。その内裡の遺址は諸説あつて明かでないが、現在の神戸市の北部、東に諏訪山、西は會下山を控へた山際の地區(奥平野から夢野の邊)にあつたことは疑ひないと思はれる。現在奥平野に雪の御所、夢野に内裡跡なる舊蹟を存してゐる。

壽永二年京都を逃れた宗盛以下の平氏の一族は、福原に至つて宮殿邸宅を焼き、一度は九州太宰府に落ちたが、次第に勢力を恢復して屋島に至り、翌年更に福原の故都に據つた。當時の平氏の陣營は東は生田森(神戸市下山手通一丁目生田神社附近)の東生田川より、西は西須磨の西端一ノ谷の西、鉢伏山の海に迫る所。梅ヶ鼻まで東西三里に亘り、北は舊福原内裡のあたり現神戸市夢野より藍那村を経て播磨國に至る鴨越の守を固め、本陣を一ノ谷の東須磨に置き、安徳天皇の行在所も此處に置いたものである。この地は西南は鉢伏に近く、東北は鴨越に續く峻峰鐵拐山の麓にあり、前は間近に海を控へた要害であつた。

この平氏の守備に對して源氏は全軍を二手に分けて範頼は中國街道を西下して二月四日夕刻昆陽野(兵庫縣伊丹町の西)に至つて次第に生田に迫り、義經は丹波路を取つて龜岡・篠山を經、同夜、播丹・攝の國境、三草山(兵庫縣加東郡)に至り、平資盛の軍を加古川方面に逐つた。而して義經は更に軍を二分し、土肥實平に大部の兵を授けて明石市の東上ノに出で、東に轉じて西門一の谷に向はしめ、自らは一部の兵を率ゐて鴨越の搦手に向つた。義經が軍を分つた地點は、兵庫縣加東郡天神村附近と思はれる。鴨越に向つた義經は、その山頂に出づるや前面夢野に平教經が陣を固くしてゐる

のを知り、急に山嶺を西南にわたつて中國街道に出、多井畑(神戸市須磨町の一部)に於て更に兵を二分して大部分を此處より東須磨に向はせ、自らは精兵七十騎を引具して一の谷の背後なる鐵拐山に至つた。

かくて兩軍の矢合は二月七日朝に始まり、勝敗の決も不明であつたが、義經が所謂「鴨越の逆落」の快死的奇襲によつて忽ち平軍の潰滅となり、平氏の殘兵は天皇を奉じて再び海にのがれ、屋島に本據を置き、別軍は門司關を固めて彦島によるに至つた。

かくて源軍は一時京都に凱旋したが、更に範頼は九月、再び京都を發して山陽道を西下し、備前國兒島(岡山縣)に平家方の軍を破り、進んで周防に入つたが、翌文治元年正月こゝから船に乗じて九州に渡り、豊前に上陸して敵の退路を絶つた。一方義經は文治元年二月十八日攝津大物浦(大阪市内)より暴風雨を冒して出帆、普通三日の航程を強風に乘じて暗夜行路僅か四時間で午前六時頃勝浦(徳島縣勝浦郡小松島)に到着、百五十餘の小勢を以て途中桂浦(同郡多家良村)に櫻庭良遠を破り、強行して十九日午前八時頃には屋島の南方に現れ、牟禮(香川縣木田郡牟禮村)、高松(同前古高杉村)の民家を焼いて軍容を張つた。

屋島(同前瀧元村)は古高松の北に殆ど陸に相接して聳だつ四周急峻なるテーブルランドの一島(現在は陸續き)、安徳天皇の行在所はその東面の麓に近く五劍山(同前庵治村)に相對して所謂壇の浦に面してあつたと思はれる。義經の急逼に驚いた平氏は、安徳天皇を船に奉じて對岸五劍山下の庵治浦に避け、將士も亦海上に集結した。義經は十九日部下の一隊をして屋島に渡せしめて舊行在所及び平氏の陣屋を焼き、陸上より攻撃の矢を放つたが、海陸相隔つてゐる爲に大なる戦闘も行はれず、僅かに平氏の一隊が義經の主力(牟禮村字總門の邊)に突撃して義經の部下佐藤權信兄弟戦死の花々しき一戦ありしのみ、那須與一扇的的の挿話は翌卅日の出来事であつた。かくて廿一日平氏は志度浦(三木郡志度町)に廻航したが、更に義經に攻められ、遂に再び海上を西に敗走するに至つたのである。爰に於て義經は翌二十二日漸く到着した梶原景時以下の源氏の後續部隊百四十餘艘を率ゐてこれを追撃した。

壇の浦は山口縣下關市の東方、即ち下關海峡の東口北岸、大體早瀬瀬戸の東北、滿珠島に至る沿岸の總稱、源平最後

の海戦の跡である。屋島を逃れ出た平氏は下關海峡西口の彦島(山口縣豊浦郡彦島町)に至つてさきに留め置いた別軍と合した。かくて三月に至り、義経が水軍を率ゐて追撃し来るや、中國・四國・九州も悉く源氏の手に歸した爲に平氏は止むなく彦島を出て豊前國田浦(福岡縣企救郡文字村田野浦)に陣した。壇ノ浦と近く相對する地點である。かくて戦は三月廿四日の正午頃から開始せられた。平軍五百餘艘、源軍八百四十餘艘、相去ること僅か三町餘、初めは平軍よく戦ひ潮流に乗じて源軍を壓してゐたが、潮流西に轉すると共に平軍の旗色悪く、田の浦に追詰められて日没と共に潰滅し去つたのである。豊浦は長府町の海岸、その海上が源軍の根據地であつた。

○平 清 盛

【新制初級第十章、中學初級第二章、中學初級第二編第八章】

後村上天皇正平頃の畫家藤原豪信(信實六世孫)筆の「大臣影」中にある畫像。服装は公家の東帶姿で、黒の袍をつけてゐる。原圖の袍の模様は一種の轡唐草の如きもので、極めて珍らしい古風な文様である。

○清 盛 筆 蹟

【新制初級第十章、中學上級第五章第一節】

「太宰大貳清盛」

清盛は保元元年、保元の亂の功を以て播磨守に任ぜられ、保元三年八月大宰太貳に補せられたが、その後平治の亂の功により、翌永曆元年十二月に正三位に叙し、參議に任ぜられてゐる。故に彼のその署名はその間のものである。

右署名の原本は名古屋市關戸守彦氏所藏の年紀宛名を闕く自筆請文であるが、恐らく、清盛が後白河上皇から後院預等を沙汰すべき命を拜したのに對するものと察せられる。

○平 重 盛

【新制初級第十章、中學初級第二章、編第九章、女子第二編第十九章】

所在 京都府葛野郡梅ヶ畑神護寺。年代・作者 鎌倉時代肖像畫の名手藤原隆信の筆と傳へらる。服装 原圖は絹本着

色縦一・三六三米(四尺六寸)のもので、服装は東帶所謂強裝束、笏を執つて高麗縁の御座疊の上に坐した姿を描いてゐる。國寶。圖はその一部。

○平家の都落

【新制初級第十章、中學初級第二章、編第九章、女子第二編第十九章】

所在 帝室御物春日權現驗記。繪卷及び作者 繪卷物たる春日權現驗記は鎌倉時代の畫家高階隆兼の筆になるもので、全部二十卷、春日大明神の神徳を表現したものである。その描寫の細密、色彩の豊麗は各卷變化に富み、上下各階級の風俗を巧に表現してゐるものと相俟つて繪卷物中の傑作と稱せられてゐる。

圖は平家の一門が安徳天皇を奉じて都を西に落行く所を描いたもので、車は八葉車、行幸に供奉する攝政藤原基通の乗つてゐるものである。その周圍の徒歩の白張はその車添のもの、牛の向側に見える一人は牛飼、後の騎馬の公家はその後身の人々その後一人離れて狩衣をつけて淺沓を穿ち、手を前に出してゐる人は春日權現の化身の神人、最後の騎馬群は平家の武士である。

春日の化身を描いてゐるのはこの時、安徳天皇と建禮門院は御同車で七條を西へ、朱雀を南に御發向になり、基通は五條大宮邊まで供奉したが、黄衣の神人に呼びとめられたから、車を停めると神人が消え車を進めると再び現はれる事兩三度に及んだので、基通は春日權現の神慮と信じ車を停め、前後を圍んでゐる平家の軍勢を分けて車を返し、知足院に入つたと言ふ傳によるのである。

○屋 島

【女子第二編第十九章】

所在 香川縣木田郡、高松市の東方。

圖は西方海上より眺めたもので、源平の古戰場は圖の向側に灣入した海面及びその附近海岸であつて現在は當時の古戰場であつた海面は大部分鹽田になつてゐる。

○壇ノ浦合戦圖 【新制初級第十章、中級初級第二章、編第九章、女子第二編第十九章】

所在 下關市官幣中社赤間宮所藏の安徳天皇御一代事蹟圖。作者 寺傳によれば足利時代の畫家土佐光信の筆といはれてゐる。

圖中向つて右方中央の帆を二つあげた最も大なる船が安徳天皇の御座船である。

○建禮門院 【女子第二編第十九章】

所在 京都府愛宕郡大原村寂光院。

現在の寂光院は慶長八年淀君の發願で改築したもの、建禮門院隱棲當時の寺は一草庵であつたと思はれる。本圖はこれに所藏の木像。この寺域に隣つて門院の御墓がある。

○中尊寺金色堂内部 【新制初級第九章、中級上級第四章第四節】

所在 岩手縣西磐井郡平泉村。創建 寺傳ではその創建が仁明天皇の嘉祥三年とされてゐるが、長治二年堀河天皇の勅

により藤原清衡が當寺を經營し、天仁二年竣工したのが信すべき創建年代である。宗旨 天台宗。藤原氏全盛時代には寺塔禪房三百餘に達して頗る榮えたが、その没落後は次第に衰へ、現在當時の建物として残つてゐるのは經藏と金色堂のみである。

金色堂は又光堂と稱せられ、天治元年の創建、三間四面、單層、寶形造の小堂であるが、内外上下悉く漆を塗り、その上に金箔を押したものであるから、創建當時はその名の如く金光燦然たるものがあつたに相違ない。現今はその外側を覆ふ鞘堂のために外觀は見る事が出来ぬ。この鞘堂も鎌倉時代のものである。内部は柱・梁・長押・須彌壇・天蓋悉く螺鈿珠玉で寶相華をあらはし、三佛壇がある。この佛壇は清衡以下三代の棺を納めたものであつて、中央は清衡、左に基衡

右に秀衡の遺骸を藏してゐる。最初は清衡の棺を中央に安置したのみであつたと思はれる。

圖はその中央佛壇の正面であつて、周圍四本の柱は七寶莊嚴の卷柱といひ、金銅の箍を廻す事八段、その上に銀をならべに打ち、九帯に分ち、その各柱の三帯に一軀づゝ大日如來を描いてある。これを十二光佛と稱する。光佛のない各柱六帯には螺鈿で法相華の模様を置き、實に絢爛目を奪ふものがある。壇上は中央阿彌陀如來、挾侍が觀音勢至兩菩薩、その左右が四天王中の多聞天・持國天であり、何れも定朝の作と傳へられる。内外全體の目もくらむばかりの豪華絢爛は藤原氏三代の榮華を物語つて餘あるものがある。

○中尊寺一字金輪像 【新制初級第九章別刷、中級上級第四章第四節別刷】

所在 岩手縣西磐井郡平泉村。

木彫着色の坐像、藤原時代末期の傑作。國寶。

俗に生膚の大日と稱せらるゝ如く、高肉の珍しい製作法で、顔面薄紅をほどこした優美端麗な作、眼が玉眼になつてゐるが、流麗な衣文、豐麗な肉體の表現、寶冠・瓔珞・臺座蓮弁等何れも藤原末期の特色を示してゐる。玉眼は運慶にはじまると稱せられ、玉眼あることは鎌倉時代以後の最も有力なる證にされてゐるが、玉眼はこの時代にもあつたのである。本像はもと大日堂にあつたと傳へられるが、現今は寶庫に藏せられてゐる。

○嚴島神社平家納經及び同外形 【新制初級第九章別刷、中級上級第四章第四節別刷】

所在 廣島縣佐伯郡嚴島町嚴島神社、年代 平安時代末期。平家納經とは法華經二十八品。開結經各一卷、般若心經一卷、阿彌陀經一卷の三十二卷を平家の一門三十二人が一品一卷宛分擔筆寫作製し、清盛自筆の願文一卷をそへて嚴島神社に奉納したものである。

寫經は古くから行はれてゐたが、平安時代の末になるとその裝飾に善美を競ふやうになつた。この種のことを裝飾經と

稱する。而して裝飾經中最も有名なものがこの平家納經である。この經の料紙は金銀の切箔や砂子を散らし、紅紫各種の色彩を施した絢爛目を欺くばかりのもので、その装釘も題簽の鍍金金具・玉、水晶等の軸をはじめ工藝美術の粹を盡してゐる。殊に見返に描かれた人物・山水・佛菩薩等の彩畫は最も美しく、藤原時代の織麗婉美な藝術的特色を最高度に表現したものである。而して三十三卷悉くその趣向を異にして居り、これを銅製に銀雲龍の置金物をした豪華な三重の函に納めてあり、平家一代の榮華を充分想見するに足るものである。圖は法華經序品の見返及び序品・方便品・譬喩品の外形と初敷行を示す。國寶。

○嚴島神社

【新制初級第九章
中學上級第四章第四節】

所在 廣島縣佐伯郡嚴島町。社格 官幣中社。祭神 本社正殿は田心姫命、市杵島姫命、湍津姫命、相殿に天照大神、國常立尊、素戔鳴命、攝社宮人社に天忍穗耳、天穗日、天津彦根、活津彦根、熊野櫛樟日の五命を祀つてある。創建社傳では推古天皇の朝と傳へてゐるが明かでない。併し弘仁二年既に例幣に預り、四度の官祭を受け、貞觀元年以來屢々神階を奉授せられ、延喜式神名帳にもその名を列してゐるから可成古いものである。現在の如き長廊を有する莊麗な社殿が出来、世に知られるに至つたのは、平清盛が安藝守となり、安仁二年に大いに社殿の造營を行ひ、その一門の崇敬頗る篤きに及んでからである。而して現在の社殿の建築はその後屢々改築されて、客人社は鎌倉時代仁治二年の再建であり、本殿は更に降つて戰國時代弘治二年の改築であるが、その位置及び平面は清盛再建の時の儘であり、様式手法も藤原時代末期の風を多分に保つてゐる。

本社殿建築の特長の第一はその位置である。即ち前に紺碧の内海を控へ、後に翠綠の島山を負ひ、而も満潮には海潮に浮び、干潮時には干潟に立つ變化を有つてゐる點である。藤原時代の建築計畫が自然との調和に於て特に優れた意圖を有してゐることは一般であるが、本社殿の如く大膽に自然の懷に飛び込み、而もびつたりとそれに抱かれ、心にきき人工と自然の無縫の調和を保つてゐるものは他に類例を見ぬ所である。第二はその平面の自由且複雑にして變化に富む點である。(平面圖綜合日本史概説參照)即ち社殿全體が大體本殿・客人社の二廓に分れ、兩者とも本殿・幣殿・拜殿・後殿が一直線上に並んで左右相稱を保つてゐるが、兩者の位置は殆ど直角をなし、兩殿に附屬する大國・天神・客人等の諸社・朝座屋・樂房・能舞臺・向樂屋(この二者は桃山時代建立)等の諸屋、反橋・長橋・揚水橋の諸橋、平舞臺・高舞臺・火燒前等の諸建造物が、何れも廻廊を以て連結されて自由なる變化を示して對稱の均齊を破り、全體として複雑を極めながらよく統一を保つてゐる。第三は立面の複雑變化に富むことである。即ち、正面を海に面してゐるから自然後方程次第に高くなり本殿・客人社共に諸殿一直線上にありながら前後上下の變化を見せ、屋根は本殿の流、拜殿の入母屋、後殿の入母屋の妻を正面として軒中央を一段と高くせる造、廻廊の切妻等の種々の構造を交へてゐる。更に第四として藤原時代の特長たる白壁・丹柱・檜皮葺ゆるやかなる輕快優美の趣は全體に漲つてゐる所であるが、後世屢々の改築補修を経てゐる爲に、細部手法の上に於て藤原・鎌倉等の兩様式を交々見られる點も注意すべきであらう。即ち本殿、後殿の葺股は藤原、三斗は藤原末、拜殿の葺股は鎌倉、本殿・拜殿の斗組は室町に降ると見られ、客人社幣殿の葺股は鎌倉の風を残してゐる等はこの一例である。併し全體として斗高く肘木低く、葺股虹梁の位置形状、後殿の軒の切上等、藤原時代末期の特色は各所に明かに示されてゐる。

本圖は本殿を東北から眺めた所で、最右端の破風造は樂舍、最左端は本殿、その右が拜殿、その右に突出してゐるのが後殿の正面であり、これに接續して左に長くのび、右折してゐるのが廻廊の一部、樂舍と後殿との中間の板敷は平舞臺、その中央に勾欄を廻した一部分が高舞臺である。背景は近くの木立を越して彌山の翠微、前景は海水未だ殿に及ばずわずかに干潟を残してゐる所である。

第三編 中 世

○源 頼 朝

【新制初級第十一章、中學初級第一編第一章、女子第三編第一章】

所在 京都府葛野郡梅ヶ畑村神護寺。年代・作者 鎌倉時代肖像畫の名手藤原隆信の筆と傳へらる。原圖は絹本着色縦一・三六三メートル（四尺六寸）のもので、服装は束帯、所謂強裝束、冠は後世と異なり、掛緒を用ひず并で留めてゐる。束帯の袍は黒で、下襲は浮線綾の織物、表袴は白、高麗縁の御座疊の上に座つてゐる姿である。その風貌はよく彼の性格を示してゐるものと言はれる。國寶。

○源 頼 朝 筆 蹟

【新制初級第十一章、中學上級第一編第一章、女子第三編第一章】

〔頼朝（花押）〕

○九 條 兼 實

【新制初級第十一章、中學上級第一編第二章】

所在 東京市九條公府家。

法體の像、左手に數珠、右手に扇を持つ。彼の出家は建仁二年正月で、法名を圓證といふ。學藝に秀れ、始めて政權が武家に移つた當時の政界に力強く活躍した彼の風貌を想見するに足るものである。

○鎌 倉 圖

【新制初級第十一章、中學初級第一編第一章、女子第三編第一章】

本圖は鎌倉及びその附近の主要史蹟を示すものである。

鎌倉が東國に於ける最も重要な地點となつたのは、頼朝がこの地に根據を定め、ついで幕府を開いてから以後である。

而して治承四年頼朝が石橋山の一戦に敗れて安房に居た時、千葉常胤は鎌倉の要害と父祖以来の因縁を述べて、この地を根據とすべきを勧めたのが、その直接の原因をなしてゐる。實に鎌倉の地は三方山に圍まれ、一面は海に面して自然の城を成し、又鶴岡八幡宮（寫眞その項参照）は源頼義の勸請、義家の修理を経たものであり、頼朝の父義朝もこの地の龜ヶ谷に居住して居た事がある等、源氏に淺からぬ因縁を有してゐるのである。

龜ヶ谷は壽福寺のある邊であり、頼朝も最初はこの父の舊居の地に邸宅を營まんとしたが、この地が狹隘なために大倉の地に新邸を作り、治承四年十二月こゝに移つた。元暦元年侍所・公文所・問注所を置いたのもこの邸で、本圖の1である。その後嘉祿元年將軍藤原頼經はその邸を宇津宮辻（塔ノ辻の邊）に移し、ついで嘉禎二年若宮小路に移した（圖の2・3）。幕府は正治元年問注所が郭外に移された外は、すべて將軍の邸内にあるを常とする。問注所跡は鎌倉驛の裏手に當る。北條氏の屋敷は小町大路にあり、寶戒寺の地である。時政は名越に住したが、義時以来はこの地に住して執權の職を執つてゐたのである。

その他當時名ある將士の屋敷の二三を挙げれば、畠山重忠・三浦義村・和田義盛等の邸は雪の下に、土佐坊は比企ヶ谷、文覺は大倉、梶原景時は十二所にその邸を持つてゐた。

元弘三年五月、新田義貞の鎌倉を攻めた時は、極樂寺越の險を避けて稻村ヶ崎の海濱を廻つて進入し、北條氏は高時以下一族その邸に近き東勝寺（小町、葛西ヶ谷）に於て自刃して果てたのである。その後足利直義がこの地を守護し、護良親王を幽し奉つてゐたが、中先代の亂に當り、遂にこれを弑し奉つた。その地は今の鎌倉宮のある所である。足利尊氏は東下して時行を滅ぼすと共にこの地に據つて叛旗を翻したが、足利氏の邸は鎌倉時代から淨妙寺の南東、金澤路に近い所にあつた。直義・尊氏もそこにゐたのであらう。義詮・基氏以下の關東管領は何れもこゝにあつて成氏に及んでゐる。

關東管領の執事上杉氏は三家に分れてゐたが、その中、山内上杉は憲頼以来山ノ内に居る事が多く、現在明月院の馬場先に邸跡を残す。犬懸上杉は憲藤以来大懸ヶ谷に住し、扇ヶ谷上杉は顯定以来扇ヶ谷に住み、太田道灌の邸と相對して

ゐた。

以上の如く鎌倉は鎌倉・室町兩時代を通じて政治的一中心であつたが、鎌倉時代以來勃興した禪宗の一中心でもあつた。即ち實朝が榮西の爲に建てた壽福寺、泰時が行勇のために建てた東勝寺、時頼が宋僧道隆のために建てた建長寺、時宗が同じく宋僧祖元のために建てた圓覺寺等は最も有名な寺院であり、時頼の最明寺はその址を明月院内に残してゐる。建長・圓覺・壽福の三寺は淨智・淨妙の二寺と合せて鎌倉五山といふ。これ等は何れも臨濟禪であるが、極樂寺・新長谷寺の如き眞言宗の名刹もある。

○源 頼 家

【新制初級第十一章、中學初級第一三篇第一章、女子第三編第二章】

所在 原畫は京都市東山區建仁寺にある。

本圖は模寫によるもの。服装は束帯。建仁寺は頼家が榮西に歸依して建立した寺である。

○鶴ヶ岡八幡宮

【新制初級第十一章、中學初級第一三篇第一章、女子第三編第二章】

所在 神奈川縣鎌倉町。祭神 應神天皇・神功皇后・左比咩大神。社格 國幣中社。

後冷泉天皇康平六年源頼義が安倍貞任征討の途、由比ヶ濱に男山八幡宮を勸請したのが本社の基である。治承四年頼朝が居を鎌倉に定むるに及び、本社を現社殿の下東方に移した。現在の地に社殿の出來たのは建久二年、これより上下兩殿に分れ、下宮は今の若宮となる。現今の社殿は文政十一年のもの。圖の石段上の建物は樓門、その後方に拜殿・本殿があり、石殿の向つて左の大樹は公曉の隠れたと傳へられる銀杏である。この圖は大正十二年震災前のものである。

○承久の變要地圖

【新制初級第十一章、中學初級第一三篇第三章、女子第三編第三章】

本圖は承久の變の要地及び北條氏の軍の上洛の進路の大體を示したものである。

承久三年五月十五日以後鳥羽上皇が前日流鏑馬と稱して近畿の兵千七百餘を集められ、この日亦全国の武士に義時追討の院宣を下されたときいた義時は、駿遠以東十四國の兵十九萬餘を集め、東海の將を時房・泰時、東山の將を武田信光・小笠原長清、北陸の將を北條朝時・結城朝廣等として三道並進して上洛せしめた。之に對して官軍は兵を二分し、東海・東山兩道は藤原秀康・大内惟信・山田重忠等の諸將が兩道相合する地點を選んで木曾川を扼し、墨股附近を守り、北陸道は越中砥並山附近の險に宮崎定範・糟屋有久・仁科盛遠等が將として賊軍を防いたが、兩方面共官軍は衆寡敵せずして忽ち敗れ、賊軍は大舉京都に殺到することとなつた。かくて三上皇は都を逃れ給ふて更に戦備を議し、宇治・瀬田に防備を張ることとなつたが、賊軍は六月十三日時房が將となつて瀬田に向ひ、翌日泰時は宇治川を渡つて官軍を潰滅せしめ、忽ち京都をその手中に收めてしまつたのである。

○後鳥羽天皇

【新制初級第十一章、中學初級第一編第三章、女子第三編第三章】

所在 横濱市原富太郎氏。作者・年代 藤原信實の作と傳へられるが、鎌倉末期のものであらう。服装 御立烏帽子、浮線綾の御直衣に指貫。冬の御料。

この畫像はもと京都加茂の松下家所藏のもの、原圖は絹本着色縦五七・二センチメートル（一尺八寸九分）、横三六・三センチメートル（一尺二寸）、上部色紙型の中に御製三首を記してある。上皇が隱岐に遷御の前に信實をして俗體及び法體の御影を奉寫させ給ふた事は吾妻鏡・増鏡等に見えて居り、現在水無瀬宮に存する兩様の御影がそれであると傳へて居る。

○北條時頼

【新制初級第十一章、中學初級第一編第一章、女子第三編第三章】

所在 神奈川縣鎌倉町建長寺。作者・年代 作者は不明なるも鎌倉時代の作である。服装 烏帽子狩衣であつて、當代武士の平服である。

木像着色。國寶。建長寺は時頼の建立にかゝる。

○貞永式目

【新制初級第十一章、中學上級第五章第二節】

所在 大阪市平林治徳氏。原本は一巻の卷子本、用紙は斐紙、奥書に「康永二年三月三日於高辻富小路宿所書寫之訖」とある。吉野朝時代の寫本にして年代明かなる最古のものである。本圖はその冒頭の一節。次に寫真中の文面を示す。

御成敗式目

一可修理神社專祭祀事。

右神者依人之敬増威、人者依神之德添運。然則恒例之祭祀不致陵夷如在之禮、勿令怠慢、因茲於關東御分國々井庄園者（下略）。

○大覺寺

【新制初級第十一章、中學初級第一編第三章、女子第三編第六章】

所在 京都市右京區嵯峨。創建 清和天皇の貞觀十八年嵯峨天皇の離宮に佛寺を營み、大覺寺と號したのがこの寺の基であり恒寂法親王を開祖とする。宗旨 眞言宗。徳治二年後宇多天皇が御讓位の後この寺に入られたので、その御子孫の皇統を大覺寺統と稱せられるに至つた。圖はその宸殿、貞享三年紫宸殿の舊構を賜はつたものである。

○花園天皇

【女子第三編第六章】

所在 京都市右京區海津町長福寺。年代 曆應元年、作者 豪信法印。法體。原圖には御像の左方に「予之陋質法印豪信故爲信所圖也于時曆應改元無時之候也」との宸贊がある。花園天皇の

御影で國寶になつてゐるものはこれと妙心寺所藏のものである。
 作者は比叡山の僧、藤原爲信の子、父祖隆信・信實以來の傳統をうけて大和繪風の肖像畫に長じてゐた。本圖は家傳の藝たる歌仙繪の筆法を肖像に應用せるもの、御衣に金泥の菊唐草文が置かれてゐる。紙本着色、豎九七・六センチ弱（三尺二寸二分）、横三一・二センチ強（一尺三分）、國寶。

○蒙古領土圖

【新制初級第十二章、女子第三編第四章】

本圖は歐亞にまたがる前古未曾有の元の大領域と東海粟子の日本の版圖を比較し、元寇當時に於ける彼の勢力を示すものである。即ち蒙古は太祖成吉思汗鐵木眞の雄圖により内外蒙古部より滿洲を統一し、南方金を壓して黄河以北をその領域とし、更に鋒を西に轉じて西遼を平げ、花剌子模國を滅し、更にその王子を逐ふて印度北部を平げ、別軍速不台はペルシヤ及び露西亞南部を攻略して歸り、太祖の子太宗は南下して宋と協力して金を挾撃して之を滅し、東方に於ては高麗を攻めて藩屬國とし、外蒙古喀喇和林（或は和林）に國都を建設し、朔拔都を歐洲に遣して大遠征を敢行し、ロシア・ポーランド・ドイツ・ハンガリー等の諸國を席捲して南露に欽察汗國を建て、定宗を経て憲宗の時代には弟忽必烈は南方大理（雲南）・西藏・安南等を討ち、旭烈兀は大食國を征伐して伊兒汗國を建てた。四代世祖忽必烈は都を燕京に移し着々南宋討滅の計を進めた。文永十一年第一回元寇の際の蒙古の勢力範圍は大體以上の如くである。

かくて世祖は文永の役に敗れて後南宋を滅して完全に支那本部を統一し、南宋の水軍を用ひて第二回の日本侵略を企てた。これが即ち弘安四年の入寇である。この第二回入寇も亦失敗に終つたことは周知の事實であるが、世祖は更に安南・占城より南洋諸島に迄朝貢の國をつくり、緬國即ちビルマも亦その列に加はるに至つた。かくて世祖の時代に元はその最盛時代を現出したのである。

○北條時宗

【新制初級第十二章、女子第三編第四章】

所在 熊本縣阿蘇郡南小國村滿願寺。

本圖は右所藏原畫の模寫（編者所藏）による。

法體の姿で、禪宗の輪袈裟をかけ、椅子上に座禪してゐる狀である。

○文永の役圖

【新制初級第十二章、女子第三編第四章】

所在 帝室御物、蒙古襲來繪詞の一部。

蒙古襲來繪詞は、元寇の役に勇名を轟かせた肥後の住人竹崎五郎兵衛尉季長が其の勳功を子孫に傳へる爲に、當時の名匠土佐長隆及び其の子長章に描かせ、自ら詞書を書いた繪卷物で、卷末に「永仁元年歲次癸巳二月九日」の奥書がある。元寇及び風俗史研究上の重要史料である。

この繪卷は季長から數代の間は竹崎家にあつたが、その後肥後國宇土城主伯耆佐兵衛尉顯孝の手に渡り、更にその女が同國天草城主大矢野種基に嫁した際、藩主細川家に保管を托し、長く細川家の所藏になつてゐたが、明治二年大矢野家に返したのを、大矢野十郎氏が明治二十三年帝室へ献上したものである。

本圖は季長が蒙古軍に駈向ひ、その乘馬が敵の矢を被つて血を吹き、一躍した所であつて、季長の冑にも一箭深く入つてゐる。この冑上の一矢は季長が自ら朱筆で原本に加描したものである。蒙古兵の前に破裂してゐるのは當時我が軍を驚かせた鐵砲である。

○石壘位置圖

【新制初級第十二章、女子第三編第四章】

○元寇防壘位置圖

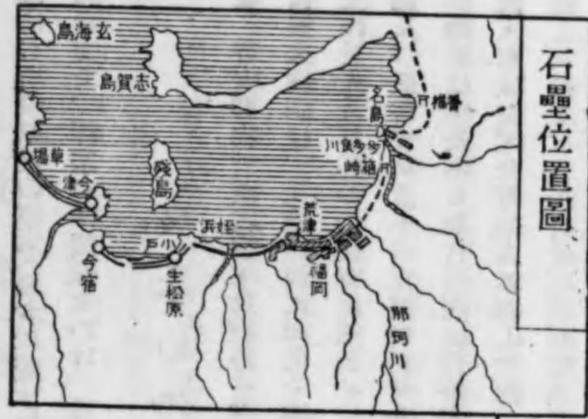
【新制初級第十二章、中學上級第五章第二節】

石壘は文永の役後、元軍の再來に備へる爲に、時宗が九州の豪族に命じて博多灣沿岸に築造させたもので、建治二年三

月起工、八月略竣工、弘安三年完成した。工事を統べたのは太宰少貳経資。その石壘は現在尙存する所もあり、既に破壊されてしまった所もある。最も名高い今津の邊では石壘の基底部が約一八・一八メートル(十間)、二メートルほどの土堤の上に一メートルから二メートル位迄の高さに石を積んである。

本圖の中——印は石壘現存の地。
——印は土壘現存の地。
……印は石壘遺址で今形なき地。
……印は口碑に石壘遺址と傳へる地。

石壘位置圖



先づ文永の役の經過の大要を記す。蒙古は文永十一年十月忻都を都元帥とし、屯田軍・女眞軍及び水軍一萬五千を率ゐ、

○元寇防壘址

【新制初級第十二章、中學上級第五
五章第二節、女子第三編第四章】

所在 福岡縣糸島郡今津村の西北海岸。
下部一八メートル餘(十間餘)、高さ一・八メートル餘(一間許)の土堤の上に大
小の割石を高さ一・五メートル(五尺)から二・一メートル(七尺)ほど積重ね
たもので、幅は二・一メートル(七尺)から三メートル(十尺)位ある。但し築
城當時は現状よりも高く、土堤も三・六メートル(二間)以上はあつたものと
思はれる。指定史蹟。

○元寇要地圖

【新制初級第十二章
女子第三編第四章】

本圖は文永・弘安の兩役に於ける敵の進路と主要戰蹟の位置を示したものである。

別に金方慶の率ゐる高麗軍八千と共に四百五十の軍艦に乗じて我が國に向はせた。その軍は同月五日對馬に到着して佐須浦を襲ひ、守護代宗助國はこれを防いで戰死した。かくてこゝにあること一週日、更に壹岐の勝本を襲ひ、守護代平景隆を自殺せしめ、住民の男子を殺し、女子を捕へ、資財を奪つて狼藉の限を盡し、肥前の平戸・鷹島を経て、十九日には博多灣を襲ひ、二十日百道原附近 福岡市内西新町、百道松原とも稱す)に上陸して赤坂(福岡市内)より今津(福岡縣糸島郡今津町)に至る海岸を占領した。博多にあつた我が軍は勇躍してこの大軍に當り、菊池武房・竹崎季長等は赤坂の敵を撃退して烏飼(福岡市内西新町の南)・篠原(西新町の内)附近に奮戦し、少貳経資は百道原附近に突撃した。併し敵軍の團體的戰法と新兵器鐵砲のために我が軍の死傷少なからず、頗る苦戦に陥り、日夜に至つて博多に引揚げ、敵も船に歸つた。宮崎宮の兵燹に罹つたのもこの日である。然るにその夜暴風起つて敵艦の覆没するもの多く、その一艘は志賀島に漂着したので、我が軍はこれを捕へ、その百餘人を水城(福岡縣筑紫郡水城村)に斬つた。かくて敵は一萬三千餘の兵を失つて歸り去つたのである。

蒙古はこの役によつて日本征服の困難を知り、建治元年又々使を遣はしたが、時宗はこれを龍口に斬つて斷乎たる決心を示し、四國・山陽の武士に長門、九州の武士に博多灣防備に當らしめ、筑前の海岸に石壘を築かして少貳経資をしてこれを統轄せしめた。その石壘の延長一五・七〇九キロメートル(四里)、東は勝浦(福岡縣宗像郡勝浦村)より西は今津に亘り、厚さ三メートル内外(一丈内外)、高さ一・五乃至一・八メートル(五六尺)に及んだ。かくの如く防備を嚴にすると共に他方北條實政を九州に遣はし、少貳経資に出征準備を命じ、弘安二年には又々我が國に派遣された元使を博多に斬つて益々積極的態度をとるに至つたのである。

元は弘安三年高麗に征日本行省を設けて戰備を整へ、翌四年忻都・洪茶丘等をして高麗の金方慶と共に兵四萬、船艦九百艘を以て日本に向はしめた。これを東路軍と稱する。彼等は五月その根據地たる朝鮮合浦を發して南下し、二十一日壹岐を侵し、六月上旬博多灣に入つて志賀・能古の兩島に據らうとした。我が將士はこれに應じて奮戦し、敵の上陸を防ぐと共に、大矢野種保・同種村・河野通有・同通時等は進んで敵艦を襲撃し、島津氏の如きは壹岐方面の敵艦までも

襲つてその膽を寒からしめた。かくて兩軍は博多の海岸に於て石壘を挾んで水陸相對戦してゐたが、一方寧波を發した元の江南軍十餘萬は范文虎を大將とし、七月下旬に至つて對島・壹岐を経て東路軍と合し、肥前の鷹島に據り大いに我が軍を威壓するに至つた。然るに七月三十日より閏十月一日に互つて再び大暴風が起り、敵艦覆没、將卒の死傷頗る多く、四千の船艦の残存したるもの僅かに二百、十四萬の兵は約十一萬を失ひ、長門海岸・鷹島等に漂着したものの數千に及び、殘餘の少數は幸じて本國に逃歸り、我が國は幸にも未曾有の國難を免るゝ事が出來たのである。

○龜山天皇

【新制初級第十二章
女子第三編第四章】

所在 京都市東山區南禪寺町南禪寺塔頭南禪院

等身法體の御木像、法衣は禪宗のものである。南禪院は天皇が御落飾遊ばされて金剛眼と號せられた因縁深き寺である。

○龜山上皇御宸筆

【新制初級第十二章
中學上級第五章第二節】

原品は福岡市宮崎八幡宮の神寶であつて三十七葉あり、同神社伏敵門にはこの擴大されたものが扁額として掲げられてゐる。

從來この御宸筆は醍醐天皇が延喜廿一年御年三十七歳の御時、神記によつて三十七枚の紺紙に金泥で「敵國降服」の四字を御宸書遊ばされたものと傳へられてゐた。併し大正四年八代國治博士が研究の結果、文永十一年の兵火で同社の社殿が烏有に歸し、建治元年新宮を造營せられた際、龜山上皇の御宸筆を賜つたものである事が確實にされた。現在この御宸筆は同社本殿の神座の下に三十七葉を一つの宮に納めてある。恐らく醍醐天皇の御宸筆が火災で焼失したので、未曾有の國難を憂へ給ふ龜山上皇によつて再び奉納されたものであると思はれる。

○騎射の圖

【新制初級第十三章、中學初級第
三編第二章、女子第三編第五章】

所在 東京市淺野侯爵家藏、男衾三郎繪詞の一部

男衾三郎繪詞は鎌倉後期の作で、畫は土佐隆相、詞書は二條爲氏と稱せられる紙本彩色の繪卷である。而して物語の筋は昔武藏國に男衾三郎なるものがあり、武勇の名が聞えてゐたが、この兄吉見二郎は華奢風流を事として弟と常に相反する生活をしてゐたが、一朝事變に際會して兄は脆くも倒れ、弟の三郎が勝を制したといふお伽嘶風のものである。本圖は三郎館の門前でその家の子等が騎射練習中の光景。一人の射手が今正に馬を走らせつゝ重藤の弓に大藁目蕪著の矢を番へて的に向つて引絞らんとしてゐる所。右端の一人は既に射終つて馬引留めつゝ友の技を見返つて居り、他の一人は馬を降りて休んで居る。左端の一人は次の射手、同じく友の技を見返りつゝ馬を馳せて居る。前方中央の射塚アツチの前にある鳥居形のもののは的串、それに大的が掛けられて居り、その側には矢拾ひの下人が座してゐて既に放たれた矢を拾ひ、その一本の藁目の穴に土のつまつたのを吹いてゐる。藁目蕪著は中空の木製で穴が三つあり、放たれた時は風を切つて音を發する様になつてゐる。武士の服装は何れも物射裝束、直衣に折鳥帽子を着け、もろ鞆をして鹿の夏毛ムカシの行膝ムカシをはき、物射沓ムカシを穿つてゐる。普通左手に弓籠手をはめるのであるが、この圖の人物はそれを用ひてない。この物射裝束は當代の武士が騎射・狩獵・旅行等に普通用ひた服装である。

○法

然

【新制初級第十三章、中學初級第
三編第二章、女子第三編第五章】

所在 京都市上京區寺町廣小路上ル北邊町廬山寺

本圖は右所藏原畫の模寫によるもの。原畫は全身像であつて、頂背に圓光を帯び、脚下に一双の青蓮華がある。服装は當時の天台宗隱遁僧の平服であつて、黒袈裟、黒素絹、白指貫の姿であり、その面貌の描寫眞にせまるものがある。恐らく鎌倉末期の製作に成るものであらう。

○法然配居圖

【新制初級第十三章、中學上級第六編第二章、女子第三編第五章】

京都知恩院所藏法然上人繪傳の一部。この繪卷の作者は古來諸説あつて一定せず、繪は或は土佐吉光といひ、或ひは吉光以下六人乃至七人の合作になるものと傳へられるが、何れも疑問であり、詞書も伏見天皇以下七人の筆と傳へられる。繪及び書の作者とも傳の通りには信じ得ないが、全卷を通じて數人の手になつたものであり、時代は鎌倉時代末である事は確實であると思はれる。全四十八卷あつて現存繪卷中最長卷のものであり、屈指の遺品の一である。國寶。

圖は土御門天皇の時、弟子達が京都鹿ヶ谷念佛會を開いた事が原因で天台宗の反對に會ひ、建久二年二月讃岐國に流されてゐた間、同國那珂郡松庄(今の香川縣仲多度郡榎井村)生福寺で説教した時の有様を描いたもの。室内机前の僧が法然、その他は何れも彼の法話に聞入る僧俗の人々である。僧侶・武士・女子・土民等の姿は宛然一幅の風俗畫である。法然に對する人々の歸依の狀とともに、當代風俗にも注意すべきであらう。

生福寺はその後廢頽してゐたが、寛文八年高松藩主松平頼重が今の香川郡佛生寺町に移して再興し、法然寺と稱した。

○親鸞

鸞

【新制初級第十三章、中學初級第六編第二章、女子第三編第五章】

所在 京都市西本願寺。

世に鏡御影と稱するもの。筆者は藤原信實の子專阿彌陀佛が親鸞入滅の後、その生前に見た所の影相を描いたもので、少しも實際と違ふ所がないと稱せられるものである。描法は用筆が疎であるが、彼の特長を現はしたものの様である。原圖は縦五六・六センチメートル(一尺八寸七分)、横三二・七センチメートル(一尺八分)の大さで、上部に覺如の讚があり、正信偈の「億念彌陀佛本願、自然即時入必定、唯能常稱如來號、應報大悲弘誓願」の四句が記されてある。

○親鸞筆蹟

【新制初級第十三章、中學上級第六編第二章、女子第三編第五章】

「愚禿釋親鸞」

○榮西

西

【新制初級第十三章、中學初級第六編第二章、女子第三編第五章】

所在 京都市建仁寺町建仁寺。作者・年代 作者は不明であるが、室町時代のものである。建仁寺にある榮西の畫像は無學の贊したのを絶海が寫したものと、龍山の贊を一巻の寫したものとあるが、圖はその前者である。

○日蓮

蓮

【新制初級第十三章、中學初級第六編第二章、女子第三編第五章】

所在 千葉縣東葛飾郡中山村法華經寺。

天台宗の素絹を着用し、五條の袈裟をかけ、前の机上には彼の正依の經典法華經を置き、その一巻を取つて高説してゐる圖である。尙原圖には上方に法華經の文句を書いた色紙形がある。前の机は鸞足、その格狭間の線形は鎌倉時代の特長を示して居り、又その右側には馨臺に馨が掛けられてゐる。

○日蓮筆蹟

【新制初級第十三章、中學上級第六編第二章】

【日蓮(花押)】

○北條實時

【新制初級第十三章、中學初級第三編第二章】

所在 神奈川縣久良岐郡金澤町稱名寺。

國寶、絹本着色、縦七二・七センチメートル強(二尺四寸)、横五三センチメートル強(一尺七寸五分)、法體の坐像。本圖は鎌倉時代に於ける肖像畫の代表的なもの一つ、その閑雅なる容姿、端麗なる眉目は武士でありながら學問に深

く、文學に遺逸した風を想見し得るであらう。

○金澤文庫印

【新制初級第十三章
中級上級第六章第二節】

金澤文庫は現在の神奈川縣久良岐郡金澤の稱名寺境内にあつたもの。現在の遺址に同名の圖書館を設置してゐるが、文庫の舊位置はこれに隣る昭和塾附近と思はれる。本文庫の創立に就ては諸説がある。

- 一、北條實時が文永七年から建治元年の間に創立とするもの。
 - 二、實時が建治元年五月六浦に籠居の後創立とするもの。
 - 三、實時の孫顯時が實時の歿後その蒐集本を納める爲に建てたと稱するもの。
 - 四、實時の曾孫、顯時の子貞顯が正和五年に建立したとするもの。
- 第三説を妥當とするものもあるが、文庫の遺書の奥書によつて、實時の在世中であることは明かである。この文庫は元弘三年鎌倉の陥落、北條氏の滅亡と共に衰微したが、足利時代に上杉憲實が再興したと傳へられ、戦國以來再び衰へて蔵書も散逸したのを、家康が残りの書籍を慶長六年に江戸城中に移して新に文庫を建てて保存した。後この文庫は紅葉山文庫となつたが、明治維新後内閣文庫に移管せられた。而してその後内閣文庫の貴重書若干は宮内省圖書寮に移されたが、金澤文庫本もその中に入つてゐる。但し現在の金澤文庫を始め諸家所蔵のものも少くない。本文庫の蔵書には當時儒書には墨、佛書には朱の「金澤文庫」の印を捺したといふのが從來傳へられた説である。併しこの説の謬説であることが最近になつて發見された。事實は鎌倉時代には儒佛を擇ばず墨印を用ひ、朱印は南北朝以後新たに使用されたものであると思はれる。又この印は多くは本圖の如き重郭印であるが、稀に單郭印もある。而して前者は幅一・八ミリメートル餘(六分)縦七・五ミリメートル餘(二寸五分)程であり、後者はこれよりも大型である。

○東大寺南大門

【新制上級第六章
中級上級第六章第二節】

所在 奈良市雜司町東大寺。

南大門の創建に就ては記録がなく、天平勝寶八年の東大寺古圖には載つてゐない。併し大佛建立の後間もなく建立せられたものであらう。最近昭和の初年に修理の際、現在の基壇の周圍に創建當時のそれが發見せられた。

現在の南大門は正治元年六月源頼朝の再建、國寶。五間三戸、重層入母屋造本瓦葺。總建坪二アール餘(約六十六坪)柱間は心で二八・八メートル弱(九十五尺)に二メートル弱(三十六尺)、軒高一八メートル強(約六十尺)、總高二五・五メートル弱(約八十四尺)、軒出上下層共五・五メートル弱(約十八尺)。我國に於ける最大の門であるばかりでなく、鎌倉時代に於ける伽藍建築の三様式の一たる天竺様の代表的建造物である。その特長の二三を挙げれば、料枿は肘木を柱の途中に挿込んだ挿肘木で六手先、柱は頗る巨大なもので直徑一メートル弱(三尺二寸)、長さ一九メートル強(六十三尺)、上下層を貫いて、その上部には粽があり、肘木が柱を貫いて左右にのびてゐる計りでなく、壁面から離れて左右の料枿を連絡してゐる通肘木、又柱は隅の所だけ扇になつてゐる隅扇柱で、初重は廂の如くなく天井がないから、その柱は柱の内側で何れも切斷されてしまつてゐる。其他肘木の曲線、木鼻の鼻線等、種々特色があるが省略する。かゝる細部はともあれ、全體の結構が頗る雄偉で、堂々としてゐる事は何人にも注目される所であり、長く荒廢しかゝつてゐたのが昭和度の修繕に新装成り、面目を一新するに至つた。本圖は改修後の宣眞である。

○圓覺寺舍利殿

【新制初級第十三章、中級上級第
六章第二節、女子第三編第五章】

所在 神奈川縣鎌倉町。創建 弘安五年北條時宗の創建、開山は無學祖元である。宗旨 禪宗。臨濟派。

圖はその舍利殿であつて、創建當時の今に残る唯一のものであり、且、鎌倉時代に於ける唐様建築の代表的遺品である五間四方の小建築であつて石垣の上に立ち、床は瓦敷、柱は圓柱で礎盤臺輪を有し、蝦虹梁・扇柱等すべて唐様建築の特長を遺憾なく具備して居り、屋根は入母屋重層で、上層は茅、下層は柿葺である。國寶。

○東大寺南大門仁王(金剛力士)像

【新制初級第十三章、中級初級第一編第二章、女子第三編第五章】

所在 奈良市東大寺南大門。作者・年代 鎌倉時代の代表的彫刻家たる運慶・快慶の合作であり、建仁三年の製作である。西方が金剛力士、東方が密迹力士、高さ八・〇メートル(二丈六尺五寸)の木彫、共に當代彫刻の代表的作品。圖は東方の密迹力士、満身の力、潑瀾たる動勢の表現を恣にしてゐると共に、巧な身體各部の均齊と四肢の動作の表現は、その安定感に少しの缺くる所もなく、大地を踏みしめて四圍を睥睨してゐる姿は、見る者をしてその渾身の氣魄に壓倒される思を懐かしめる。而して細部に互る筋肉、天衣其他も忽にせず、よく寫眞の妙を盡くし、鎌倉時代藝術の特色を遺憾なく現はしてゐるものである。國寶。

○天燈鬼・龍燈鬼

【新制上級第五章、中級上級第六章第二節】

所在 奈良市興福寺(奈良帝室博物館出陳)。

圖の右が天燈鬼、左が龍燈鬼、前者は七四センチ強(二尺四寸五分)、後者は七六・七センチ弱(二尺五寸三分)、何れも木造着色、建保三年運慶の三男康辨の作であつて、後者の胎内に左の墨書銘がある。

願主大師聖勝生年五十一、建保三年乙亥卯月二十六日、綿百量、聖動(花押)、法橋康辨(花押)。

天燈鬼の燈を左肩にし、右手を伸し、足を前後に張り、腰をひねつてゐる渾身の力の躍動。龍燈鬼の燈を頭にし、兩手を組み、足を左右に開き、首から腰にかけて蛇を纏つてゐる靜かなる力の表現。前者は眼を怒らして地の一角をにらみ口を開いて大喝してゐる様なるに對して後者は飄逸な表情で天の一方に眼をやり、口をへの字に結んで默然としてゐる有様、何れもよき對照であると共によく寫眞の妙をつくし、特に滿々たる力の横逸に鎌倉の時代的好尚を雄辯に物語つてゐるといふべきである。

○宋夏珪筆山水圖

【新制上級第六章】

所在 東京市淺野侯爵家

夏珪、字は禹玉 錢塘の人、寧宗の時代にその畫院に待詔となり、金帯を賜はる。彼の山水の妙はその師李唐をはじめ及ぶものなしと稱せられ、我が雪舟は彼及び馬遠に學ぶ所頗る多かつたと思はれる。

本圖は夏珪の作品中構圖の最も密なるものである。本圖に就て夏珪の特色の二三をあげれば、一、樹幹の曲折した點、二、木の葉の筆の柔か味、三、秀筆を用ひて蒼勁、四、岩石の皴法に先づ水筆で皴し、墨色を加へて墨色淋漓たる點等である。畫面全體に靜中動あり、布置照應の妙を極め、實に自然より切り取つた如き生きたる小天地である。紙本水墨、横約一メートル、三尺餘程。

○一遍上人繪卷

【新制初級第十三章別刷、女子第三編第五章別刷】

所在 京都市東山通五條上ル遊行前町歡喜光寺。作者 繪は圓伊法眼、詞書は聖戒法師、外題は三位經尹卿。年代 永仁正安頃(鎌倉時代末期 全十二卷あれど内第七卷は模本。筆者圓伊はもと宅磨派を學びて之に土佐の風を交へたる人、故に繪卷が一般に土佐派なる間にあつて異色のもの、筆致に宋畫風とも見るべき勁健峻爽の趣を存し、賦彩明麗の中に幽玄。卷中人物のみならず山水にも秀逸が多い。國寶。

圖は第一卷中の一部、文 八年の春上人が善光寺に參詣する所。この一段は山水の趣を寫すものが特に多く、一方に清閑なる山寺を現し、他方に海岸老松の參差たる景を描き、諸方に飛鳥の相つらなるを見る。自然の幽清を寫すに妙を得てゐるものといふべきである。

○尊圓法親王御筆蹟

【新制初級第十三章、女子第三編第五章】

親王が後光嚴天皇に奉られた御書状の中の左記の一節。
「又桂一村事先日捧請文候き。按察大納言令披露候。就之御氣色之趣内々可令伺申上給。卯月四日 尊圓上」とある内の一句をとる。親王は正平十一年五十九歳で御示寂遊ばされたが、本書状はその御最期に近き頃のものとして拜察されるこの書状の原本は東京市谷森淳子氏の所蔵にかゝるもの。

○藤原定家筆蹟

【新制初級第十三章】

「民部卿藤原定家」

伯爵酒井忠克氏所蔵の「詠下品上生和歌」一首を認めた懐紙の署名であつて、定家六十八歳の筆である。

○後醍醐天皇

【新制初級第十四章、中學初級第三編第四章、女子第三編第七章】

所在 京都市上京區紫野大徳寺。作者・年代 吉野朝、延文頃の土佐行光の作であらうと言ふ人もあるが、明かでない。室町時代初期の作である事は確實であらう。本圖はその摸寫によるもの。

原圖は天皇が清涼殿畫御座に御着座遊ばされてゐる所を描き、御座の左に御劔、前に御視箱を置き、御後には御帳臺の下部とその前面に置かれた狛犬一對を見せ、御前の前には白髮の侍臣が天皇と相對して侍つてゐる。御装束は冬の御服で小葵の御引直衣、下に紅の表袴を着けた所。絹本着色、縦一・三一八メートル(四尺三寸五分)、幅〇・七八一メートル(二尺五寸八分)。國寶。

○笠置山

【新制初級第十四章、中學初級第三編第四章、女子第三編第七章】

所在 京都府相樂郡笠置村。

村の南方、木津川に臨んで峙つ二百米の花崗岩の山、山頂に笠置寺がある。元弘の亂當時後醍醐天皇の行在せられた所

圖は木津川をへだて、仰いだ全山容、前景は木津川、山下を川に沿ふて關西線が走つてゐる。圖に白く塀の如く見えるのはその線路の護岸工事の築堤である。この線路に臨んで山の中腹に「行宮遺址」と銘した巨石が峙つてゐて車中より仰ぐことが出来る。小松宮彰仁親王の御染筆にかゝるもの。

○楠木正成筆蹟

【新制初級第十四章、中學上級第六編第二章、女子第三編第七章】

正成(花押)

○名和長年筆蹟

【新制初級第十四章、女子第三編第七章】

伯耆守(花押)

○新田義貞筆蹟

【新制初級第十四章、女子第三編第七章】

源朝臣(花押)

○足利尊氏

【新制初級第十四章、中學初級第三編第四章、女子第三編第七章】

所在 京都市守屋孝藏氏。

筆者不明であるが、原圖には畫の上方に尊氏の花押があり、装束武具等精細に原品に就いて寫生したものであると思はれるから、尊氏自身畫工に命じて描かせたものであると信ぜられる。

圖は尊氏が大鎧を着して大太刀をかつぎ、甲も被らず大童になつて馬上に跨り、而も脇當に貫の脊も穿かず、草鞋を用ひてゐる姿であつて、大太刀を拔身のまゝかつぎ、背に負ふ矢は折れ、鬚髯は伸び、目は血走り、馬の足並も亂れてゐる状より察すれば、頗る苦戰の末に引上げて來た所を描いたものであると思はれる。彼の着用せる鎧は足利氏重代の

「御小袖」の鎧であり、即ち八幡太郎義家によつて有名な「源太の産衣」の鎧である。源家重代の鎧を着用してゐる事は自ら源氏の大宗たる事を示すためのものであらう。

○足利尊氏筆蹟【新制初級第十四章 中學上級第七章第一節】

「源尊氏 花押」

源の上に「正二位」とあつたが、所謂北朝から賜つたものであるから削除した。

○護良親王筆蹟【新制初級第十四章 女子第三編第八章】

「二品親王(花押)」

○鎌倉宮【新制初級第十四章、中學初級第三編第四章、女子第三編第八章】

所在 神奈川縣鎌倉町。祭神 大塔宮護良親王。社格 官幣中社。明治二年勅により造營され、同六年官幣中社に列せらる。圖はその正面、鳥居をこえて拜殿をのぞむもの。神殿の背後に親王幽閉の跡と言ふ傳説を有する洞穴がある。

○湊川神社【新制初級第十四章、中學初級第三編第四章】

所在 神戸市多聞通。祭神 楠木正成を主とし、正季・正行及び殉難將士を配祀してゐる。社格 別格官幣社、明治初年勅によつて建祠、同四年功成る。尋で別格官幣社に列す。圖は拜殿正面である。

○光圀建碑前の正成塚

○湊川神社の楠木正成の墓

【新制上級第十一章、中學上級第十 二章第一節、女子第三編第八章】

所在 神戸市湊川神社境内。

湊川神社の地は近世の坂本村であつて、延元元年五月の湊川の戦蹟である。古く坂本村の前の島の中に正成塚なる小塚があり、上には印に梅松の二木を植えてあつた。圖はその繪で、編者所藏の西攝名所繪卷の一部である。今湊川神社境内に元祿五年水戸光圀が自ら題して立てた「嗚呼忠臣楠子之墓」の碑がある。之は古の正成塚の上に立てたものであり、圖の右方のものがそれである。

○吉野行宮址

【新制初級第十四章、中學初級第三編第五章、女子第三編第九章】

所在 奈良縣吉野郡吉野町。

延元元年十二月二十一日、後醍醐天皇が吉野に遷幸遊ばさるるや、先づ吉水院を行在とせられたが、間もなく金輪王寺に移られた。かくて天皇はこゝに崩御遊ばされ、後村上天皇もこゝに御即位になつたのであつたが、正平三年正月高師直の襲ふ所となつて炎上し、天皇は賀名生に遷られたのである。

本圖はその遺址、地勢三方は懸崖、一方(寫眞の手前の方)は藏王堂の方に續く要害である。今全域に櫻樹を植え、中央に石標を立て、御遺址を示してゐる。金輪王寺はその後復興され、一山の中心となつてゐたが、慶長十九年大阪陣の際家康はその勢力を患へて金輪王寺を日光に遷して門跡とし、その跡を實城寺と稱し、天海を金峰山學頭とし、日光の支配地とした。この實城寺は明治八年廢寺となつたので、この什器寶物は吉水神社及び藏王堂に移されてゐる。

○吉野山【新制初級第十四章】

所在 奈良縣吉野郡吉野町。

大峯山の西北に走る一支脈が吉野川に沿ふて數條の縦谷をなしてゐる。その尾根の一が吉野朝五十七年の哀史を留める吉野山である。であるから吉野山部落は馬背の如き一線をなして街路の左右の家並の背後は何れも谷にさしかゝつてゐる。

る。
圖は吉野山部落を上千本附近より俯瞰した寫眞で、中央よりやゝ左方上部に見える屋根が藏王堂、その左方が行在所址實城寺址、右下方が吉水神社であり、前方谷を越えて手前の山腹に如意輪寺がある譯である。遙かに見える山脈は金剛山。

○阿倍野神社

【新制初級第十四章、中學初級第一編第五章、女子第三編第九章】

所在 大阪市住吉區。祭神 北畠親房・同顯家。社格 別格官幣社。創建 明治十五年。
圖は神社の正面。この地は延元三年五月顯家が高師直と戦つて敗れ、和泉石津に退いた古戰場である。

○新田義貞戦死の所

【新制初級第十四章、中學初級第一編第五章、女子第三編第九章】

所在 福井縣吉田郡西藤島村。
延元三年閏七月、義貞が足利高經と戦つて戦死した跡であつて、今小祠がある。

○後醍醐天皇陵

【新制初級第十四章、中學初級第一編第五章、女子第三編第九章】

所在 奈良縣吉野山如意輪寺上の山腹。
塔尾陵と申上げる。北面。兆域周圍二二七メートル餘(百二十五間餘)、御陵は直徑二七・二七二メートル(十五間)、高さ五・四八四メートル(十八尺)の圓墳である。太平記によれば延元三年八月十六日左手に法華經、右手に御劔を按じさせられて崩御遊ばされた天皇の御遺言のまゝに、御終焉の御形を改めず、棺槨を厚くし、御座を正して北向に葬り奉つたと傳へられる。

○吉野朝時代要地圖

【新制初級第十四章別刷、中學初級第三編第五章別刷、女子第三編第九章別刷】

本圖は吉野朝時代に於ける所謂南北兩朝對立の形勢を示したものであつて、當時代に活動した諸豪族の主なるもの年代の前後によらず、大體その占據してゐた地方に従つて色別にして擧げた。

吉野朝時代五十餘年間は元弘の亂以來戰亂絶ゆることなく、諸國の武士は南北何れかに屬してゐたが、期間が相當に長く、且形勢の變動が常に絶えなかつたから、諸氏の向背にも時によつて相異がある。本圖には初め官軍に屬して後に賊軍に歸し、或ひは初め賊軍にあつて後に官軍に従つたものゝ中の主要なるものゝみを示すことにした。

當代を通じての南北對立の形勢を概言すれば、楠木・新田・北畠・菊池等の諸氏が終始王事に盡してゐたとは云へ、その他の有力なる豪族は多く足利方に屬し、南風競はず、常に足利方の優勢が持續してゐたと云はねばならぬ。而して朝廷方の中心勢力であつた楠木氏の勢力範圍は大體通じて河内・和泉・攝津の三國、北畠氏の本據は伊勢であり、一時は親房の經營によつて關・大寶等の城を中心として常陸の一角に勢を得、顯家の活動によつて靈山城を根據に陸奥に威を振つたことがあつた。北畠顯能は同じく勤王の中院貞平の子親房の猶子である。又新田氏の勢力はその發祥の地新田を中心に上野より信濃或ひは武藏にも伸びて宗良親王を扶け奉り、一時は義貞の努力によつて越前に勢を得、義貞の弟脇屋義助は四國の一角に皇軍の氣勢を擧げ、菊池氏は父祖相傳の地肥後を中心に懐良親王を奉じて阿蘇・五條等の諸氏と共に九州西南方面に勢を振つてゐたのである。一方賊軍の將帥たる足利氏の勢力の根據は、關東であつて、義詮が建武中興に相模守に任ぜられて以來、其處が中心となつて居り、その部下の有力なる將、高氏の領地は備中國、細川氏の勢力は四國に擴がつてゐた。

次に途中向背を變へた豪族の主なるものに就て略説しよう。出雲の鹽谷(又は治)高貞は、同國の守護であつたが、後醍醐天皇が船上山の行在に在した時から官軍となり、建武中興に先だつ天皇の京都御還幸の際はその先行となり、尊氏が建武二年鎌倉に據つて反した際は、尊良親王を奉じて箱根竹下にその軍を討つたが、その前軍が敗走してから俄かに尊

氏に降り、爾來その指揮の下にあつた。後尊氏の將高師直のために讒せられ、自殺して果てた。

結城親朝は宗廣の長子、後醍醐天皇が隠岐に在す時、父宗廣と共に勅を蒙つて官軍に屬し、宗廣が諸將と共に鎌倉を陥れて西上以來、主として本國陸奥白河にあつて留守を守り、後北畠顯家の東下した際はこれを援けて功があつたが、顯家が和泉に戦死し、父宗廣も伊勢で病死して以後、官軍の不振に危懼の念を懐くに至つた。かくて北畠親房が常陸に下り、ついでその子顯信が陸奥に至る際にも猶官軍の爲に力を致してゐたが、官軍の形勢が次第に悪化し、興國四年親房が小田城に圍まるゝに及ぶや、その救援の乞に應ぜず、親房が小田城を棄て、關に籠城するに至つて、屢々激勵の辭を送つたにも拘らず、遂にこの年足利氏に降り、爾來父宗廣の遺言にも反いて賊軍として活動するやうになつたのである。この親朝の反應によつて親房は全く無援孤立となり、城を棄て、西に歸るの止むなきに至り、關東地方の官軍の勢力を没落せしめてしまつた。陸奥の伊達行朝もその一族がこの際親朝と共に賊軍に降つたので、遂に力盡きて賊將高師冬に降つたのである。

下總の千葉貞胤は北條高時の軍に従つて元弘の際楠木正成を赤坂城に攻めたが、新田義貞が義兵を擧げて以來、これに従ふに至り、爾來尊氏討伐に屢々功があつた。然るに義貞が皇太子恒良親王を奉じて北陸に赴き、風雪の難に遭つて路を失ひ、足利高經の軍に苦しめられた際、彼もこれに従つてゐたが、士卒が皆飢凍に惱んで戦意を失つてしまつた爲、遂に高經の招に應じて賊軍に降服し、正平四年には高師直に従つて四條畷に正行の軍と戦つた。

常陸國小田城主小田治久は元弘の變の際には北條氏の軍に屬して楠木正成を攻め、其の後醍醐天皇隠岐御遷幸の警衛にも當つたが、北條氏の滅後降服し、尊氏の叛するや、當國の諸氏多く之に黨する中であつて、ひとり小田城に據つて勤王の爲に氣を吐き、延元二年北畠顯家西上の際もその軍に屬し、親房の當國に漂着するや、小田城に迎へてこれを援けてゐた。然るに尊氏が高師冬を遣して小田城を圍ましめ、師冬が治久に利を啗はせて變節を勧むるや、竊に二心を抱くに至り、親房がそれと察して結城親朝に來援を求めても、親朝が形勢を觀望して動かざるを見るや、遂に意を決して賊軍を城中に入れた爲に親房は關城に奔るの止むなきに至つた。かくて治久は完全に師冬に降服したが、其後師冬が前

約を履行しなかつたのに失望し、再び歸順せんとする意が動いたが遂に果さず、正平七年尊氏の麾下に屬して新田義宗と戦ひ同年病死した、

桃井直常は足利氏の一族、生來豪勇の聞高く、足利尊氏に用ひられて越中の守護に任ぜられ、延元元年北畠顯家が鎌倉を攻むるや、義詮に従つて之を禦ぎ、大いに敗れて走つたが、翌年顯家が西上するや、之を奈良般若寺坂に破つた。然るに尊氏がその功を賞しなかつた爲に悦ばず、正平五年尊氏・直義の兄弟不和となるや、直義と結んで尊氏の子義詮を攻め、其後屢々直義の爲に尊氏・義詮と戦つてゐたが、直義が鎌倉に走つて擧兵し、尊氏が追ひ來つて之を破り、やがて兄弟相和するに至るや、越前に逃げ歸つた。かくて正平七年義詮が後村上天皇の駕を山城男山に攻め奉るや、勅を奉じて官軍に歸順し、十七年に至つて信濃に義軍を擧げ、北陸各地に於て活動してゐたが、その最後は明かでない。

宇都宮公綱は下野の人、北條氏の軍に従つて元弘の役には楠木正成を千早城に攻めて功なく、後奈良般若寺に據つて楠木氏の軍と對陣中、官軍の招に應じて降り、尊氏が鎌倉に據つて反旗を翻すや、新田義貞に従つて之を討ち、箱根の戦にも功があつたが、やがて尊氏の軍に破らるゝや節を變じてその麾下に降り、尊氏が京都に入つて後間もなく、その後を追つて西上した顯家に破られて西奔するや、之と行を共にした。然るにその途中から再び官軍に歸順し、義貞に屬して赤松則村を白旗城に攻め、尊氏再び車上し來るや、同じく義貞に従つて湊川に之を禦いで破れ、京都に歸り車駕を護つて比叡山に至り、其後屢々京都に尊氏を攻めた。

其後尊氏が伴つて歸順し、後醍醐天皇京都に還幸し給ふや、再び駕に従つて京都に入り、尊氏の爲に禁錮せられたが、剃髮して逃れ、郷國に歸つた。ついで延元年中天皇が吉野に遷幸し給ふや、手兵を率ゐてその行在に至り、蓄髮して再び王事に力を致し、北畠顯家再度の西上に従つて轉戦して敗るゝや、再び宇都宮に歸つて剃髮した。その後、正平七年に至り、王師京都を恢復するや、擧兵して關東を定めんとしたが、間もなく男山の敗報が至つたので果さず、十一年に卒した。

下野の小山義政は藤原秀郷の裔であつて、元弘の變には北條氏に従つて楠木氏を攻めたが、新田義貞の義軍を起すや、

之に屬して鎌倉を攻め、其の後中先代の亂に時行の軍と戦つて敗死した。朝郷はその長子、尊氏の鎌倉に據つて叛くや之に屬して功あり、延元年中官軍の爲に捕へられたが、結城宗廣の請によつて國に歸るを得た。その後再び尊氏に屬し北畠親房が常陸に至つて近國の士を招くや、歸順せんとしたが、果さずして死に、弟氏政が後を嗣いだ。彼は正平七年後村上天皇が男山に鳳輦を進め給ひ、王師正に京都を恢復せんとするに當り、新田氏の一族及び宇都宮公綱と共に之に應じたか、間もなく男山の守を失つた爲に、戦に及ばずして止み、ついで死んだ。而るにその子義政は天授六年以來屢々足利義滿と戦つてその軍を苦しめ、一度は伴り降つて薙髪したが、最後に樺澤城に據つて義滿と戦ひ、力つきて自殺した。

○吉野朝時代近畿北國要地圖

【女子第三編第八章】

本圖は吉野朝時代勤王の諸將の活動した近畿北國地方の主要地點を示したものである。

伊勢國大湊は今の三重縣度會郡大湊町、宮川の河口にあつて、吉野朝に於て關東東北との交通の爲に重要視してゐた港であり、延元三年北畠親房等が義良親王・宗良親王等を奉じて船出したのもこの港である。

越前國藤島は福井縣吉田郡西藤島村の延元三年新田義貞戦死の所を示す。現今藤島は東・中・西三村に分れてゐるが、當時賊軍に味方した平泉寺の僧兵は藤島城(同郡東藤島村藤島)に據り、足利高經の兵がこれをたすけてゐたので、義貞は間道よりこれを攻めんとして進み、遂に流矢に當つて最期を遂げたのである。

越前國杣山城は福井縣南條郡南杣山村阿久和にその址がある。杣山の北麓であつて、延元元年新田義貞が兩親王を奉じて越前の地に入るや、城主瓜生保等は一族を率ゐて之を助けて王事につくした。

越前國金ヶ崎は福井縣敦賀町郊外の金ヶ崎にあつた金ヶ崎城の地を示す。この城は義貞が恒良・尊良兩親王を奉じて延元元年に入城、北陸に於ける勤王軍の根據地とした所であるが、賊軍に攻められて翌年落城、尊良親王は遂に御自刃遊ばされた。今、官幣中社金崎宮があり、宮を奉祀してある。

比叡山延曆寺は大塔宮護良親王が座主であつた等の關係から早くより朝廷方に味方し奉り、延元元年正月、同年五月、尊氏上洛の際は何れもこゝに後醍醐天皇の行幸を見た。

三井寺は大津市にある。この寺は古くから延曆寺と相争つてゐたので、延曆寺が吉野朝に味方するや足利方に與し、延元元年には新田氏及び延曆寺の兵に攻められて焼失した。

男山は京都府綴喜郡八幡町にあり。山頂に官幣大社石清水八幡宮がある。淀川を挟んで對岸にある山崎と共に山城國の一關門である。元弘三年には赤松則村が陣し、延元三年には北畠顯信が足利方と戦ひ、正平七年には京都御回復の爲に後村上天皇が此處まで行幸遊ばされ、賊軍の反撃にあつて再び大和に引かへされた。

櫻井は大阪府三島郡島本村に屬する地。延元元年正成が湊川に出陣の前、子正行と袂別したと傳へられる所である。篠村は京都府桑田郡篠村。元弘三年足利高氏はこゝに鎮座する八幡宮の祠前に於て北條氏に反旗を翻して義軍を擧げたのである。この時に捧げた高氏の願文は今尙同社に保存されてゐる。

湊川及び兵庫は今神戸市内になつてゐる。延元元年五月尊氏が九州より東上するや、義貞は兵庫に陣し、正成は湊川に陣して防戦したが、衆寡敵せずして義貞は京都に逃歸り、正成は一族と共に力盡きて自刃して果てた。

笠置山は京都府相樂郡笠置村にある。元弘元年北條氏の京都侵入の際後醍醐天皇はこゝに行幸遊ばされた。山上には行在所址、笠置寺等がある。

四條畷は今の大阪府中河内郡牧岡村附近、正平三年正月正行が高師直と戦つて戦死した古戰場であつて附近に別格官幣社四條畷神社があり、彼の靈をまつてゐる。

阿倍野は今大阪市住吉區内、延元三年五月北畠顯家が北軍と戦つて敗れた所。附近に北畠氏を祀る別格官幣社阿倍野神社がある。

堺は今の堺市、石津は大阪府泉北郡神石村にある。延元三年五月阿倍野に敗れた顯家は堺を攻めて更に敗れ、遂に石津で戦死したのである。

觀心寺は大阪府南河内郡川上村寺元にある。楠木氏の氏寺。正平十四年後村上天皇が金剛寺に座した時、賊軍が之を犯し奉つたので、此處に御移りになつた。

千早は大阪府南河内郡東條村甘南備にある。金剛山の西中腹である。正成がこゝに城を築いて赤坂城落城以來よく北條氏の軍を支へた要害の地である。

赤坂は大阪府南河内郡赤坂村水分にある。元弘元年正成が築いて北條氏の軍に抗した所である。

吉野と賀名生は何れも奈良縣吉野郡の山中にある地。吉野朝五十七年間の皇居は多くこの兩所にあつた。元弘元年護良親王の擧兵されたのも吉野である。

○四條畷神社

【新制初級第十四章、中學初級第三編第五章、女子第三編第九章】

所在 大阪府北河内郡甲可村。祭神 楠木正行。社格 別格官幣社。創建 明治二十二年。

飯森山の西麓にある。この附近一帯は正平四年正月高師直と楠木正行の古戰場であり、附近に正行の墓もある。圖はその正面拜殿を望む所。

○菊池神社

【新制初級第十四章、中學初級第三編第五章、女子第三編第九章】

所在 熊本縣菊池郡隈府町。祭神 菊池武時以下その一族。社格 別格官幣社。創建 明治三年。地は隈府町の北にあつて、菊池氏累代の城址である。圖は拜殿及び本殿。

○足利義滿

【新制初級第十五章、中學初級第三編第六章、女子第三編第十章】

所在 原圖は京都市上京區相國寺にある。

本圖は原圖の模寫によるもの、原圖の筆者は不明であるが、嚴中和尙の讚がある。嚴中は義滿と略々時を同じくしてゐる禪僧であるから、この畫像の製作年代も自ら察する事が出来る。而して義滿の出家したのは應永二年六月二十日で、その薨去は同十五年五月六日であるから、この畫像は彼の晩年の姿である。服装は禪僧の僧服。

○足利義滿

【中學上級第七節】

所在 京都市上京區金閣寺町鹿苑寺。

國寶。金閣の初層に安置してあるもの。高さ〇・八メートル餘（二尺六寸五分）法體であつて、法衣は桐竹藻文のある赤色、手に檜扇をもつてゐる。

○金閣

【新制初級第十五章、女子第三編第十章】

所在 京都市上京區金閣寺町鹿苑寺内。

應永四年足利義滿の別荘の遺址であつて、世に北山殿と稱せられたものゝ一部である。創建の當時は殿舎十三棟に及んで莊嚴を極め、庭園も數奇を極めたものであつた。義滿の薨後、義持は遺命によつて寺とし、夢窓國師を開山とした。寺名鹿苑寺は義滿の院號を採つたものである。併し應仁・永祿兩度の兵火の厄を被つたために現存するものは金閣とその庭園のみである。

金閣は三層の樓閣であつて、下層を法水院、中層を潮音閣、上層を究竟頂と稱し、上層は方三間、屋根は寶形造・檜皮葺、頂に露盤を据えてその上に一の銅鳳を安置し、内外の壁は黒漆に金箔を塗つてあり、金閣の名はこゝから生じたものである。中層は五間四面、屋根は檜皮葺、下層も五間四面であるが、屋根なく、前面一間を廣縁とし、更に狭い落縁を廻らし、池に方一間の張出を作つて「嗽清」と稱し、その屋根は切妻にしてある。尙各層にある勾欄は何れもその意匠を異にしてゐるから、各層各別の異を呈してゐる。その上に全體の手法も和様を主とし、これに唐様及び天竺様を交へて居り、様式も上層は寺院、中・下兩層は邸宅建築を基調としてゐるので、頗る變化に富み、而もそれが渾然融和して樓

美輕快な表現を示してゐる。而もこの建築美に加ふるに周囲の庭園美を以てしてゐるから、義満の榮華風流の生活を尙十分に偲ぶ事が出来る。庭園の主位を占めてゐる池は鏡湖池と稱し、十數の名高い立石をこれに點在せしめて一入の風情を増してゐる。

○足利義教

【新制初級第十五章、中級初級第三編第六章、女子第三編第十一章】

所在 愛知縣中島郡大和村妙興寺。

永享四年義教が富士遊覽のため東國に下り、當寺に立寄り、滞在半日に及び、寺領を復舊したので、住持古伯がこれを榮として描かせたものである。原圖には像の上に相國寺鹿苑院住持瑞谿周鳳の贊があり、義教の子義政がこれに證判を與へてゐる。國寶。

贊文は次の如し。但し原文は行が左から右に書いてある。

「普廣院殿善山大居士尊像贊。尾州長島山妙興禪寺。乃圓光大照禪師創業。而爲關在野寺也。住持古伯禿公禪師與衆相謀、命工畫普廣相公尊像。永充本寺供養焉。按永享壬子秋臺駕入東、過此留半日、林泉改觀。于今以爲榮矣。於是長祿戊寅春、大檀越親蒞機務、每事遵先相公條例。故諸寺莊園近爲豪所奪者、悉令復舊。妙興亦其一也。畫像之設、不其宜乎。就予求贊。予以八句曰。

北伐南征皆坐籌、威名最覺屬東遊、
八州元帥輸先手、三代將軍護上頭、
工嶺相迎親侍立、清關不鎖入歌諷、
妙興古寺留歸施、香火舊緣今尙修、

鹿苑瑞谿周鳳回 妙興寺常住 足利義政花押

服裝は立烏帽子直垂姿で、將軍は大禮の外はすべてこの服装を用ひた。立烏帽子は上を右又は左に筋違に折伏せ、右折

左折と稱したものであつて、足利氏は左折であり、所謂「立烏帽子風折」と稱すべきもの、風折烏帽子の最初の形のものであらう。國寶。

○關東要地圖

【新制初級第十五章、中級初級第三編第六章、女子第三編第十一章】

本圖は室町時代末期の關東の形勢を明かにする爲、關係要地の位置を示したものである。

小弓は千葉縣千葉郡生瀧町字生實の地。臺地に壘濠の名残を存してゐる。大永五年足利義明が父兄と和せず、此處に據つてより以來小弓御所と稱した所。

古河は茨城縣猿島郡古河町の地。長祿元年、關東管領足利成氏が鎌倉より出奔して此處により、古河公方と稱した所。

江戸は現今の東京市。鎌倉時代江戸氏の據地。長祿元年扇谷上杉家宰太田道灌がこゝに築城し、文明十八年道灌横死の後扇谷上杉定正此處を收め、その本據とした。大永四年北條氏綱扇谷朝興を攻めて之を取り、爾來その將を置き、天正十八年北條氏の滅亡まで此處を守つてゐた。

鎌倉は成氏古河に奔りしまで關東管領のゐた所。細説を要しないであらう。小田原は神奈川縣足柄郡小田原町。應永十四年以來大森氏の居城であつたが、明應四年、當時伊豆韮山に據つてゐた伊勢長氏即ち北條早雲が關東に野心があり、城主大森藤頼を鹿狩に事よせて欺き、遂にこれを奪取してこれに據り、爾來北條氏滅亡に至るまでその本據としてゐた所。現在城址が尙存してゐる。

堀越は靜岡縣田方郡韮山町四日町守山に址を傳へる所謂堀越公方の居た所。北條政知は長祿元年十二月下向、此處に居て古河公方成氏と相對してゐたのである。

○足利義政

【中級上級第七編第一節、女子第三編第十二章】

所在 京都市慈照寺(銀閣)内東求堂。

法體の全身木像、彼の晩年の風貌を偲ぶに足るものである。

○足利義政

【新制初級第十五章
中級初級第三編第八章】

所在 東京帝室博物館。筆者 土佐光信と傳へられ、頗る特色ある肖像である。原圖は青墨の上に衣冠束帯で威儀を正して座し、前に鏡臺を置いて居る圖で、人物其他を豊麗な濃彩を以て描き、その背景には枯淡な水墨山水の細繪を以てしたものである。この濃彩人物の背景に水墨山水を以てした手法は、彦根屏風等をはじめとする近世初期風俗畫に往々見る所で、この圖はその淵源を窺はしむるものがあると共に、畫面全體が東山山莊に數寄風流に目を過した義政をよく示してゐる。

○應仁亂要地圖

【女子第三編
第十二章】

本圖は應仁亂關係の要地の大略を示したものである。室町幕府は即ち足利氏の邸地、義滿の造營した花御所である。その址は現在の京都市上京區室町通今出川上ルあたりに當る。西陣はその四方、現在の東京區西北部一帯の總名。この邊西軍の將山名宗全の邸あり。且亂に際してその陣所となつた所よりこの地名が起つたのである。宗全の陣所に對して東軍の將細川勝元はその邸（邸は同じく西陣にあり）を出て室町幕府を守つた。故に堀川・幕府と西陣の間を南流する小流で現存）以東を東陣と稱したが、今この地名は無い。御所は現今の京都御所の位置。銀閣は東山々麓、義政は應仁の亂中もこゝにあつて數寄風流の遊にふけたのである。當時の戰場は東陣と西陣を中心として京都全市及びその附近に及び、殿舎・佛閣・社殿をはじめ多數の民家も多く戦火に焼け、戦後の京都は荒涼たる燒野原に化して終つたのである。

○應仁合戦圖

【新制初級第十五章
女子第三編第十二章】

所在 京都市上京區淨土寺町眞正極樂寺所藏眞如堂縁起繪詞傳。年代 作者 この縁起は大永四年、掃部助久國によつて描かれ、詞書は後柏原天皇・青蓮院尊鎮法親王等の御筆になるものである。圖中、山に據つて二重に矢倉を構へてゐるのは東軍即ち細川方である。城戸口には逆茂木を植え、二引兩の楯を透開なく立て並べ、巴の紋の幕引廻した高矢倉によつて下知する大將は赤松政則であらう。向つて左方の三引兩の楯を持つたのは西軍即ち山名方であり、兩軍の白兵戦が正に酣なる所である。太刀・槍・長刀等を持った徒歩戦は、騎馬戦に代つたこの時代の新しい戦法を示すものであり、歩卒の着けてゐる腹巻もこの時代の武器の特長である。國寶。

○明の國書

【新制初級第十六章
中級上級第八章第一節】

所在 京都市上京區相國寺。明成祖が永樂五年、日本の正使圭密、副使中立に賜つた勅書。文意は日本國王源道義即ち足利義滿が忠賢樂善にして上よく天道にかなひ、朝廷につかへ、下よく寇盜（倭寇のことである）を祛除して海邦を肅清した誠心を費し、且兩使の勞をねぎらつたものである。文面は圖で明かであるから再録を略する。

○足利義持

【新制初級
第十六章】

所在 京都市右京區高雄、神護寺。原圖には圖上の題記に「征夷大將軍從一位行内大臣壽像」とあり、又「應永二十一年甲午九月六日」と年代も明かに記されてゐる。服装は束帯。

○永樂通寶

【新制初級第十六章、中級初級第三編第七章、女子第三編第十三章】

明の永樂九年（我が應永十八年、將軍義持の時）始めて鑄造されたもので、我が國にも間もなく傳來し、殊に義政は屢々書

を送つてこれを求めたので、廣く我が國內に流通するに至つた。永錢・永樂錢・永等と稱するのは永樂通寶の別名である。徑二・四センチメートル(八分)、錢文は永樂通寶。

○遣明使策彦歸朝圖

【新制初級第十六章、中學上級第八章第一節】

所在 京都市右京區嵯峨町妙智院(天龍寺塔頭)。

策彦は天龍寺の僧。天文八年に遣明副使、同十六年に遣明使となつて渡航した。この再度の渡明の際は北京で世宗の優遇を受け、周遊三年、文墨を以て知られたため、同十九年歸朝に際しては諸名士が詩畫を裝して彼に贈つた。

本圖の原畫もその一であつて、方梅崖等四人が、自分等四人が埠頭に立つて策彦の出帆を目送掛禮してゐる所を描いたものである。船上傘をさしかけられて立つてゐるのが即ち策彦、よく當時の情景を寫してゐる。而して原畫には畫の上に都察院右都御史、巡湖廣鄖陽等處蕪水葉寅齋が序を記してゐる。方梅崖は策彦が第一回渡明以來の知己、畫家野泉は傳不明、原畫は縱八〇センチメートル強(二尺六寸五分)、横六六センチメートル強(二尺一寸)、次に畫上の序を記す。

贈專使謙齋老師歸日域圖序

日域國限海茫茫、

國朝例定十年一貢、已酉歲當其期、彼國遣使、擇其行端德邵者、爲之領袖、謙齋老師昔經獻納、望譽有嘉、復

膺是舉、來拜

天朝、喜動

龍顏、異錫殊賚、榮光燁然、事竣將歸、明之士大夫、舊嘗與之接見者、無不稱揚其好從君子、問學而才也、且

謙而有禮、得易之謙々君子、卑以自牧之義、因以爲號焉、於其別也、能不戀々于懷、不忍其去哉、相與崇

俎、餞于東郊之上、復圖其景、微予言以誌其事、予惟日域木箕子之遺、尊德向化、樂於詩書、而知

聖天子光被萬邦諸臣稽首、未有若師之專對有方、器識有度也、舊聞其藏修天龍寺、嗣法心翁、得授記之真

蓋心翁爲中華無準大師七世孫也、師繼其靈仍之緒、宜其華學淵源、文思滂沛、而於

隆思荐沐、豈幸致哉、是可重也、因系詩以贈之、詩曰謙齋老師人中豪、筆底翰灑齊晉陶、兩承王命貢中朝、

鯨波萬里笑辭勞、一封遙上

聖天子、龍光電覽稱時髦、隆恩不惜千金賜、旨傳賢使宜加褒、即今帆歸不可留、崇肴饒別鄞江阜、十年再會歲

月老、今宵盡飲須醜陶、

賜進士都察院右都御史奉

勅巡湖廣鄖陽等處蕪水葉寅齋書、時庚戌五月吉日、鄞士方梅崖、屠月鹿、董秋田、包吉山同贈、

○大内氏勘合印

【新制初級第十六章、中學上級第八章第一節、女子第三編第十三章】

印文「日本國王之印」、もと室町幕府の使用したものは金印であつたが、大内氏の使用したものは木印である。勘合印には別に「通信符」の印文のものを用ひてゐた。

○夢

窓

【新制初級第十七章、中學初級第三章第七節、女子第三編第十四章】

所在 京都市右京區嵯峨町妙智院(天龍寺塔頭)

國寶、夢窓の侍者無等周位の筆、絹本着色、縦一・二メートル弱(三尺九寸五分)、横六四センチメートル強(二尺一寸三分)、吉野朝時代禪僧肖像中の逸品である。原本には圖上に次の如き夢窓の自贊あり。

脚跟下事 不能指陳 建化門裏 且露半身、

夢窓疎石自許印

○南 禪 寺

【新制初級第十七章、中學上級第七章第二節】

所在 京都市東山區南禪寺町。

臨濟宗南禪寺派大本山、京都五山の上、詳しくは瑞龍山太平興國南禪寺と稱する。本寺はもと龜山天皇の離宮で禪林寺殿といふたものを永仁元年に捨て、寺とし、無關普門を開山とせるものであり、禪林寺即ち永觀堂の南にあるより南禪寺と稱した。諸殿堂の規模のなつたのはこの時である。

吉野朝より室町時代を通じて足利氏の歸依深く、天下第一山とし、五山の上に列せられたが、明德四年に主要殿堂悉く焼け、その後も火災多く、殊に應仁の亂には一山殆ど滅びて僧徒も四散してしまつた。其後屢々復興を企て、秀吉の歸依をうけた玄圃靈三により中興や成り、次で家康の信任厚かつた金地院(塔頭の二)の以心崇傳が住職となるや、身僧録の職に昇り、大いに輪奐の美を復した。

本圖は本堂で、正しくは金剛王法殿と稱し、釋迦如來を本尊としてゐる。この建築は近世のものである。本寺中の建築で國寶になつてゐるのは山門中の雄たる山門と、舊清涼殿を賜つた大方丈、桃山城の遺構たる小方丈の三あるのみである。

○蓮如の御文章

【新制初級第十七章、中學上級第七章第二節】

所在 京都市東本願寺。

自筆「おさらへの御文」の冒頭である。原本は縦二八センチメートル餘(九寸三分)、横一・二七メートル餘(四尺五寸四分)、半紙を横について行間をつめて經濟的に使用してゐる。この原本は文明五年十二月八日のもの、最後に

乃ちの代のしるしのためにかきおきしりの言の葉かたみともなれ

五十八歳花押)

とある。御文とは消息體に書綴つた法語で、又勸章といふのは勸化即ち法語を内容とする文章といふ意である。

○足利學校

【新制初級第十七章、中學初級第三章、編第七章、女子第三編第十四章】

所在 栃木縣足利市昌平町。

足利學校は古く淳和天皇の朝、小野篁の創始したものであるとか、又は令制の國學とか傳へられるが、何れも明證がない。併し、吉野朝頃既に存在してゐた事は事實らしく思はれる。永享十一年上杉憲實がこれを再興して後、子孫その業を繼いでゐた。當時は足利市の東南毛野村岩井附近にあつたが、渡瀬瀬川の水難があるので、應仁元年足利庄地頭職長尾景久が現存の地に移した。

當時戰亂相續き、諸國の國學悉く廢れたため、四方より來り學ぶもの頗る多く、その中、僧侶がその大部分を占め、又易學・醫學を學ぶものもあつた。徳川家康は校舎を修理し、聖像を安置し、將軍吉宗・家齊等これを屢々修築して、庶人の教養に當てた。かくて室町中期以後、戰國・安土・桃山・江戸の各時代を通じて學問の淵藪となつたが、明治四年廢藩置縣の際閉校された。

圖はその聖廟。聖廟の門は杏壇門と稱せられる。尙現在この聖廟の一廓と圖書館等を圍む外廓に、明人蔣龍溪の筆になる「學校」の扁額を掲げた門がある。

○謠本高砂

【新制初級第十七章、中學上級第七章、章第二節、女子第三編第十四章】

光悅本高砂の第一頁である。

徳川時代初期に京都嵯峨に居た角倉素庵が出版した書籍で、嵯峨本と稱せられるものは、その挿畫・版下・下繪等が本阿彌光悅の手になつたものが多い。故にこれらを光悅本と稱する。我國に於ける印刷書籍の最美なるものといふべく、整版と活字とあつて、印刷史上に於て最も注目すべきものであり、その中の觀世流謠本百帖は頗る珍重されてゐる。本圖は單に謠本なるものを知らせる爲にのせたものであるが、近世文化の印刷の條にも参照さるべきである。

○雪舟筆山水圖

【新制初級第十七章別刷、中學上級第七章、第二節別刷、女子第三編第十四章別刷】

所在 京都市東山區一乗寺町曼珠院。

紙本墨書、雪舟が我が國古今獨歩の山水畫家である事は改めていふまでもない。本圖は「冬山水」と共に双幅をなす「夏山水」の中の「夏景山水」と題するもので、縦四六厘餘（一尺五寸三分）、横二九厘餘（九寸七分）の小幅であるが、よくその特長たる勁健卒直な趣を示し、雄偉豪宕な感を懐かしめるものである。

彼は明に遊學して良師をもとめたが得られず、たゞ設色・破墨の法を習つたのみで、彼の國の山川を跋渉してその風物を師としたと傳へられるが、馬遠・夏珪の流を汲んで、その上に自家の獨創を加へたものと見られる。その精嚴鋼鐵の如き豪直の畫風を同頁の元信の作品と相對照したならば、兩者の異同は自ら明かに觀取せらるゝであらう。國寶。

○狩野元信筆山水圖

【新制初級第十七章別刷、中學上級第七章第二節別刷、女子第三編第十四章別刷】

所在 京都市右京區花園妙心寺内靈雲院。

靈雲院は行幸殿と稱せられ、天文年中後奈良天皇臨御せられし所、その開山は元信の修禪の師大休國師（宗休）である。かゝる關係から本院には四十餘幅の元信の作品がある。何れももと元信が宗休に師事修道中、その襖や壁張に山水花鳥を描いたものを、後に改装したもので、今掛軸になつてゐる。

本圖もその一で、「江畔垂釣圖」と題するもの。その謹嚴な描法と端正な意匠は元信の特色で、宋の馬遠・夏珪等の風を思ひ起さしむるものがあるが、彼の更に注意すべき特質は、單に支那の畫聖に似る點にあるにあらずして、その中に我等に親しみある和風の筆致と説明風の構圖を有ち、而も一點をゆるがせにせざる眞面目さを多分に有してゐる點に存するといはれる。觀者は江畔の苫屋に釣を垂れる老翁より江岸の苔、洲邊の小草、靜かな江水の流、と自然に目を運べば自ら樹木霧にけむり、落雁岸に群れる對岸に導かれて行く思がするであらう。かゝる點に彼の眞面目が見られるといふべきである。

○雪

舟

【新制初級第十七章、中學初級第三編第七章、女子第三編第十四章】

所在 山口市常樂寺。

半身像。原本は圖上に「自筆寫壽像附與等觀藏主四明天童第一座雪舟七十一歳之冬」といふ款記があるもの。即ち高弟秋月等觀に附與して師承を證明したものとて名高い。

本圖はその模寫で法橋等益筆、京都大徳寺玉舟の贊がある。これと似た同一原圖の模本と思はれるものに東京井上勝之助侯爵所藏のものがあり、弘治二年の明人青霞の贊がある。筆者不明。

○銀

閣

【新制初級第十七章、中學初級第三編第七章、女子第三編第十四章】

所在 京都市上京區淨土寺町慈照寺内。

足利義政が義滿に倣つて東山山麓に別莊を造り、文明十六年隱居の後、更に銀閣及び東求堂を營んだ。然るに義政の薨後、遺命によりこれを寺として慈照寺と稱し、相國寺に屬せしめた。銀閣・東求堂及び庭園等は何れも現存してゐる。銀閣は重層の樓閣で、上層は心空殿と稱し、方三間、屋根は寶形造・柿葺、下層は潮音閣と稱して四間三面、上層との間に屋根をつけてゐる。而して心空殿の屋根の上に銅鳳を置いてゐる事、同じく上層の壁に銀箔を張つた事（但しこれは義政が薨じて行はれなかつた）等は、何れも金閣を模倣したものである。併し金閣の下層が寢殿造邸宅の様式を基調としてゐるのに對して、これは同じく住宅ながら書院造によつてゐる事は、兩者の時代の相違を著しく示すものである。國寶。

○室町時代（銀閣東求堂）茶室

【新制上級第六章、中學上級第七章第二節、女子第三編第十四章】

所在 銀閣に同じ。

銀閣に就ては既に前に述べた。東求堂は義政の持佛堂であつて、書院造の代表的なものである。内部は八疊、四疊半、四疊二間の四室に分れ、四疊半が茶室であつて「同仁齋」と呼ぶ。圖はその内部、奥の向つて君が附書院、左が違棚、附書院には腰高障子をたてゝある。この室は茶室の起原であると傳へられる。國寶

○室町時代の庭園

【新制初級第十七章
中學上級第七章第二節】

所在 京都市右京區花園龍安寺方丈。

本圖は都林泉名所圖會の挿畫によつたものであるが、現存してゐて指定史蹟及び名勝になつて居り、俗に「虎の子渡し」の庭と稱せらる。圖に見る如く白砂を敷いた東西三〇・九メートル餘(十七間)、南北約一五メートル(八間餘)の長方形の庭には一木一草も無く、たゞ大小十五箇の巖石が五箇所に置かれてあるのみの極めて大膽なる意匠である、「虎の子渡し」の名は皆川淇園の詩に

一庭空曠白砂乎 頑石誰鋪形勢成 宛似昔時渡溪虎 分銜兩子泛波行

とある如く、踞巖を虎と見、虎が溪を渡る状と觀じての名であらう。

この地はもと藤原實能の別荘であり、實能はその傍に佛殿を營んで徳大寺と號し、それを家名としたが、寶徳二年細川勝元が讓受けて禪院とし、義天和尙を開山、日峰禪師を開祖としたものである。而してこの地は高臺であつて鳥羽・伏見・山崎・八幡方面迄一望の中にあるので、開基勝元が方丈に坐して男山八幡を拜せん爲に庭園に樹木を植えさせず、相阿彌をしてこの奇構を作らせるに至つたのだと傳へられてゐる。

併し天正十六年二月二十四日秀吉が看花に來た當時は絲櫻があつたとの事であり、勝元の歿した文明五年には相阿彌が未だ六七歳であつた筈であるから、現在流布の説はその後に出來たものと言はねばならぬ。併しながら、元來閑素幽寂な庭園であつたことはたしかであらう。

○北條 早雲

【新制初級第十八章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十六章】

所在 神奈川縣足柄下郡湯本町早雲寺。

早雲寺は早雲の子氏綱が遺言によつて建てた寺であり、早雲以下五代の肖像を藏してゐる。並に土佐光起の筆と稱せられる。その中早雲の像のみが法體である。その顔貌の沈鬱沈爽、眼光の鋭きを見れば、戰國初頭の英傑たる彼の性格を想見するに足るものがあらう。國寶。

○北條 氏康

【新制初級第十八章、中學初級第三編第九章】

所在 神奈川縣足柄下郡湯本町早雲寺。

原圖は傳土佐光起筆。紙本着色。本圖はその模寫によるもの。服装は折烏帽子に鶴龜の紋のある直垂を着用し、手に蝙蝠(扇の異名)を持つてゐる。下着の小袖は美しい段熨斗目である。侍烏帽子は天文中期以後の證。又足袋をはいてゐるのは當時に於て公の一の特權であつた。その風貌、陽柔にして陰剛と稱せられ、和歌を好み文學に長じてゐたといふ彼を窺ふに足るものがあらう。

○上杉 謙信

【新制初級第十八章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十六章】

所在 東京上杉伯爵家。年代・作者 天正六年二月謙信が自ら畫工に命じて描かしめ、高野山無量光院に納めたものであると傳へてゐる。

法體であるが、左手に珠數、右手に軍配を持ち、偉あつて威からぬ風采、よく恩偉兼備の彼の風格を現してゐるものといふべきであらう。

○春日山城址【女子第三編 第十六章】

所在 新潟縣中頸城郡春日村。直江津の西南約一里半の所に聳ゆる一峯であつて、一名鉢ヶ峯とも稱せられる。上杉氏歴代の據城であつて、特に謙信・景勝の頃は防備を嚴にしてゐた。純然たる山城である。現今山下の春日村中屋敷に謙信をまつる上杉神社がある。

○武田信玄【新制初級第十八章、中學初級第三編 第九章、女子第三編第十六章】

所在 原圖は和歌山縣高野山成慶院にある。信玄の弟信廉の筆で、信玄の子勝頼が成慶院に納めたものであると傳へてゐる。本圖はその模寫によるもの。

服装は素襖、細い線に陰影を施した顔面や、髯の精巧な描法は當時の武將の寫生であると思はれる。

○戰國時代群雄割據圖【新制初級第十八章別刷、中學初級第三編 第九章別刷、女子第三編第十六章別刷】

本圖は戰國時代に於ける群雄割據の大勢を示したもので、時期は大體天正年間初期、織田信長が安土に城を築いて彌々天下に號令せんとする勢を示しつゝあつた前後の形勢である。

この頃に於ては、信長の勢力は安土城を本據として近畿地方から東海・東山・北陸の一部に及んだのみで未だ全國制覇の實を擧ぐるに至らず、東國に於てはその配下に屬する徳川家康が城を岡崎に構へて三河より遠江の一部を領し、武田氏は天正二年信玄の死後やゝその勢を失ひたりとはいへ、その子勝頼が甲・信・駿の三國及び遠江・三河・飛驒の一部に勢を張つて甲州石和(甲府市の東方一里餘)に居り、關東に於ては北條氏が早雲・氏康二代の後を承けて相州小田原を本據として相模・武藏・上野・下總・伊豆等の諸國を領して勢は更にその近國にも及び、上杉景勝は謙信の死後家運衰へたりと雖も尙春日山城(新潟縣中頸城郡春日村)に據つて越後より越中に威を張つてゐた。

西國に於ては毛利氏が元就の孫輝元が祖父の偉業をつぎ、叔父小早川隆景・吉川元春の扶翼によつて吉田郡山城(廣島縣高田郡吉田町)に居り、中國の全部に勢力を張つて中央に迫らんとし、(廣島は天正十七年輝元がこゝに築城して翌年に移つた所、山口は毛利氏の故主大内氏の居城である)九州では薩摩の島津義久が清水(鹿兒島)に據つて父祖傳來の所領たる薩摩・大隅・日向の三州より肥・筑の方面に勢を伸ばし、豊後府中(大分市)にある大友義鎮はその領國を固守して島津氏を壓へんとして居り、四國に於ては土佐の大高阪(高知市舊城内の邊)に長曾我部元親が據つてその勢他の諸氏に冠絶してゐた。

その他の地方に於ても圖示した如く諸豪族が各地に割據してゐた譯であるが、大勢に關係が少ないから詳述を避ける。而して本圖に示した主要群雄の勢力分布は、天正十年武田氏が滅亡してその領地が織田・徳川・北條の諸氏に分割せられた外は、大體豊臣秀吉の天下統一まで大なる變化がなかつたのである。

○大内義隆【新制初級第十八章、中學初級第三編 第九章、女子第三編第十六章】

所在 原圖は島根縣榑謹介氏。

原圖には像の上に天文十三年の春、京都大徳寺玉堂の贊があり、畫もこの年の作と思はれる。又寛政元年冷泉道豊が畫汚を修繕新装した事も記されてゐる。玉堂の贊次の如し。

工夫堅確意氣凛然頓會言下無多子

卽信教外有別傳劃破回相截斷陳陳操

脚跟下吸盡江水併却龐龐口皮邊呼

爲法社宰官則活機戰將喚作家菩

薩則大用現前不恁麼不恁麼地是地

天是天

二品瑞雲珠天居士扣山野寂寞
之濱究明三玄密旨其志無怠者也

一日寫千形質需贊辭書以塞請云

天文十三祀年春下濟日

前大徳玉堂叟宗條

冷泉道豐の識語は次の如し。右贊辭の次に一段低く書す。

星霜之久積上蠹汚今茲寛政紀元己酉冬十二月

新加裝飾以傳不朽

冷泉判官隆豊十一世孫六郎右衛門道豊謹識

服装は束帯、その風姿の閑雅端麗にして摺紳の風ある所、京都の風をまねて文學風潮に優游した彼の生活を思ひ見るところが出来てあらう。

○毛利元就

【新制初級第十八章、中級初級第三編第九章、女子第三編第十六章】

所在 島根縣簸川郡鰐淵村鰐淵寺。服装 侍烏帽子に素襖を着けたもの。紋は毛利家の家紋である。國寶。

○後奈良天皇宸筆般若心經奥書

【新制初級第十八章、中級上級第九編第一節、女子第三編第十五章】

所在 京都市醍醐寺三寶院。

天文八年より九年に互つて諸國に飢饉疾病流行し、人民塗炭の苦に悩んでゐた。この時に當り後奈良天皇は長くも御自身の御徳の足らざるが故であると御歎き遊ばされ、般若心經を御寫しになつて醍醐三寶院の義堯僧正に祈禱せしめられた。圖はその卷末の一部であり、日附は祈禱の當日である。尙天皇にはその後この經を多く御寫し遊ばされて諸國の一

宮に御納め遊ばされた。寫眞のものは國寶。

○三條西實隆

【新制初級第十八章、中級上級第九編第一節】

所在 東京帝室博物館。

實隆は累進して正二位内大臣になつたが、永正三年に辭官、十三年薙髮して堯空と號し 諸國を遍歴して王事につくした。圖はその法衣の像である。

○平

戸

【新制初級第十九章、中級上級第八編第二節、女子第三編第十七章】

寛文九年(西曆一六六九)版のモンタヌス著阿蘭陀日本遺使録所載の三百餘年前の平戸蘭館の圖である。和蘭は慶長十四年平戸に商館を置くことを許され、最初は民家を借りてゐたが、十六年壯大なる建築に着手し、元和四年、倉庫二棟、火藥庫、病室等を完成して石塀で之を圍んだ。寛永十四年及び十六年には更に石造倉庫二棟を建てたか、同十七年幕府は破壊を命じ、十八年蘭館は長崎出島に移つた。現今も石塀は殘存してゐる。

○ザビエル

【新制初級第十九章、中級初級第三編第十章、女子第三編第十七章】

所在 大阪府三島郡清溪村千提寺、東藤次郎氏。

原圖は縦八一・二センチメートル(二尺六寸八分)、五六センチメートル(一尺八寸五分)の紙本で、主として泥繪具で彩色してある。新村出博士の研究によれば、この圖は我が國の切支丹畫家が西洋の粉本によつて描いたものと思はれる。本圖の構圖は彼がマンテルの下から出した兩手を十字に交錯し、右手の三指でキリストを磔にした十字架の刺さつた心臓の像を軽く抑へ、キリストの像を仰いでゐる所である。而してキリストの像は光輝を發し、その周圍には雲中に天使が飛翔してゐる。十字架の下方にある、"IHS"の三字は耶蘇會の紋章に用ひられる、"Jesus Hominum Salvator"と

のラテン語の頭文字を取つたもので、「耶蘇、人類の救済者」の義である。又彼の口より出てゐる文句は「Satis Est Diesisat」と讀まれ、「十分なり、世よ、十分なり」の意であつて、感激讃嘆を表現したラテン語である。又圖では明かでないが、十字架の上部に附いてゐる横木には「INRI」の四字が記されており、これは大司祭ピラトが揭示させた「Jesus Nazarenus Rex Iudaeorum」の略字であつて、同じくラテン語で、「ユダヤ人の王ナザレのゼスス」の義であり、ヨハネ傳第十九章第十九節にある文句である。

○南蠻寺の鐘

【新制上級第七章、中學初級第三章、編第十章、女子第三編第十七章】

所在 京都市右京區花園妙心寺春光院。
高さ六〇センチメートル餘(二尺餘)、口徑四五・四センチメートル(一尺五寸)、重さ六七・五キログラム(十八貫)の西洋型の鐘であつて、天正五年の鑄造になるものである。

圖の向つて右方に刻まれた「1577」の數字は西曆一五七七で、天正五年に當り、これによつて南蠻寺獻堂式と同年の作である事は知られる。傳説の如く果して南蠻寺の鐘なるや否やは明かでないが、「1577」とある反對側に耶蘇會の紋章である「IHS」の三字が刻んであるから、切支丹宗の鐘である事は確實である。「IHS」の略字に關してはザビエルの像の説明に略説して置いた。國寶。

○伊東滿所

【新制初級第十九章、中學初級第三章、編第十章、女子第三編第十七章】

所在 イタリア、ローマのボルギーゼ公文庫。

原圖は幅一・五五メートル(五尺)、長さ二・一一二メートル餘(七尺餘)の着色であつて、薄の模様を着物と袴、鹿の模様を着、腰に大小を帯してゐる。因にこの像は支倉常長だといふ説が最近出て居る。

○ローマ字の印

【新制初級第十九章、中學上級第八章、章第二節、女子第三編第十七章】

武家の間に署名花押に代り、或ひはそれと併用して印章の盛に流行したのは室町時代特に戰國時代より後であるが、南蠻人の渡來以來、その影響を受けて西國の大名の間にはローマ字の印文が行はれるに至つた。本圖はその一例として三箇を擧げたものである。即ち

右 細川忠興 (印文、tadaroguni)

中 大友宗麟 (印文、FRCO)

左 黒田如水 (印文、十字架の周圍に Simeon Josui)

右の中、宗麟の FRCO は Francisco とシふクリスチャン・ネームの略であり、如水のは如水とクリスチャン・ネームである。印肉の色は細川氏のは青、他は朱である。

○伊東滿所等ローマ入城式

【新制初級第十九章別刷、中學上級第八章第二節別刷】

所在 伊太利ローマ市バチカン法皇宮附屬圖書館。

本圖の原本は右圖書館の壁畫になつてゐるもの。この時の使節は次の如し。

大友氏正使 伊東左京亮義賢飾滿所 Ito don Mancio

大村・有馬兩氏正使 千々岩清左衛門鈍彌解 chigian don Miguel

副使 中浦鈍壽理安 Nacaura don Iulan

同 原鈍丸知野 Hara don Martino

本遣便の計畫は天正九年法王廳より派遣された視教官アレキサンドロ・ワレリニヤが歸國に際し、豊後國主大友宗麟、肥前大村領主大村純忠、同國高來領主有馬晴信等に勸めて法王に敬意を表しめんとしたのに始る。右三氏が熱心なる切支

丹大名なることは此處に改めて記すまでもなからう。従つてワレーニヤの勸誘は直ちに三氏の快諾する所となり、大友氏は自己の妹婿たる元日向飯肥領主伊東義益の子ゼロームを遣さんとしたが、當時彼は安土のセミナリオに在學中であつた爲に、義益の妹の子伊藤義賢を以て正使とし、大村・有馬兩氏(有馬晴信は大村純忠の實兄有馬義貞の子、故に晴信と純忠は伯父・甥の間柄である)は純忠の甥、晴信の従兄弟なる一族千々岩清左衛門を正使とし、純忠の家臣中浦・原の兩名を副使としたのである。

彼等正副使は何れも十六歳以下の少年で、外に各二三の近習を従へ、司察・修道士各一名と共に、一行十四名になつた。かくて準備成るや、ワレーニヤ自ら案内者となり、天正十年一月三十日(西曆一五八二年二月二十二日)葡萄牙船イニヤース・リマ號に便乗して長崎を出發した。かくて媽港・コチンを経て十一月(陽曆印度のゴアに到着したが、ワレーニヤは此處で法王廳からの命で印度司教に任ぜられたので、案内者は師父ヤコブ・メスキターとニエス・ロドリゲスの二人に代ることとなり、翌年までこの地に滞在、一五八四年の春同地出發、亞弗利加の喜望岬を廻つて同年八月十日(天正十二年七月五日)葡萄牙のリスボンに到着、各地で非常なる歓迎を受け、マドリッドに入つた時の如きは西班牙國王フィリップ二世から王公の禮を以て迎へられた。

彼等の最後の目的地たるローマ入の際には、ローマより二日程の所で法皇より派遣された二隊の騎兵に迎へられ、一五八五年三月二十日(天正十三年二月十九日)ローマ着、ついで二十三日、本圖の如き盛儀を以て入府式をなし、翌二十四日法王グレゴリー十三世に對する謁見式が行はれたのである。

本圖に描かれた入府式の日、一行は西班牙大使館から差向けられた馬車で法皇の離宮所在地たるデルポ、ロ市郊外に到着、こゝから騎馬になつて行列に加はつたのである。但し副使中浦鈍壽理安は病氣で列に加つてゐなかつたといふ。

本圖の行列は先頭が法王近衛兵、次がスキス護衛兵及び官吏、次に紫糸に威儀を正すカーチナル僧、次が佛蘭西・西班牙其他諸國の大使、次が赤色の禮装美々しき貴族官吏、この後に日本の使節が続いた。使節一行は純日本風の服を着し、金絲花鳥の刺繍ある衣に羽織袴をつけ、絹足袋に雪駄を穿ち金銀珠玉装の大小を帶し、馬上々肅と列中にあり、正

使伊東義賢が二人の大監督を左右に從へて先頭、次に同じく千々岩清左衛門が二人の監督僧を左右に侍せしめて之につき、その後には師父ヤコブ・メスキターが通譯として列に加はり、行列の殿役には多數のローマの貴族紳士が之に當つたといふ。圖に於て使節の一行は下から二段目の最後方である。

而してこの行列の通路の左右は常にローマの貴族騎兵が警衛の任に當り、沿道衆庶の見物歡迎亦頗る盛大を極め、一行の行列がパチカン宮殿に近づくや、砲臺の禮砲、寺院の鐘聲、喇叭の響が歡呼の聲に和して全市を震撼せしめた。かくて一行がパチカン宮殿に入るや、法王は大國大使の禮を以て迎へ、使節が玉座の前に進んで伏禮するや、喜の涙にむせびつゝ、親しく助け起して順次に抱擁し、以て遠來の勞を慰めた。ついで使節等は法王の足に接吻の後、起立して最初に大友氏、次に有馬・大村兩氏の書簡を捧呈し、何れも高々と朗讀し、右終つて後葡萄牙の僧ガスバル・ゴンザレが代つて羅典語で上奏し、更に語をついで日本の國家・民族及び布教状態等を述べた。この時は滿場寂として聲なく嚴肅の極であつたといふ。かくてアントニオ・ボカボカチュリーが法王に代つて挨拶し、使節等は再び法王の足に接吻して式を終り、一行はカーチナル僧スキスタスの設けた宴に臨んで歡待された。

この後一行は六月三日まで滞在してゐたが、この間に屢々法王に謁見し、行幸の隨從も許され、各地寺院にも案内せられ、各國大使の訪問を受くる等歡待至らざるなく、グレゴリー十三世は日本宗教學校への補助費として毎年四萬エクターを贈るべきを約した。

然るにグレゴリー十三世は一行到着の後十八日で八十歳の高齡で没したので、カーチナル・スキスタスが後を襲つてスキスタス五世と稱した。スキスタス五世の一行に對する優遇は前代に比して越えたりとも劣れる所なく、その即位式には參列を許され、ついで四人を金拍車の騎士に叙し、その叙任式にはフランス・ベネチヤ兩國大使が拍車を打つ役となり、法王自ら彼等に金鎖を懸け、劍と帶を授けた。そこで一行も感激して誓詞を上り、宗門の爲に犠牲たらんと誓つた。又歸國に際しては新法王は前法王の贈與を約した日本宗教學校補助費額を更に二千エクター増額し、一行の歸國費を給し大友・有馬・大村の三氏にはローマ聖公教會への加入免狀・贈物及び返書を與へ、一行に議會傍聽の權を許した。蓋しこ

の權は君主以外に與へられぬ特權なのである。法王廳のみならずローマの元老院もよく一行を優遇し、四人は共にパトリシアンの資格を與へられた。

かくて六月三日ローマを後にした一行は、天正十八年七月二十一日長崎に歸着、翌年閏正月八日には京都聚樂第に召され、秀吉に謁して旅行の物語をしたのである。

○南 蠻 寺

【新制上級第七章別刷、中學初級第三編第十章別刷、女子第三編第十七章別刷】

所在 兵庫縣河本重利氏所藏南蠻屏風の一部分。

南蠻屏風は六曲二双からなるものが大部分であつて、右半双は日本國、左半双は南蠻國の有様を描き、彼我交通の親善さを現したもので、切支丹宗門と貿易状態を示してゐる。日本は長崎・堺等、南蠻は印度のゴア邊に暗示を得たものらしい。何れも贅澤な繪具を使用してゐるが、主要色は赤・青・墨の三色で、金箔・金泥等も多量に用ひられて居り、大きさは大屏風が多く、中屏風・小屏風は少ない。畫流は狩野派のものが大部分を占め、土佐派・住吉派のものも少しはあるが筆者の明かなものは極めて稀である。本圖は珍しくも狩野内膳の署名・印章あるもの。併し狩野内膳なる畫家は慶長前後に三人居り、親子又は師弟の關係にあつたものと思はれる。その何れかは不明。但し作の年代は慶長中頃以後頃のものと思はれる。

本圖は六曲二双の中、右半双の右二曲を示したもので、雲上に見えるのは南蠻寺である。建築が頗る日本的に出来てゐる。室内には祭壇があり、多數の人々の合掌してゐるのが見える。その奥の人物はバテレンであつて、勤行してゐる所と思はれる。前景の家屋は南蠻貿易の店であつて、店頭に種々異國の産物を並べてゐるのが見える。店頭の前の人物はバテレン、後方の人物は貿易關係の日本役人やその従者及び一般人であらう。

○信長の花押【中學上級第二節】朱印

【新制初級第二十章【中學上級第九章第二節】女子第三編第十八章】

信長の朱印には三種ある。印文は何れも「天下布武」であるが、永祿十一年上洛頃のものには周圍や、太き線の楕圓、その後周圍を細線の楕圓とし、その外側に更に頗る太き線の楕圓の下方の平面になつたもの（即ち馬蹄形）を用ひ、天正以來は本圖の如き龍二頭が向ひ合つた圓形のものを使用してゐた様である。何れも戰國統一の意氣を見るべきである。

○織田 信 長

【新制初級第二十章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十八章】

所在 愛知縣西加茂郡舉母熊長興寺。

信長の近臣與語正勝が報恩のために信長の一周忌にこれを描かせて同寺に納めたものである。

服装は肩衣・袴、太刀を佩いてゐる姿。原圖には上部に、「天徳院殿一品前右相府泰岩淨安大禪定門、天正十年壬午六月二日御他界」、下部に「右信長御影、爲御報恩相當於一周忌之辰描之。三州高橋長興寺與語久三郎正勝寄進之。天正十一年六月二日」と記されてある。

信長の靈を祭つた者は正勝の他に岐阜の池田勝入、遠江の近衛龍山等があり、これを慕ふものが少くない。これによつて彼を稱して少恩刻薄の人となす事の當らぬは明かであらう。

○清洲桶狭間安土姉川位置圖

【中學初級第三編第九章【女子第三編第十六章】

本圖は織田信長に關係深き前記四ヶ所の位置の大略を示すものである。

清洲は愛知縣西春日井郡清洲町字清洲、城址は今五條川の右岸田圃の中に僅かに存し、小丘の上に「右大臣織田信長公古城跡」「清洲城址碑」の二碑が立つてゐる。併し天守臺・諸門・殿宇・官舎・土居等の名は附近の字の名に残つてゐて往時の盛觀を偲ばしめる。

本城は永和元年斯波義重の築造にかゝるもの、その後義統に至つてその臣織田大和守入道常祐守護代となつて在城、ついでその臣織田信秀入城、信秀古渡城（城跡は名古屋市中區下茶屋町、大谷派本願寺別院境内）に移つて後、常祐の養

子信友の居城となつたが、信友、信秀の子信長と不和となり、弘治元年、信長信友を殺してこの城に移り、永祿七年岐阜稲葉山城に移るまでその本據としてゐた。徳川時代に至り、家康は慶長五年忠吉をこゝに封じたが、その嗣が絶えたので義直を封じ、十四年義直こゝに入城したが、翌年名古屋に移つて以來廢城となつた。

桶狭間は愛知縣知多郡有松町桶狭間にある。田樂狭間の南。永祿三年五月今川義元の陣した所。所謂桶狭間の戦跡は桶狭間ではなくて田樂狭間（又は屋形狭間、田樂窪等とも稱す）と稱する所。有松町の東南で愛知郡豊明村大字榮に屬する。即ち義元が信長の爲に夜襲されて最期をとげた所で、廣茅一町内外にすぎぬ小丘陵に圍まれた低地である。今「桶狭間古戰場趾二桶狭間弔古碑」（尾張藩儒齋鼎撰）の二碑が立つてゐる。姉川は滋賀縣東淺井郡と坂田郡との間を流れて琵琶湖に入る川で、水源は伊香郡金糞嶽から出てゐる。元龜元年六月廿八日、信長・家康の聯合軍が淺井長政・朝倉義景の聯合軍と合戦して之を撃破した古戰場はその中流で、北から流入する草野川が合流する地點の直ぐ東、織田・徳川軍は南岸なる坂田郡北郷里村に陣し、淺井・朝倉軍は北岸なる東淺井郡七尾村及び湯田村に陣したのである。

安土城址は滋賀縣蒲生郡安土町字豊浦の安土山中にある。安土山は琵琶湖に突出してゐる一小半島をなしてゐて、三方湖に面する要害である。信長の此處に築城したのは天正四年、山上に石垣を築いてはじめて天守閣を設け、山下に城下町を營んだが、天正十年六月明智光秀の爲に焼かれて廢絶した。現在尙石垣を存し、信長の墓及び彼の木願なる總見寺がその城址に存してゐる。

○安土城址

【新制初級第二十章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十八章】

所在 滋賀縣蒲生郡安土町。

安土城は天正四年正月月中旬着工、同七年五月十一日落成。安土山上にあつて南には池沼があり、東西北の三方は琵琶湖に望む要害の地を占め、七重の天守閣を有する宏莊なものであつた。然るに天正十年明智光秀の謀反の際に彼のために奪取せられ、その將明智光俊が守つてゐたが、光秀没落後、光俊がこの城を退散するに當つて、焼拂はれてしまつた。

現在は山上に天守閣、諸臣の邸趾等の石垣が遺つてゐる。

圖は城址安土山の遠望。

○三方ヶ原長篠位置圖

【新制初級第二十章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十八章】

本圖は武田信玄・勝頼父子の相つぐ二度の上洛運動途上に於ける織田・徳川兩氏との交戦地たる三方ヶ原及び長篠の位置を示したものである。

三方ヶ原の戦は元龜三年十二月二十二日、三方ヶ原は靜岡縣濱松市の北方、濱名郡より引佐郡にわたる曠野、その中心を今三方ヶ原村と稱す。南北二里、東西一里に餘る。その南邊に犀が崖あり。濱松市街の北約十町。濱松城を出でたる家康はじめこゝに陣し、家康敗退して城に入るや、信玄の軍の陣したる所。濱松は當時家康本據の城、城址は濱松市の北部にあつて新城・古城の別あり。古城は又引間城と稱し、永正中三善爲連の築く所、後、天文・永祿の頃飯尾氏の居城であつたが、元龜元年徳川家康が岡崎より來つてこの城に居ることゝなつた。かくて家康は古城の西に新城を築き、新・古兩城を總構の中に取込むに至つたのである。引間の名を改めて濱松と稱するに至つたのもこの時からである。

長篠の合戦は天正三年五月、その城址は愛知縣南設樂郡長篠村にある。豊川の上流、瀧川・大野川の合流する三角地點にあり、兩川を城濠とする要害。永正中今川氏親の將菅沼元成が初めて築城、元龜二年に武田信玄に屬し、天正元年家康の手に入り、其の後家康は長篠役當時の守將奥平信昌に守らせてゐたのである。

○長篠合戦圖

【新制初級第二十章、中學上級第九編第二章、女子第三編第十八章】

所在 愛知縣犬山町成瀬子爵家。

圖は右所藏の屏風繪の一部である。屏風は六曲、長久手合戦と共に一双にしてある。向つて右は武田方、左は徳川・織田方の軍勢である。武田方の軍が先を争つて敵陣に突入せんとしてゐるのに對して、徳川・織田方が長柵を構へ、隊伍を

整へ鐵砲隊を第一線に置いてゐる有様に注意すれば、新舊戦法の相違を明かにする事が出来る。兩軍の挟んでゐる川は豊川の支流である。

○信長の最大領域圖 【新制初級第二十章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十八章】

本圖は天正十年信長弑殺前に於ける彼の勢力範圍の大體を示すものである。

尾張は織田氏の舊領、美濃は永祿七年齋藤氏を滅して獲得、伊勢はその北部にゐた關氏を永祿十一年上洛前に攻略、南部は北畠氏の領だつたのを永祿十二年上洛後、和して子信雄に譲らす。近江はその南部に六角氏が據つてゐたのを上洛の途次に討つて従へ、更に元龜元年六角氏が再び叛いて淺井氏に應じたのを破り、ついで同年六月姉川の戦に北部の淺井氏及び越前の朝倉氏の軍を破り、最後に天正元年淺井氏を滅し、これより先、元龜二年には淺井・朝倉兩氏に與して信長を苦しめた叡山を全滅せしめて全國をその手におさめ、天正四年安土に築城するに至つたのである。山城の地は彼が上洛の時に三好・松永の諸氏が降服して彼に歸し、その後三好氏の義繼は河内若江城にあつて信長にせめられて遂に自刃してはてた。和泉・攝津の地も彼が上洛の後間もなくその勢力下に置かれるやうになつた。但し攝津石山の本願寺の勢には信長も大いに苦しみ、天正八年漸く勅命によつて和したのである。紀伊北部は石山本願寺をたすけた雜賀・根來の一向一揆の據つた地方、石山と共に信長の支配下になつたわけである。石山と同じく早く信長が征服した北伊勢に長島がある。こゝの一向一揆は永く信長に反抗してゐたが、天正二年に掃蕩した。大和は筒井氏が最も勢力があつたが、これ亦信長に服し、天正四年よりその命によつて大和を管することゝなつた。翌年松永久秀が同國信貴山城に據つて叛いたが間もなく滅ぼされた。播磨は天正四年より主として羽柴秀吉に命じて經營させた所、三木城主別所氏以下大小の豪族順次降服、秀吉がその國を管するに至り、備前・美作は宇喜多氏が降服して引續きその所管としてゐた。尚秀吉が淡路を平げたのは天正九年である。丹波の波多野氏は天正五年より七年に亘つて明智光秀が平らげ、丹後の一色氏、但馬の山名氏は信長上洛後間もなく服従。因幡・伯耆の経略は天正八年である。北陸方面は越前の朝倉氏は淺井氏と共に

滅ぼされ、それより加賀に亘つて勢力のあつた一向一揆は天正三年に滅され、柴田勝家がこの地方の鎮とされた。加賀・能登・越中は天正六年越後の上杉謙信の死後、信長が佐々成政・前田利家・柴田勝家等に經營せしめたる地方。東方の三河・遠江・三河は徳川家康が今川氏・武田氏の滅亡によつてその手に收めた地方、信濃・甲斐は武田氏の舊領。上野の一部は同じく武田氏のものであつたのを、武田氏滅亡の功によつて瀧川一益に賜はつた地方である。かくて信長の勢力は本州をその中央に於て横斷して山陽・山陰・近畿より東海・東山・北陸にまで及ぶこととなつたのである。

○織田信長墓 【中學上級第九章第二節、女子第三編第十八章】

所在 滋賀縣蒲生郡安土町。

舊安土城二の丸趾にある。尙彼を祀つた別格官幣社建勳神社は京都市上京區の船岡山上にある。

○豊臣秀吉 【新制初級第二十章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十九章】

所在 愛知縣中島郡大和村妙興寺。

筆者年代共に不明であるが、慶長五年夏南化の贊が原圖の上にあるのを見れば、當時のものである事は疑ない。南化は秀吉歸依の臨濟禪僧で、その命によつて妙興寺の住持となつた人である。服装は唐冠に束帶。贊には「馬上定天下。功如安漢家。一回任關白。九族列清華。豐國威靈無可比。高於秦。重於華。咄。慶長庚子季夏吉辰、前花園住山廣白山人謹贊團圓」とある。

○賤ヶ嶽小牧山位置圖 【新制初級第二十章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十九章】

本圖は信長の没後、秀吉が織田氏の宿將柴田勝家を破つてその勢力を確保し、後更に徳川家康と兵を交へ、間もなく之

と和して益々戦國の天下統一者として信長の後繼者たるの地位を固めるに至つた賤ヶ嶽及び小牧・長久手の戦に關係する主要地點を示したものである。

賤ヶ嶽は滋賀縣伊香郡伊香村大字大音の西嶺。余呉湖の南に峙つ小嶺である。天正十一年四月二十日、秀吉・勝家の兩軍この附近に對戦、勝家の軍が先づ此の嶺を占據したが、その翌朝秀吉方の諸將の急撃に會つて敗退した。長濱は滋賀縣高島郡長濱町、城址は湖岸にあり。この地はもと今濱と稱してゐたが、天正元年信長が淺井氏を滅して秀吉にこの地を賜ふや、築城して長濱と改めたのである。天正十年本能寺の變後、秀吉の虚に乗じて淺井の舊臣がこの城を奪つたが、間もなく柴田勝家が略取して義子勝豊に守らしめた。然るに勝豊は勝家の將佐久間盛政と隙があつた爲、天正十年十二月秀吉の攻撃に會ふや、忽ち降つて秀吉に屬した。これより秀吉は轉じて大垣に至り、岐阜、今の岐阜市)の織田信孝を降し、更に瀧川一益を伊勢に攻めたが、翌年三月越前の勝家が南下するとの報に接して再び近江に歸り、こゝに賤ヶ嶽の合戦を見るに至つたのである。

小牧山は愛知縣東春日井郡小牧町にあり。平野に獨立する高さ八十六米の小丘。天正十二年三月、家康は秀吉の將森長可がこの山を占取せんとする機先を制し、十七日不意を襲ふて長可の軍を破つてこの山を取り、附近に壘を築き、松平家忠等をして守らしめた。これに對して秀吉方は三月十三日池田信輝(勝入)が犬山城(愛知縣丹羽郡犬山町にある)を奪取し、秀吉は二十四日に大阪より岐阜に着いたので、家康は二十八日に陣を小牧山に進めた。一方秀吉は進んで四月四日樂田(犬山と小牧との中間、丹羽郡樂田村)に陣したので、兩雄は間近に相對することゝなつた。兩地の間隔約四キロ(一里)間もなく池田信輝・森長可等は家康の本國三河の虚を衝かんとして密かに長久手(愛知縣愛知郡長久手村)に進んだ。然るに家康はこれを知つて自ら追撃し、長可を倒し、信輝を奔らせた。この長久手の戦で四月九日の出來事である。かくて兩雄は再び小牧・樂田に對陣するに至つたが、兩軍主力の會戦は遂に見ることが出來ずに和議になつたのである。

○秀吉の花押【新制初級第二十章、中學上級第九】

【新制初級第二十章、中學上級第九】
【新制初級第二十章、中學上級第九】
【新制初級第二十章、中學上級第九】

朱印

【新制初級第二十章、中學上級第九】
【新制初級第二十章、中學上級第九】
【新制初級第二十章、中學上級第九】

秀吉の朱印には二種ある。海外通交用としては「豊臣」と横書したる方六・六厘餘(二寸)の金印を用ひた。その他の用に天正十一年より本圖の如き朱印を用ひてゐる。長徑三厘餘(二寸餘)の不整形圓であつて印文不明、所謂絲印の類であらう。絲印は又絲割印とも稱し、室町時代より徳川初期にかけて、支那から白絲を輸入して來る時、その荷と共に請取用に送つて來た銅鑄印で、印文は不明のものが普通であつた。而して好事家の間にこれを蒐集愛玩するものがあり、又自家の印章としたものもあつた。名家の印章となつたものも少くない。

○小牧山模型

【新制初級第二十章、中學初級第三】
【編第九、女子第三編第十九章】

所在 名古屋市東區京町、江崎祐八氏。

舊幕時代名古屋城内にあつたものを、江崎氏が祖先以來小牧山守たる縁によつて譲受けて所藏するに至つたものである。圖はその正面、よく現地形に酷似してゐる。頂上は本丸、正門は正面南方にある。

○大阪城

【新制初級第二十章、中學初級第三】
【編第九、女子第三編第十九章】

所在 大阪市。

大阪城は天正十三年秀吉によつて築かれたものである。この地は脚下に川を廻らす丘陵上にある要害であつて、本願寺蓮如がこゝに別院を立て、その孫證如が本願寺をこゝに移し、室町時代末期に於ける一向一揆の中心根據地とも言ふべき重要な地位に立つてゐたものである。

築城當時天主閣は五層、周圍一・七八一メートル餘(三里)、西に東横堀川、東に大和川、北に淀川、南に空堀を廻らしてゐた。

慶長四年秀頼が更に増築したが、同十九年冬の陣の結果、外郭は壊たれ、濠は埋められ、翌年夏の陣では豊臣氏の滅亡と共に城も焼失した。その後再び徳川氏の手で再興されたが、櫓は萬治三年、天主閣は寛文五年に焼失、その後再築の

業成らざるに明治戊辰の役に又焼けた。かくて現在はその三の丸は既に市街地になつてしまひ、織かに残存するのは石垣と濠、角の櫓等であるが、天主閣は昭和六年大阪市の手で模造再建の業が完成したから、一層當時の宏莊を容易に見する事が出来る。

圖は濠及び石垣、角櫓の一部である。

○後陽成天皇

【新制初級第二十章、中學初級第三編第九章、女子第三編第十九章】

所在 京都市上京區寺町廣小路北、廬山寺。

恐らく御讓位後の御姿と思はれる。原圖は縹緗縁高麗の座疊の上に御着座の御姿であつて、二藍三重褌の御引直衣に紅の長袴を着け給ふた御服装、左上りの御烏帽子を召されてゐる。

○聚樂第

【新制初級第二十章、中學上級第九編第二章、女子第三編第十九章】

所在 京都市三井家所藏屏風。

天正十四年築造、東西四三六メートル餘(四町)、南北十六三メートル(七町)と傳へられる。現今の京都市二條離宮の北方が大體その址である。周圍に石垣と濠、櫓等があり、城内には壯麗な殿舎が立ちならんでゐるばかりでなく泉水・築山等もあつて、邸宅と城郭を兼ねたものである。圖は右所藏屏風繪の一部分である。

○小田原役要地圖

【中學初級第三編第九章、女子第三編第十九章】

本圖は天正十八年秀吉が小田原城の北條氏直・氏政父子征伐に關係ある主要なる地點を示したものである。山中城は靜岡縣田方郡錦田村山中新田の西北にあつた。葦山と共に小田原城の西方の防禦線である。當時松田右兵衛大

夫秀植が守備してゐたが、三月廿九日秀吉の軍に攻められて早くも落城した。

葦山城は同前葦山町北條・山木の北嶺にあつた。早雲が小田原に移つて後は部將をして守らしめ、あなたが、當時は北條美濃守氏規が守將となつてよく守り、織田信雄・蒲生氏郷・福島正則・細川忠興等の大軍を引受けて撓まず、遂に小田原開城まで好防をつけてゐた。

八王寺城は東京府八王寺市慈根寺山にあつた。當時の守將は北條氏輝、上杉景勝・前田利家等の軍に攻められて陥落した。

江戸城は大永四年氏綱が上杉朝良より奪つて以來、北條氏の有に歸して居り、當時は城主遠山直景が足柄方面の戦に加はつてゐたので、一族が守つてゐたが、小田原陥落に先だつて開城した。四・五月の頃と思はれる。

小田原城は神奈川縣足柄下郡小田原町の西部丘上にあつた。北條氏五代の間關東の中心となつてゐた所である。當時秀吉は十四萬の大軍を以て攻圍したが、北條氏の好防の爲四ヶ月の久しきに及び、七月六日に至つて氏直降服、九日氏政も城を出て降つたので漸くこの城を手に入れることが出来たのである。

○伊達政宗

【女子第三編第十九章】

所在 宮城縣宮城郡松島町瑞巖寺。

甲冑の木像。瑞巖寺本堂正面佛壇中に安置してあるものである。

○朝鮮役要地圖

【新制初級第二十章、女子第三編第二十章】

本圖は文祿・慶長兩度の秀吉の朝鮮征討の際に於ける我が軍の主要徑路及び主要地點を示したものである。秀吉は文祿元年正月征討の部署を定め、二月諸軍を肥前名護屋(佐賀縣東松浦郡名護屋村)に集結し、三月小西行長・加藤清正等先鋒として出發せしめ、四月秀吉自ら名護屋に入り、續いて水軍を發せしめた。

小西行長等は釜山に上陸し、東萊・梁山・尙州等を取り、大邱を経て忠州に至り、加藤清正等は同じく釜山に上陸、東に分れて蔚山・慶州等を陥れて忠州で行長の軍に合し、再び兩軍路を分けて、五月國都京城を陥れた。かくて翌六月には行長等は大同江を渡り、平壤を占領して黃海道を従へ、清正等は分れて東北に進み、咸鏡道に入つて元山より永興・咸興に進んだ。

七月我が水軍の將九鬼嘉隆・加藤嘉明等は巨濟島の附近で彼と戦つて勝を制するに至らなかつたが、清正は朝鮮の二王子を會寧に進んで虜にし、次で兀良哈(今の間島地方)を征服し、別に小早川隆景等は南方なる全羅方面を従へ、諸軍々備を整へて秀吉の渡海を待ち、長驅明に侵入せんとするに至つた。この間明の神宗は朝鮮の援を求むるに應じて祖承訓を遣はして平壤を攻めしめて勝たず、策を用ひて沈惟敬を遣はして行長と和を議せしめ、一方密かに大軍を朝鮮に向はしめた。この明の大軍は李如松を將として文祿二年正月平壤を圍んだので、我が軍は不意を喰ひ、衆寡敵せずして京城に引上げ、李如松の軍はこれを追ふて京城に迫つたが、小早川隆景・立花宗茂等の奮戦によつて大敗を蒙り、平壤に退いた。

明はこの敗報に接して大いに驚き、再び和議を進めん事を乞ふたので、秀吉もこれに應じ、五月行長は明使と共に名護屋に歸り、和議が成立した。そこで翌慶長元年在韓諸軍も續々召還されたが、九月三日明使の捧げた國書の非禮が秀吉の激怒を買ひ、再び征討軍の派遣となつた。

かくて慶長二年正月、加藤清正等は再び釜山に渡り、梁山・蔚山等を根據として熊川・金海・晋州・泗川等を侵略し、主として沿岸地方の經略に従つた。この間に加藤清正・淺野幸長等の蔚山城の死守、島津義弘の泗川の快勝等は最も我が武名を輝かしたものである。

然るに八月十八日秀吉が伏見に薨じたので、遺命により軍を召還し、遂に前後七年に互る大役も龍頭蛇尾に終つた。

○明の國書

【新制初級第二十章、中學初級第三編第十章、女子第三編第二十章】

所在 東京市石川子爵家。
我が文祿四年(明の萬曆二十三年)明使沈惟敬の持参して秀吉に捧呈し、その激怒を買つた封冊文の一部で、最も問題になつた一句である。封冊文は綾絹を使用した長さ五・六六メートル(一丈八尺七寸)、幅三一・五センチメートル(一尺四分)の立派なものである。原文の全體は次の如し。

奉

天承運

皇帝制曰、聖神廣運、凡天覆地載、莫不尊親、帝命溥將、暨海隅日出、罔不率俾、昔我皇祖、誕育多方、龜紐龍章、遠錫扶桑之域、貞珉大象、榮施鎮國之山、嗣以海治之揚、偶致風占之隔、當茲盛際、宜續彝章、咨爾豐臣平秀吉、崛起海邦、知尊中國、西馳二介之使、欣慕來同、北叩萬里之關、懇求內附、情既堅於恭順、恩可斬於柔懷、茲特封爾爲日本國王、錫之詰命、於戲寵賚之函、襲冠裳於海表、風行卉服、固藩衛於天朝、爾其念臣職之當修、恪循要束、感皇恩之已渥、無替款誠、祇服綸言、永遵聖教、欽哉。

萬曆二十三年正月廿一日

尙この外に論文と言ふ一文が附されてあつた。この冊封が石川子爵家にあるのは、秀吉が怒つて擲つたのを堀尾吉晴が得、後その姻戚なる伊勢龜山藩主石川氏の家に移つたものであるといふ。

○耳塚

【中學上級第六章第二節】

所在 京都市東山區豊國神社前。

高さ約五・五米(三間餘)周圍一八一・八米餘(百間餘)の塚、塚の上には高さ約五・五米(三間)程の五輪の石塔があり、周圍に石柵を廻してゐる。古來誤つて耳塚と稱せられてゐるが、實は鼻塚と稱すべきである。

この塚は朝鮮征伐の際、遠隔の地で不便であるから我が軍が敵の首級を擧げる代りに鼻を切つて醜にして故國に送り、